

911.123-Y19ウ



1200600788998

第	3	部
第	205	號
全	1	冊
内	第	冊



始





つゝあひまゝ集海の家

巻第三



911.123-Y19ウ



I種
W



序

本書は前二卷に引きつゞき、東北帝國大學に於いて講義を行ひたる際の草案に基
づきたるものなり。但し、上述の講義は昭和八年二月第四五〇番の歌を了へて後中
止したるを以て、その以下の部分は新に稿を起して加へたるものなり。かくて、こ
れを出版せむとするに及びて、すべてにわたり更に修治を加へたり。本書に關し
ての著者の態度等は既に卷第一、卷第二の卷頭に述ぶる所あれば、今更に言を弄せ
ず。ただ本書をかく厯大なるものとならしめたるは著者不敏の致す所として深く愧
づる所なり。

昭和十二年四月一日

山田孝雄

例言

- 一、本書の本文は寛永版本を基としたれども、その誤の著しくして、他の諸本によりて正字の知らるゝものは之を訂して、その字には左旁に「○」圈を加へたり。
- 一、諸本に通じて用ゐられてある字なれど、誤と認めずしては通じ難きものは左旁に「●」圈を加へて之を注意し、漫りに改むることをせず、解説の中に之が意見を述べたり。
- 一、各首の歌の上に施せる番號は國歌大觀にて加へしものによれり。この番號は近時諸本に用ゐらるれば、本書もそれに倣へるなり。随つて解説の中に引ける歌もこの番號によりて示し、從來の卷數張數を示す方法をとらず。

萬葉集講義卷三



山田孝雄述

卷第三卷第四の通説

この卷第三は卷第四と相待ちて一團をなすものたること卷一の初めに述べし所なるが、ここにこの點を少しく説くべし。

卷第三は雑歌譬喩歌挽歌の三部門に分ち、卷第四は相聞の一種のみをのせたるが、この二卷が相合して一團をなせるものと見るときは、ここにすべての歌を雑歌譬喩歌挽歌相聞の四種に分ちたることを示せるものにして、これを第一部に比するに、かれが雑歌相聞挽歌の三類に分ちたるに、これは四類に分ちたれば、先づ分類法に一の變更を試みたることを見る。而して新に加はれる譬喩歌といふものは第一部にて

のいづれに當れるかといふに、名目上よりいへばその雜歌の中より分ち出せる一類なるが如しといへども、必ずしも然らずして、相聞に屬すべき點あるものを含める如し。ただ、それらの一類の歌に通じて見ゆる特徴は

- 鴨 (三九〇) 玉 (四〇三)(四〇九)(四一一)
- 船材 (三九一) 粟蒔く (四〇四)(四〇五)
- 梅 (三九二)(三九八)(三九九)(四〇〇)
- 月 (三九三) 神 (四〇六)
- 小松 (三九四) 水葱 (四〇七)
- 紫 (三九五) 石竹 (四〇八)
- 草原 (三九六) 橘 (四一〇)(四一一)
- 菅 (三九七)(四一四) 藤衣 (四一二)
- 山に標ゆふ(四〇一)(四〇二)

の如く、物又は事に託して想を發表せるものにして、この點に於いて譬喩歌といふ名目をも與へしなるべし。而してこれは一の試みといふべきものなるが如く、他の相聞挽歌と分釋の原理の基礎を異にしてあるものなれば、徹底せる分類なりとは見えぬ。されども、とにかくに、この譬喩歌挽歌相聞以外のものを以て雜歌とせしものなるべく、いづれにしても、これは第一部とは先づ組織を異にせりといはざるべからず。次にこの部の叙述法は第一部と異なり。第一部は天皇の御代を基として分類次第せるが、この部に在りてはさる事なくして、ただ各種の部門内に略時代の順に各歌を列擧するに止まれり。而してこの點は卷第三第四一様なり。即ちこの點に於いてこの第二部が、第一部と撰を異にすること及び、卷第三第四が通じて一なることも明かなりとす。次に各の歌の記述法はその義字と假名とを混じ用ゐる方法は第一部と略同様にして、卷第五の假名を主とせることは甚しく異なり。こ

れ第三第四を第五と區別すべき最も著しき點なり。以上の如き理由によりて余はこの卷第三第四を以て一團として取扱ふべきものなるを信ずるなり。

さて又この二卷を通じて、その歌のしるしづりを見るに、古人の既にいへる如く、その體整はず順序もまた往々亂れたり。たとへば、大伴旅人の事を上に大納言大伴卿とありて、下に中納言なる時の歌を載せ、或は春日藏首老の歌を載せ、下にその人のなほ僧なりし時の歌を辨基の名にて載せ、藤原朝の人を奈良朝の人の次にあぐるなど、頗る錯雜せる所あり。されば、この部は、第一部より一層蕪雜にして、ある種の著述の準備として集めたるものを十分に整理せずしてそのまゝの姿にて在りしものが後に傳はりしもの如し。

かくてこの各部門の歌を時代の考へらるるものより見れば、卷第三の雜歌は

持統天皇の頃よめる柿本朝臣人麿の歌

などを古きものとし、

天平五年大伴氏神を祭る時の大伴坂上郎女祭神歌

などを新しきものとす。譬喩歌は

天武天皇の皇女紀皇女の御歌

などを古きものとし、

大伴宿家持歌

を新しきものとす。挽歌にては

上宮太子御作歌

を古きものとし、

天平十六年二月安積皇子薨せし時大伴宿禰家持作歌

又同年七月なるべき

高橋朝臣作歌

を新しとす。又卷四なる相聞にては

難波天皇妹、山跡なる皇兄に奉られし御歌
を古しとし、

大伴宿禰等の歌

を新しとす。而して、これには大伴家ことに旅人家持一家のもの及び、
それに関連せる歌多數を占め、そのかきぶりも、一家の内にてのものに
して未だ公にすべき程に整理したるものにあらざるべきを思ふ。然
れども、既に上述の如く四の部門に分類を施してあれば全然材料の蒐
集のままのものにはあらざることとは考へらる。要するに、整理不十分
なる稿本のまま傳はりしものといふべきなり。

萬葉集卷第三

雜歌

天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麿作歌一首

(一九)

天皇賜志斐姬御歌一首

(二〇)

志斐姬奉和歌一首

(二一)

長忌寸意吉麿應詔歌一首

(二二)

長皇子遊獵路池之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

(二三)

或本反歌一首

(二四)

弓削皇子遊吉野之時御歌一首

(二五)

春日王奉和歌一首

(二六)

或本歌一首

(二七)



長田王被遣筑紫渡水島之時歌二首

(一五)

石川大夫和歌一首 名闕

(一六)

又長田王作歌一首

(一七)

柿本朝臣人麻呂羈旅歌八首

(一八)

鴨君足人香具山歌一首并短歌

(一九)

或本歌一首

(二〇)

柿本朝臣人麻呂獻新田部皇子歌一首并短歌

(二一)

刑部垂鷹從近江國上來時作歌一首

(二二)

柿本朝臣人鷹從近江國上來至宇治河邊作歌一首

(二三)

長忌寸奧鷹歌一首

(二四)

柿本朝臣人麻呂歌一首

(二五)

志貴皇子御歌一首

(二六)

長屋王故鄉歌一首

(二七)

阿倍女郎屋部坂歌一首

(二八)

高市連黑人羈旅歌八首

(二九)

石川少郎歌二首 名曰君子

(三〇)

高市連黑人歌一首

(三一)

黑人妻答歌一首

(三二)

春日藏首老歌一首

(三三)

高市連黑人歌一首

(三四)

春日藏首老歌一首

(三五)

丹比真人笠麻呂往紀伊國超勢能山時作歌一首

(三六)

春日藏首老即和歌一首

(三七)

幸志賀之時石上卿作歌一首

(三八)

穗積朝臣老歌一首

(三九)

間人宿禰大浦初月歌二首

(四〇)

小田事勢能山歌一首

角麻呂歌四首

田口益人朝臣任上野國司時至駿河國清見崎作歌二首

弁基歌一首

大納言大伴卿歌一首 未詳

長屋王駐馬寧樂山作歌二首

中納言安倍廣庭卿歌一首

柿本朝臣人麿下筑紫國時海路作歌二首

高市連黑人近江舊都歌一首

幸伊勢國之時安貴王作歌一首

博通法師往紀伊國見三穗石室作歌三首

門部王詠東市中木作歌一首

按作村主益人從豐前國上京之時作歌一首

(二四)

(二四七)

(二六〇)

(二六六)

(二七〇)

(二七七)

(二八八)

(二九一)

(二九六)

(二九九)

(三〇三)

(三〇〇)

(三四)

式部卿藤原宇合卿被遣改造難波堵之時作歌一首

土理宣令歌一首

波多朝臣少足歌一首

暮春之月幸芳野離宮之時中納言大伴卿奉勅作歌一首并短歌

山部宿禰赤人望不盡山歌一首并短歌

詠不盡山歌一首并短歌

山部宿禰赤人至伊豫溫泉作歌一首并短歌

登神岳山部宿禰赤人作歌一首并短歌

門部王在難波見漁父燭光作歌一首

或娘子等以袈乾履贈通觀僧戲請咒願之時通觀作歌一首

太宰少貳小野老朝臣歌一首

防人司佑大伴四綱歌二首

帥大伴卿歌五首

(三八)

(三六)

(三八)

(三〇〇)

(三四七)

(三六〇)

(三九四)

(四二)

(四三)

(四四)

(四六)

(四八)

(四五)

沙彌滿誓詠綿歌一首

(四八)

山上憶良臣罷宴歌一首

(四六)

太宰帥大伴卿讚酒歌十三首

(四六)

滿誓沙彌歌一首

(五〇)

若湯座王歌一首

(五〇)

釋通觀歌一首

(五五)

日置少老歌一首

(五七)

生石村主真人歌一首

(五〇)

上古麻呂歌一首

(五五)

山部宿禰赤人歌六首

(五七)

或本歌一首

(五二)

笠朝臣金村鹽津山作歌二首

(五三)

角鹿津乘船之時笠朝臣金村作歌一首并短歌

(五四)

石上大夫歌一首

(五二)

和歌一首

(五八)

安倍廣庭卿歌一首

(五六)

出雲守門部王思京師歌一首

(五六)

山部宿禰赤人登春日野作歌一首并短歌

(五七)

石上乙麻呂朝臣歌一首

(五八)

湯原王芳野作歌一首

(五八)

湯原王宴席歌二首

(五八)

山部宿禰赤人詠故大政大臣藤原家之山池作歌一首

(五八)

大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌

(五九)

筑紫娘子贈行旅歌一首

(六〇)

登筑波岳丹比真人國人作歌一首并短歌

(六〇)

山部宿禰赤人歌一首

(六一)

仙柘枝歌三首
羈旅歌一首并短歌

譬喻歌

紀皇女御歌一首
造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓歌一首
太宰大監大伴宿禰百代梅歌一首
滿誓沙彌月歌一首
金明軍歌一首
笠女郎贈大伴宿禰家持歌三首
藤原朝臣八束梅歌二首
大伴宿禰駿河麻呂梅歌一首
大伴坂上郎女宴親族之日吟歌一首

(六三二)
(六三三)
(六三六)
(六三九)
(六四〇)
(六四一)
(六四二)
(六四三)
(六四七)
(六四九)
(六五〇)
(六五七)
(六五九)
(六六〇)
(六六一)

大伴宿禰駿河麻呂即和歌一首
大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌一首
娘子報佐伯宿禰赤麻呂贈歌一首
佐伯宿禰赤麻呂更贈歌一首
娘子復報歌一首
大伴宿禰駿河麻呂娉同坂上家之二嬢歌一首
大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌一首
大伴宿禰駿河麻呂歌一首
大伴坂上郎女橘歌一首
和歌一首
市原王歌一首
大網公人主宴吟歌一首
大伴宿禰家持歌一首

(七〇五)
(七〇七)
(七一〇)
(七一一)
(七一三)
(七一六)
(七一三)
(七二八)
(七三三)
(七三五)
(七三九)
(七四一)
(七四二)
(七四五)
(七五〇)
(七五五)

挽歌

(七六)

上宮聖德皇子出遊竹原井之時見龍田山死人悲傷御作歌一首小墾田宮

御宇天皇代

(七五八)

大津皇子被死之時磐余池陂流涕御作歌一首

(七六一)

河內王葬豐前國鏡山之時手持女王作歌三首

(七五七)

石田王卒之時丹生王作歌一首并短歌

(七五四)

同石田王卒之時山前王哀傷作歌一首

(七五九)

或本反歌二首

(八〇九)

柿本朝臣人麻呂見香具山屍悲慟作歌一首

(八〇三)

田口廣麻呂死之時刑部垂麿作歌一首

(八〇六)

土形娘子火葬泊瀨山時柿本朝臣人麿作歌一首

(八一九)

溺死出雲娘子火葬吉野時柿本朝臣人麿作歌二首

(八三二)

過勝鹿真間娘子墓時山部宿禰赤人作歌一首并短歌

(八三〇)

和銅四年辛亥河邊宮人見姬島松原美人屍哀慟作歌四首

(八四六)

神龜五年戊辰太宰帥大伴卿思戀故人歌三首

(八五九)

神龜六年己巳左大臣長屋王賜死之後倉橋部女王作歌一首

(八六六)

悲傷膳部王歌一首

(八六八)

天平元年己巳攝津國班田史生丈部龍麻呂自經死之時判官大伴宿禰

三中作歌一首并短歌

(八七一)

天平二年庚午冬十二月太宰帥大伴卿向京上道之時作歌五首

(九〇二)

遷入故鄉家即作歌三首

(九一一)

天平三年辛未秋七月大納言大伴卿薨之時作歌六首

(九二〇)

天平七年乙亥坂上郎女悲嘆尼理願死去作歌一首并短歌

(九四一)

天平十一年己卯夏六月大伴宿禰家持悲傷亡妾作歌一首

(九六六)

弟大伴宿禰書持即和歌一首

(九六九)

又家持見砌上瞿麥花作歌一首

(九七〇)

朔移而後悲嘆秋風家持作歌一首

(九七一)

又家持作歌一首并短歌

(九七二)

悲緒未息更作歌五首

(九七三)

天平十六年甲申春二月安積皇子薨之時内舍人大伴宿禰家持作歌六

首

(九七四)

悲傷死妻高橋朝臣作歌一首并短歌

(九七五)

(以上〇ヲ加ヘタルハ古寫本ニヨリテ寛永本ノ誤ヲ正セルモノヲ示ス)

雜歌

○これは既にいひたる如く、すべての歌を雜歌、譬喻歌、挽歌、相聞の四部に分ちたるうちの、一にして、他の三類に屬せぬものの總稱なり。而して、卷一にいへる雜歌とは多少範圍の狭き道理なるが、その譬喻歌が上に述べたる如くなれば、その内容に於いては卷一の雜歌と大差なしといひて差支なきなり。

天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麿作歌一首

○天皇「スメラミコト」とよむべし。ここにただ天皇とのみありて、御稱號を記さず、この故に、そのいづれの天皇にましますかを知り難し。童蒙抄には、第一、第二卷の例によれば、何宮に御宇天皇代と云標題を落脱したると見えたりといへり。然れども、この卷の記載例は卷一、二と異なれば、この論も首肯しがたし。されど、いづれの宮御宇天皇とかありて然るべき所なり。然るにかくあるは、これを抄出せし史又は記録に記載せしまゝを、文字を加除せず抄録したるまゝにしおきしが爲にかかる状態を呈したるものなるべし。これによりて今よりして、何れの天皇にましますかを知らむとするに傍證なければ、確かには知り難きわざなり。拾穂抄には元正天皇とせり。然れども作者柿本朝臣人麿の歌は、卷一、二によれば、近江の舊都を詠じ、又藤原宮御宇天皇の頃に盛んによめるなれば、大體持統文武二代の天皇のうちをさし奉るなるべ

く、次の歌が、女帝にましますべく思はるる理由を以て、こゝも持統天皇を申すなるべしといふ説は粗當を得たるものなるべく思はる。

○御遊雷岳之時 雷岳は拾穂抄は「イカツチノヲカ賀茂眞淵は「カミヲカ」とよみ、本居宣長は「イカツチャマ」と訓べきよし、ひ槻落葉は「岳を丘に改めて、イカツチノヲカ」とよみたり。按ずるに諸本一も「岳を丘」とせるものなく、又「岳即ち丘なること」卷一「一」の歌にのべたる如くなれば、改むる要なし。又「岳をヤマ」とよむことは異例なり。この地は卷二「一五九」の「神岳」と同じ地なるべくして、その土地のことは卷二にて既にいへる所なるが、この歌なる「雷」の字は必ず「イカツチ」とよまざるべからざる故に舊來の如くによみてよかるべし。日本書紀雄略天皇七年七月の條に「天皇詔小子部連蝶羸曰、朕欲見三諸岳神之形……汝……使放於岳、仍改賜名爲雷」とあり。この地は今の大和國高市郡飛鳥村字雷にある一の丘陵なり。「御遊」は拾穂抄に「ミアツビスル」とよみ、槻落葉には「ミアツビマス」とよみたれど、いづれも語熟せず。又童蒙抄に「ミアツビノトキ」とよみたれど、これも同じ。古義には「イデマセルトキニ」とよみたり。これは所謂義訓なるがこれをよしとすべし。

○柿本朝臣人麿 この人の事は卷一以來屢いへり。

(二三五)

皇者、神二四座者、天雲之、雷之上爾、廬爲流鴨。

○皇者 舊板本「スメロギハ」とよみたるが、類聚古集、神田本には「スメラギハ」とよみ、古葉略類聚鈔

細井本には「スヘラキハ」とよみ、考には「オホキミハ」とよめり。この事は槻落葉別記に論ありて、「オホキミ」とよむをよしとせり。而してその説は卷一「七九」の「天皇乃命畏美」の下に説けるが、こゝにも姑くそれに従ふ。

○神二四座者 「カミニシマセバ」とよむ。「シ」は強意の助詞なり。天皇を神と仰ぐことは古來の思想なるが、人麻呂の歌には卷一「二九」の歌より以來屢あらはれたり。以上二句と同じ句、卷二「二〇五」に「王者、神西座者、天雲之、五百重下爾、隱賜奴」とあり。

○天雲之 「アマグモノ」とよむ。この語の例は卷五「八〇〇」に「阿麻久毛能牟迦夫周伎波美」など少からず。雷は雲の中より起るものなれば、かくいひて、一方にては枕詞の如く用ゐるたるなり。

○雷之上爾 「イカツチノウヘニ」とよむ。この雷は事實は雷岳をさすものなれど、詞の上にては實の雷にとりなしてよめるなり。久老は「もしは上は山の誤にあらぬにや」といひたれど、しか書ける本一もなく、又このまゝにて意明かにとほるなり。

○廬爲流鴨 舊訓「イホリスルカモ」とよみたるが、久老は「イホリセルカモ」とよむべしとし、略解には或人の説として「流は須の誤にていほりせずかもと有しならん」といへり。されど誤字ある本一も見えねば、この説うけ難し。「イホリ」は卷一「六〇」に「廬利爲里計武」とある下に既にいへる如く、假初の家をつくりて居るをいふ。「スル」と「セル」との區別につきて、槻落葉別記に「須流は現世より末をかけていふ言、世流は志多流を約めたる言にて過去より現在までをいふ言なり」といひて例をあげたり。(その例の中には如何はしきものもあれど)按ずるに、卷一の「廬利爲里計

武又卷九一六七七に「山跡庭聞往敷大我野之小竹葉刈敷廬爲有跡者」などの爲は「セル」にあてたるものなれば「セル」とよまむも不當にあらず。されば「イホリスルカモ」とも「イホリセルカモ」ともよみうへぎことにして文字の上よりいひても言語の上よりいひても不可ならずとせば、そのうちのいづれによるべきかといふ事は歌の意によく合ふと思ふ方によらざるべからず。かくてこの歌はその雷丘の上に假に設けたる御座所に入り立たして國見などをせさせたまひし事をよめるなるべければ、その作用の多少繼續せることを示す爲に「セル」とよむ方に従ふよしとすべし。「カモ」はいふまでもなく感嘆の意をあらはす助詞なり。

○一首の意 攷證に次の如くいへり。「天皇は神にてましませば奇しくあやしき御しわざありて人力のおよぶまじき雷の上にいほりを作り給へるかなと申すにて雷山を實の雷にとりなしてよめるは歌の興なり」といへり。これをよしとす。

右或本云獻忍壁皇子也其歌曰王神座者雲隱伊加土山爾宮敷座

○右或本云、これは上の歌が或る本に別の傳へと別の形とになりてあるによりて、それを注せるなり。

○獻忍壁皇子也 これは人麿がかくよみて忍壁皇子に獻じたりといふ傳なるを示せり。忍壁皇子は舊訓「オシカベ」とよみたれど「オサカベノミコ」とよむべし。この皇子は卷二一九四の詞書に見ゆる忍坂部皇子にして天武天皇の皇子にまし、日本紀にはこゝと同じく忍壁皇子とか

き續日本紀には刑部親王と記せり。

○王神座者 これは上のと同じく「オホキミハカミニシマセバ」とよむべし。「王をオホキミ」とよむことにつきて久老は「王とは皇子諸王を申事なれど、こも天皇には皇と書、皇子には王と書て別てりと思ふ人有べけれど、さにあらず。皇も王もおほきみとよみて、ひとつ事なるよしは卷十九に壬申年の亂平定以後歌と標して皇者神爾之ませば、赤駒之はらばふ田爲を京師となしつ。(四二六)○大王者神爾之ませば、水とりのすだくみぬまを皇都となしつ(四二六)とあり。この大王は王とのみもありて同じ事なれば、天皇と皇子とを別てるにはあらず」といへり。さる事なり。こも本歌の如く天皇をさし奉れるなり。

○雲隱 舊訓「クモカクレ」とよみたるが、隱は古四段活用なりしが故に、槻落葉の説によりて「クモガクル」とよむべし。この「カクル」は連體形にして「イカヅチャマ」につづくなり。卷十一「二六五八」に「天雲之八重雲隱鳴神之」とある如く、雷は雲の中にて鳴り、しかも形の見えぬものなれば、古はかくいへるなり。

○伊加土山爾 「イカヅチャマニ」なり。雷丘をさすこといふまでもなし。

○宮敷座 「ミヤシキイマス」とよむ。宮をしきていますといふ語なるべし。「シク」と「シル」と同義なることは卷一三六の下にいへり。一句にかくつづけたる例は他に見えねど、卷一三六の「宮柱太敷座波」この卷三二九に「安見知之吾王乃敷座在國中者京都所念」卷六九二九に「荒野等丹里者雖有大王之敷坐時者京師跡成宿」卷十九四一五九に「大王之敷座國者京師乎母此間毛於夜自

等」などにて、かくいふ事の有りぬべきをさとるべし。

○一首の意 明かにして上の歌と大差なし。楓落葉には、こは忍坂部皇子の宮のここに有けるにや」といひたれど、さにはあらざるべく、攷證に「皇子に獻れる趣にあらず。思ふに皇子につけて天皇に奉りしにもあるべし」といひたれど、これも必ずしも従ふべからず。恐らくは、この詠をば、ただかかる事をよみ奉りぬとて忍壁皇子に奉りし由に單純に解すべきものならむ。

天皇賜志斐姫御歌

○天皇 この天皇も上の「天皇」と同じく御名を記さねば明かならず。又志斐姫といふ人の年代も明かならねば一層明かならず。されど、上の引きつゞきとして同じ天皇と見奉る時はそこにもいへる如く持統天皇文武天皇二代の御中なるべく考へらる。かくてこの歌を賜はりしものは老女なれば、恐らくは女帝なるべしといふ想像に基づきて持統天皇ならむといふ説の起りたりと思はる。拾穂抄に元正天皇とせるも女帝と考へたるが爲なるべし。されど、上の柿本人麿は卷二の末にいへる如く、寧樂遷都以前に死せし人と見ゆれば、その點より見て元正天皇とは考へられざるなり。尤も、排列の上に時代を顧みずとならば、元正天皇と見奉る説も否認し難きさまなれど、次の歌が文武天皇の御世の歌と見らるゝ以上、又大體治世の順に排列してありと考ふる以上、元正天皇と見奉るは穩かにあらず。

○志斐姫 「シヒノオミナ」とよむべし。「姫は老女にして、オミナ」とよむべきこと、卷二、二二九の「古

之姫云々」の下にいへり。代匠記に「志斐は氏なるべし」といへり。次の歌の詞書には「姫名未詳」とあり。この「志斐」は當時實際にその氏の名を記す文字として用ゐたるをそのまゝに用ゐるしものと見ゆ。志斐氏は中臣氏の支族なるあり、阿部氏の支族なるあり。中臣氏の支族なるは新撰姓氏錄左京神別に中臣志斐連とある、それなるが、これはその名の起り、明かならず。この志斐氏は元明天皇の御世和銅二年に中臣都加比が、この氏姓を賜はり、又聖武天皇の御世、神龜二年に漢人法麿にもこの氏姓を賜はりし由續紀にのす。若し、この氏なる時は、こゝの天皇は元明天皇若くは元正天皇と申すべき事となる。されど、この場合は恐らくは然らざらむ。阿部志斐連は大彥命の後にして阿部氏の支族たるが、これは阿部名代といふものの天武天皇の御世に賜はりし氏姓なり。その事の由は新撰姓氏錄に之を記して曰はく「自臣稚子臣八世孫名代、證天武、御世獻之楊花、勅曰何花哉、名代奏曰辛夷花也、群臣奏曰是楊花也、名代猶強奏辛夷花。因賜阿倍志斐連也」とあり。強言の義によりての氏ならば、或はこの氏人ならむか。若ししかりとせば、持統天皇のこれに戯れたまふも由ありて聞ゆ。然れども、これもとより證あるにあらず。ここに攷證に一説あり。曰く「又考ふるに右の御製にもものたまへることく、この姫強言を強ひて申すによりて字して志斐の姫とはのたまへるにて志斐は氏にはあらざるべし」と。

○御歌 天皇の御製歌を御歌とのみ書くは、例に違へり。この故に考には「御製歌の製字脱り」といへり。然れども、卷四には「岳本天皇御製」とあり。それに照せば、これも恐らくは「御製」とある

べきものならむ。

(二三六)

不聽跡雖云強流志斐能我強語比者不聞而朕戀爾家里。

○不聽跡雖云 古來、イナトイヘドとよみて異議なし。「不聽」を「イナ」とよむは所謂義訓なるが、直ちに「キカズ」といふ義なりとする説はいかゞ。これは代匠記に「聽聞の聽にあらず聽許の聽なり」といひ、古義に「不許と書るに同じ」といへるを正しとすべし。即ち「聽」は「キク」の義にあらずして「ユルス」といふ義なるべし。「不許」と書ける例は卷八「一六一」に「神佐夫等不許者不有」とあり。「イナ」と假名書にせる例は卷十四「三四七〇」に「安比見氏波千等世夜伊奴流伊奈乎加母」卷二十四「四九七」に「美牟等伊波婆伊奈等伊波米也」などあり。「イナキカジ」といへどもといふ義なり。

○強流 「シフル」なり。卷四「六七九」に「不欲常云者將強哉吾背」といへる例あり。強ひて聞かしめ奉らむとするをいふ。

○志斐能我 「シヒノガ」とよむに異論なし。この「志斐」は志斐姫の事なるが、その下の「能」は卷十四「三四〇」に「勢奈能我素低母佐夜爾布良思都又三五二八」に「伊毛能良爾毛乃伊波受伎爾氏於毛比可彌都毛」卷十八「四〇七一」に「之奈射可流故之能吉美能等可久之許曾楊奈疑可豆良積多努之久安蘇婆米」などの「セナノイモノキミノ」の「ノ」と同じ用ゐるさまなる助詞にして、元來は「ノ」にて上の體言を以て連體格に立たしむる性質を有するが、下にあるべき體言を領有して「ノ」そのものにて體言の資格を示すに至れるものなるが、その意を通俗的に具體的にすれば「シヒノオミナ

ガ」といふべきを「シヒノガ」といひたるなるべきが、その「ノ」なくとも意通ずるによりて「ノ」は寧ろ語調を添ふる爲に加へたるさまに見ゆ。かくて「シヒノ」にて一の體言の取扱を受くるものにしてそれを「ガ」にて受けてこれを連體格として下の「強語」につづけたるなり。

○強言 舊訓「シヒゴトヲ」とよめり。楓落葉にはこの下に「登」を加へて「シヒゴトト」とよみ、今本には脱たるを古本によりて補へりといひ、攻證も亦、しかして「元曆本によりて補ふ」といへり。然るに、今傳はる元曆本には卷三なく、又その斷簡も見ることなし。岸本が見たる元曆本とは如何なる本なるか、明かならず。萬葉集校異を見るに、その頭注に「曆 語下有登一字」とあれば、恐らくはそれによれるならむ。校本萬葉集によるに、神田本にはここに「登」字を加へて朱にて抹消せりといふ。玉の小琴には「しひがたりと訓べし」といひ、略解以下多くこれに従へり。按ずるに「登」を加ふる時はかへりて語の筋とほらず。されば「シヒガタリ」とよむをよしとす。さて「シヒガタリ」とは蓋し「己がよしと思ふ物語りを人に強ひて聞かしめむとて物語するを古、かくはいひしならむか。註疏に「人の否におもふことをしひて語るゆゑにシヒガタリといふ。古のみならず、今も老女などによくある事なり」といへり。童蒙抄は「氏にまれ、名にまれ、しひと云義によそひ給ひて強言とよませ給へる也」といひ、古義はこの句を評して「志斐氏に連ね縁みて強流といひ、強語とのたまへる、甚めでたし」といへり。果してめでたしといふべきか、否かは知らねど、同音の語を重ねて調をとられしことは卷一の天武天皇の吉野の御製と稍々似たり。

○比者 「比」字流布本此に作りて「コノゴロ」とよめり。されど「此者」にては「コノゴロ」とよむべくも

あらず。温故堂本、大矢本、京都大學本に「比者」とあるを正しとす。「比者」を「このごろ」とよむは元來「比」一字にて「近來」の意を有するに基づく。後漢書光武紀建武七年四月の紀に「比陰陽錯謬日月薄蝕」と見えたり。「比者」の者は「近者」頃者「今者」昔者「の者」と同じく時の副詞を構成する助辭たり。さて「比者」を「コノゴロ」の義に用ゐたるは六朝時代の俗語と見えて、當時の尺牘に見えたり。たとへば、王羲之の「積雪凝寒帖」に「比者悠々、如何可言」とあるが如きこれなり。本集にての例は卷四、六八六に「比者千歳八往裳過與吾哉、然念欲見鴨」卷十、二二一三に「比者之五更露爾」卷十一、二五五二に「比者之吾情利乃生戸裳名寸」二七七八に「縱比者如是而將通」などあり。

○不聞而 舊訓「キカデ」とよみたるが、代匠記に「キカズテ」と和すべし、今の點にては而の字に叶はずといひてより皆それに従へり。げに「キカズテ」とよむべきなるがその説明は不十分なり。「デ」は「不」と而との合意の語なれば、よまばよまれざるにあらず。されどここに「ズテ」とよむべしといふは當時「ズテ」を約めて「デ」といひし證なく、かかる「デ」は恐らくは平安朝時代よりの事なるべく思はるるを以てなり。さて意は明かなり。

○朕戀爾家里 「アレコヒニケリ」とよむ。「朕」の字は天皇の御自稱として用ゐる、支那にての正しき用法によれるなり。意明かなり。志斐姫の不參の爲にかくよませたまへるならむ。

○一首の意 朕がいやといひても聞食し給へ〜とてひたと強ひて物語をする志斐姫のその強物語をば、姫不參の爲にこの頃は聞かぬが、さてかく暫くその強語りを聞かぬもまた物足らぬ心地して、それはそれとして、やはり戀しく思食しなりたりと戯れて宣へるなり。

志斐姫奉和歌一首 姫名未詳

○奉和歌 「コタヘマツルウタ」とよむべきか。「和」は元來「唱和」の義なるべきものなれど、ここは奉答の義にとれり。されど、和の義もあらはれたり。

○姫名未詳 この四字古寫本すべて小字にせり。それをよしとすべし。これ古よりその名明かならざる人なることを注せるなり。今にしてその名を知らむに由なし。

不聽雖謂、話禮話禮常、詔許曾、志斐伊波奏、強話登言。

○不聽雖謂 上の「不聽雖云」と同じくたゞ「謂」と「云」と一字かきかへたるのみにて、「イナトイヘド」とよむに論なく、意義また同じ。

○話禮話禮常 古來「カタレカタレト」とよみて異論なし。神田本等には「話」の字を「語」とせり。されど「話」字を「カタレ」とよむことは下にいふが如くなれば誤といふべからず。爾雅釋詁に「話言也」とあり、説文に「話字に注して「合會善言也」といひ、詩經「大雅抑章」には「話言」の字あり、文選「秋興賦」には「談話」の字あり。類聚名義抄には「話」に「カタラフ」の訓あり、色葉字類抄には「話」に「カタレ」の訓あり。されば「カタレ」とよむは當然なり。「常」を「ト」とするは卷一以來例多し。

○詔許曾 舊訓「ノレバコソ」とよみたるが、神田本細井本には「イハバコソ」とありといふ。玉の小琴には「ノラセコソ」とよむべしといへり。ここは詔字の意に因みて敬語とするをよしとして

本居説に従ふべきか。されど、これを説明するに玉の小琴に「のらせばこそと云ふべきを、ばを略くは古言の格也」といへるは、不可なり。これ「のらせ」といふ已然形のまゝにて下に接続する語格となるが、古言の格たるにて「ば」を略けるにあらぬことは卷一以来屢々いへる所なり。「のらせ」といふ語につきては攷證に「のらせはのりませばといふにて、のるとは紀記集中、告の字を多くよめるごとく、人にものを告る意にて、名告といふも詔」といふもこの告也。こゝは天皇なれば、詔の字をば書る也。そは廣韻云詔上命也、秦漢以下天子獨稱之と見えたり」といへるにて明かなり。

○志斐伊波奏 舊訓「シヒテハマヲセ」とよみたれど、伊を「テ」とよむべき理由なし。代匠記には「シヒヤハ」とよみたれど、伊を「ヤ」といふべき理由もなし。代匠記の他の説には「シヒイハマウセ」とよむべきかといへり。考は「伊は」那の誤にして「シヒナハマウセ」とよみたり。されど、こゝは一も誤字なきのならず、「シヒナハ」といふ時の「ナ」は如何なる爲に加へたるか怪むべし。玉の小琴は「シヒイハマヲセ」とし、槻落葉も亦しかよめり。されど、その説明は古來一も正鶴を得たるものなし。この「イ」は主格を示す古代の助詞にして、平安朝以後の歌文には用ゐるねど、法相宗の經論、因明唯識などの書をよむには今も用ゐること、奈良朝文法史に説ける所なり。さてかく、「イ」と「ハ」の助詞を重ね用ゐたる例は、續紀宣命第四十五詔に「此乎持伊波稱乎致之捨伊波謗乎招都」とあるあり。「奏」は天皇に申す事なる故にこの字を用ゐたるなるが、これを「マヲセ」と已然形にしてよめるは上に「コソ」とあるに對する結なり。かくてここに一段落たり。

○強話登言 舊板本の訓「シヒコトトノル」とよみたるが、神田本、西本願寺本、細井本等「シヒコトトイフ」とよめり。考は「話」は「語」の誤言は「告」の誤かといひ、槻落葉には「話」を「語」に改めて「シヒコトトチフ」といへり。古義は又「言」を「詔」又は「告」の誤として「シヒカタリトノル」とよみたり。先づ、こゝに誤字ありやと見るに、「話」を神田本に「語」とし、溫故堂本に「詔」とする外に字の疑ふべきものを見ず。さて「詔」はもとより誤なること明かなるが、「話」は必ず「語」とせずとも、「カタリ」とよまむに差支なきこと上にいへる如し。されば、このままにてよむを穩なりとすべきが、槻落葉の「シヒコトトチフ」といふは語をなさず。「チフ」は元來「トイフ」の約言なるに、更にその上に「ト」を加へて「トチフ」といふ如き語遣は古今を通じて決してあるべからざるものなればなり。かくて「強話」と「言」とを如何によむかといふ問題残れり。「話」は「コト」とよまむより、「カタリ」とよむかた字義に近ければ、「シヒガタリ」とよむ説をよしとすべく、かくて上の御製の「強語」をうけいへること明かに知らる。「言」は「イフ」とよむを普通とすれど、「ノル」とよまむに差支なし。されば、こゝは上の「ノラセ」に對して「ノル」とよむをよしとす。これを一段落とするが、この句と上の段落との間に「然るに」といふ如き意を含めて解すべし。

○一首の意 陛下は「イナトイヘド、シフルシヒノガシヒガタリ」など、如何にも私が強ひて申し上ぐるかの如く仰せらるれど、實際は反對にて候ふぞ。私は御免を蒙りたしと再三固辭し奉るに「語れ」と陛下が強ひて仰せらるればこそ志斐は物語をし奉りしにてこそあれ。然るに、それを陛下は反對に私の強ひて語りきかせ奉ることと仰せらるゝことよとなり。即ち陛下

が戯れに仰せられしに對し奉りて又戯れにて答へ奉りしことが唱和の精神にかなへるなり。されば奉和歌といふ題詞もあたりとすべし。

長忌寸意吉鷹應詔歌一首

○長忌寸意吉鷹 此の人の詠は卷二に二首(一四三、一四四)あり、卷十六に八首(三八二、四一三、八三一)あり。この人は蓋し卷一に(大寶)二年壬寅太上天皇幸于參河國時歌の作者の一人としてあげられたる長忌寸奥鷹と同じ人なるべし。その傳は知られぬ事既にいへる如し。而して長忌寸奥鷹の名にてはこの卷十八張(二六五)卷九八張(一六七三)に各一首あるが、卷九なるは「大寶元年辛丑冬十月太上天皇大行天皇幸紀伊國時歌十三首の中の一詩たるものなり。されば、この人は大寶の頃の人にして文武天皇の朝に仕へし事は明かなり。さてこの歌はいつの事か明かならねど、大體文武天皇の御世と見るを穩かなりとす。

○應詔歌「オホミコトニコタヘマツル歌」とよむべきか。この歌をば上にあげたる所の供奉の歌として考ふるにこの詔は持統天皇の詔か文武天皇の詔か明かならず。なほ又その詔の如何なりしかも知られず。契沖は此歌のやうを案ずるに難波宮にみゆきしたまひける時の歌なるべし」といひ、考は「右と同天皇の幸の度なるべし」といひ、又「こは本孝徳天皇のおはしまし、難波豊崎の宮にて海邊の興有事をいひたり」といひ、楓落葉もこれらの説をよしとして「文武天皇三年正月幸難波宮とあるもこの宮なるべし」といひ、略解、檜婦手、古義、攷證、註疏等みなこれに

従へり。按ずるにこの歌は海邊の漁業のさまを見てよめる歌にして、しかもそこに大宮のありし由なればさる事なるべし。但し、確かに難波宮なりとすべき證を見ず。いづれにしても或る時ある處の離宮に、行幸に供奉して詔を奉じてよめりといふ事なり。

(二三八)

大宮之内、二手所聞、網引爲跡、網子調流、海人之呼聲。

○大宮之「オホミヤノ」なり。「大宮」は卷一「二九」「五三」以下に見えて、皇宮をさすが、こは海邊に近き所なるべきはいふをまたねば難波宮ならむといふ説をよしとす。

○内二手所聞「ウチマデキコユ」とよむ。「二手」を「マデ」とよむことは卷一「七九」の「千代二手」に見えたるが、左右「三四」左右手「卷十」「三二七」を「マデ」とよむにおなじ語なるを「マデ」といふ助詞に借用したるなり。「所聞」を「キコユ」とよむことも、卷一「六七」の「不所聞有世者」をはじめ、例多し。このきこゆるものは次下にいへる海人の呼聲なり。

○網引爲跡「アビキスト」とよむ。「網引」は漁の業として營む網をひくことなるが、この語は卷四「五七七」に「吾衣人莫著會網引爲難波壯士乃手兩者雖觸」卷七「一一八七」に「網引爲海子哉見」などあり。その假名書の例は集中になけれど、網何とかさぬる時に「ア」とのみいふは下の「網子」も同じ。古今集戀三に「君が名もわが名も立てじ難波なるみづ共いふなあひきともいはじ」とある歌は難波の縁語として「御津」といふ地名と「網引」といふ事とをかくしたるものなり。「跡」は「と」といふ格助詞を示したるものなるが、この「ト」は終止せる形をうくるものなれば、上の「爲」は「ス」とよむべ

し。さてこの「ト」は後世ならば「トテ」の義を以て釋すべき語なり。この句をば槻落葉に「御饌津ものに奉る魚をとるとて網引也」といひたれど、さまでの意にとるべきにあらじ。都人の到れるに興をそへむとて漁網をひきて見することは今の世にも多きことなり。

○網子調流 「アゴト、ノフル」とよむ。童蒙抄には「ト、ノフル」は歌詞とも不覺といひて「アミコシラフル」とよみたれど、この説は從ひがたし。先づ「ト、ノフル」は雅言ならずといふ事は證なきことにして卷二一九九に「齊流鼓之音」とあるあり、又卷十九四二五四に「物乃布能八十友之雄乎撫賜等登能倍賜」卷二十四三三一に「難波能美津爾大船爾末加伊之自奴伎安佐奈藝爾可故等登能倍」四四〇八に「可古登登能倍且」ともあれば、よみて差支あらざるのみならず、網子しらぶるはかへりて語をなさずと考へらる。而して「網子」を「アミコ」とよむ説は下を「シラフル」と四音にせるによるものなれば舊の如くよむべきなり。攷證に曰はく「網子は網ひく人夫をいふ事、水手をかこ舟人を舟子といふにて知るべし」と註疏に曰はく「網子は田を作る者を田子、馬を遣ふ者を馬子などいふ類なり」と。「ト」ノフルは卷二一九九の「齊流」の下にいへる如く呼び集め人数をそろふることなり。網を曳くには多くの網子を要するが故なり。なほこの「ト、ノフル」に就きて雜誌「美知思波」第一卷第六號に伊藤生更氏の有益なる説あり。参考とすべし。

○海人之呼聲 「アマノヨビコエ」とよむ。海人は漁人にして、語は「アマビト」の下略なるべきを卷一「白水郎」をかくよむことの下に於いて説けるが、神武紀に「海人をアマ」とよむことの例あり。又「アマ」の語の假名書の例は古事記清寧卷に「意布袁余志斯昆都久阿麻余」とあり。「アマノ呼聲」

とはその網子を齊ふる爲に呼ぶその聲なり。かくて、この三句はその上、二句に對しての主格たるものを示せるものにして、それが「大宮の内まできこゆ」といへるにて反轉法によれるなり。○一首の意 海人が網を曳かむとすとて、網子を呼びとよめる聲が、この大宮の内まで聞ゆとなり。この歌「應詔」とあれば、恐らくは、その海人の呼聲を聞召して物めづらしければ、歌によめなど仰せられしに奉答せしものなるべし。

右一首

○契沖曰く「右一首と云下に、註有けむが落たるなるべし」と。諸家多く、これに從ひて説をなせり。この説一往、尤もなりときこゆれど、必しも然りといふべからず。何となれば、この詞書に既にいつ、いづこ、いかなる事といふ事なきを以て考ふれば、その原とある記録に記したるまゝを切り出したるものならむと見ゆるによりて、それに照して考ふれば、この左注も原本のまゝならむ。かくいふ由は卷一に

二年壬寅太上天皇幸參河國時歌

といふ詞書ありて、その折の歌二首をあげ、各左注に「右一首長忌寸奥麿」右一首高市連黒人」とあげたると稍と似たる點あればなり。恐らくは、某年、某天皇行幸某所應詔歌といふ如き題詞ありて數首の歌を載せたるその一首に「右一首長忌寸意吉麿」といふ如き形なりしを少しく變形せしにてもあらむ。この事必ず然りといふにあらねど、かくも考へらるゝ點あるを告ぐ。

長皇子遊獵路池之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

○長皇子「ナガノミコ」の皇子の事は卷一より出でたるが、その「六〇」の歌の條にいへる如く、天武天皇第四の皇子なり。詳しくはそこを見よ。

○遊獵路池之時「獵路池」は「カリヂノイケ」とよむべし。この池の事は卷十二「三〇八九」に「遠津人獵道之池爾住鳥之立毛居毛君乎之曾念」とも見えたり。この池の所在は八雲御抄には石見とし、藻鹽草には加賀としたれど、契沖のいへる如く、大和のうちなるべし。さて歌には「獵路乃小野爾云々」とあれば「カリヂ」といふは或地の名にて、その野にも池にもいへりと見ゆ。大和志には「十市郡獵路小野鹿路村舊屬高市郡」とあり。この鹿路といふ地は多武峯より吉野山に行く道にあたりて山中なり。今のよみ方は「ロクロ」といふなれど、恐らくは、それは「鹿路」の二字を音讀せし爲にして、古くは正しく「カヂ」といひしなるべく、その「カヂ」は「カリヂ」の約なるを「鹿路」と宛字にせしなるべし。但し、この地に、今池ありと聞えず。恐らくはあせはてたりしならむ。楓落葉は「今本ひとつの獵の字を脱し、野を池に誤れり。獵は活本古本によりて補へ、野は私に改めつ」といひて、「遊獵々路野之時」と改め「カリヂヌニミカリタ、ストキ」とよみたり。然るに、しか誤字ありと證すべき本は、一もなく、古活字本にもこの本のまゝなれば、改むるは強言なり。又久老は池に獵する事なしといへれど、池の邊に獵することなしといふべからず。このまゝにて可なり。さて「遊字」は「イデマシシトキ」とよむべきか。

八隅知之、吾大王、高光、吾日乃皇子乃、馬並而、三獵立流、弱薦乎、獵路乃、小野爾十六社者、伊波比拜目、鶉己曾、伊波比回禮、四時自物、伊波比拜、鶉成、伊波比毛等保理、恐等、仕奉而、久堅乃、天見如久、眞十鏡、仰而、雖見、春草之、益目、頰四寸、吾於富吉美可聞。

○八隅知之吾大王「ヤスミシシ、ワガオホキミ」この語卷一以來屢々出でたり。舊訓「下に」を加へたれど、かくする時はかへりて語をなさず。こゝは長皇子をさし奉れり。

○高光 舊訓「タカテラス」とよみたれど、「タカヒカル」とよむべきこと及びその意、卷二「一七一」にいへる如し。次の句も然り。

○吾日乃皇子乃「ワガヒノミコノ」とよむ。楓落葉は古本に下の「乃」なしとして、「ワガヒノミコ」とよめり。然れども、今傳はれる諸本中「乃」なきは神田本のみなり。「ノ」在りても妨なきことなれば削るを要せず。檜燹手は上下の二字を除き「日乃皇子」とせり。これは臆測に止まり、既にいへる如く、卷二にこの語の例あればものまゝにてよしとす。ここに「わが」とあるは親みて申し奉れるものなり。これは長皇子をさし奉れるは勿論なり。

○馬並而「ウマナメテ」なり。この語のことは卷一「四」に「馬數而」「四九」に「馬副而」とかける下にいへり。馬を乗り並べての意なり。

○三獵立流 舊訓「ミカリニタタル」とよめり。されどよしとは思はれず。代匠記に「ミカリタ、セル」とよめり。これは卷一「四九」の「御獵立師斯時者來向に照してよめるものなれば從ふべし。卷六「九二六」に「馬並而御獵會立爲」ともあり。これは「御獵に立たす」といふ語に基づけるものなることいふまでもなし。而してこの「タ、セル」は「タ、ス」より「アリ」に熟合せるものなるが、その連體形にして「獵路乃小野」に對する連體格たり。

○弱薦乎 舊訓「ワカクサヲ」とよめり。管見には「ワカゴモヲ」とよみ、古寫本また、かくよめるもの少からず。而して契沖以下、多くこれに從へるが、童蒙抄は「ワカカヤヲ」とよむべしといへり。按ずるに「薦」を「クサ」とよまむは汎きにすぎて當らず、又「カヤ」と讀まむは無理なり。元來「薦」字は和名鈔坐臥具に「唐韻云薦作旬反和名古毛席也」とあれば「ムシロ」の或種類たる「コモ」をさす字たるを草の「コモ」に借用せるなり。草の「コモ」は和名鈔草類に「本草云菰一名蔣云々和名古毛」と見えたるものなり。即ちここはその「コモ」といふ草の若きを「ワカコモ」といへるなり。「弱」字は左傳文公十二年に「趙有側室曰穿晉君之冢也、有寵而弱」とある注に「弱、年少也」とあり。「若」には本來「ワカシ」の義無きものにして、今之を「ワカシ」とよむは元來「弱」字の義にして、「弱」若同韻なるより通用せしめしものなり。さて、ここは「ワカコモヲ刈る」といふ意にて「カリヂ」の枕詞とせるものと見えたり。

○獵路乃小野爾 「カリヂノヲヌニ」とよむ。この地の事は上にいへるが如し。「小野」の「小」はやさしくいへる、美稱にして小なる義にはあらじ。題に池といひ、ここに小野といへるは、其の地に池あり、その邊が野なりし故なるべし。

○十六社者 「シシコソハ」とよむ。「十六」を「シシ」といふは、卷六「九二六」に「朝獵爾十六履起之」と見え、なほ例あり。これは「四四十六」といふ算術の九々をかりてあらはしたるものにして、この事は余かつて、これを新公論といふ雜誌の紙上にて説けることあり。古來かくの如きを戲書といひ來つれど、かくの如きは唯の戲書にあらずして、當時この九々の呼聲の存せしに基づくものなり。なほこの九々の事は三上義夫氏が「東洋學報」の上にて詳かに述べられたり。「社」を「コソ」とよむことは卷二「一三一」の「人社見良目」の下にいへり。さてこの「シシ」は「槻落葉」に曰はく「しし」とは猪鹿の惣名わけてはるといひ、かといへり」と、この語の如くなるが、「シシ」は元來肉の義なり。その肉の食料に供するよりの名にしてその類の獸をいふ惣名なり。能登人は今も「熊を「クマノシシ」といへるなり。「シシ」とは獵の目的物たる獸をさせり。

○伊波比拜目 舊訓「イハヒフセラメ」とよめり。されど「拜」を「フス」とよむは例にたがへり。童蒙抄には「拜目」を「チガマメ」とよめり。本居宣長は玉の小琴に「チロガメ」とよむべしといひ、槻落葉もかくよめり。かくて後諸家これに從ひて異説なし。「チガム」といふ語は「チロガム」の約なるべきが、この頃は本の形を用ゐしならむが故に「チロガメ」の方をよしとす。日本紀推古卷に曰はく「鳥呂餓彌旦菟伽摩都羅武」とありて、それにつきては釋日本紀卷五に「公望私記云謂拜爲平加無言是乎禮加々无也」と見ゆ。「イハヒ」の「イ」は所謂發語にして「イハヒ」は匍匐をいふ。これは卷二「一九九」に「鹿自物伊波比伏管又鶉成伊波比廻」とある「イハヒ」におなじ。この「匍匐」は今の

坐禮のさまに似たるものなるべし。それは日本紀天武天皇十一年九月の詔に「勅自今以後跪禮、匍匐禮並止之、更用難波朝廷之立禮」と見えて、公式にはこれを停止せられたれど、實地には依然行はれしならむ。されば「イハヒヲロガム」とは今の人のする如く坐して手をつき拜むことなり。この意は猪鹿などの膝を折り伏してつゝしみかしまるといへるなり。

○鶉已曾 「ウヅラコソ」とよむ。鶉は和名鈔鳥名に出でて「宇豆良」と訓じ、今も人のよく知る鳥なるが、ここにこれを出せるは、これも獵の目的物たるが故なり。

○伊波比回禮 「イハヒモトホレ」とよむ。この語のことは卷二「一九九」の「伊波比廻雖侍候」の下に既にいへる如く「回るはめぐりまつはる」ことなり。ここは上の「コソ」の結として「モトホレ」といへり。以上一段落にして、皇子の御獵に立ちたまへば、獸も鳥も敬ひ奉りてこれ命これ奉ずといふさまなりといへるなり。

○四時自物 「シジモノ」とよむ。この語も卷二「一九九」に「鹿自物伊波比伏管」の下にいへる如く、鹿猪などのさまにといふ様の意にいへるなり。

○伊波比拜 舊訓「イハヒフセリテ」とよみたれど従ふべからず。上の「伊波比拜目」をうけていへるにて、「イハヒヲロガミ」と槻落葉によめるに従ふべし。これより以下は人麿等御供の臣下の匍匐拜禮をなす様をいへり。

○鶉成伊波比毛等保理 「ウヅラナス、イハヒモトホリ」なり。この語卷二「一九九」に既に出でたり。これも、人麿等が親王の御前にて命を承はるさまをいへるなり。以上四句は上段の末の四句

をうけて詞のあやをなせるなり。

○恐等 舊訓「カシコシト」とよみたるが、玉の小琴には「カシコミト」とよみ、槻落葉、古義、略解等これに従へるが、攷證はこれに反對して舊訓によれり。今この「恐」字を見るに「カシコシ」とよまむも「カシコミ」とよまむも無理にあらず、又その意義よりいはむにこれも「カシコシ」にても「カシコミ」にても意通すべきなり。されば、實例より推して決するより外あらじ。按ずるに卷十一「二五〇」に「皇祖乃神御門乎懼見等侍從時爾相流公鴨」卷十五「三七三〇」に「加思故美等能良受安里思乎美故之治能多武氣爾多知且伊毛我名能里都」三六七三に「可是布氣婆於吉都思良奈美可之故美等能許能等麻里爾安麻多欲會奴流」などの例あり。されど、かかる場合を「カシコシト」とよむべき假名書の證は一も見ず。されば「カシコミト」とよむをましとすべし。さて「カシコミ」は連用形なれば、それを「ト」にてうくるは「カシコミ」の下に何かの語を省きたる格にして、新考に「シラニト」(卷二の「鴨山之磐根之卷有吾乎鴨不知等妹之待乍將有」の「シラニ」の例の類なり)といへり。

○仕奉而 「ツカヘマツリテ」なり。「仕奉」といふ語は卷二「三八」にその例あり。意明かなり。

○久堅乃 天の枕詞なること上に屢といへり。
○天見如久 「アメミルゴトク」とよむ。この語は卷二「一六八」に「久堅乃天見如久仰見之皇子乃御門之荒卷惜毛」といへる例あり。それに准じて考ふべし。ここは下の枕詞をへだて、仰ぎ見るにかかれるなり。

○眞十鏡 「マソカガミ」とよむ。この詞は集中に例甚だ多し。そのうちこのこと同じ文字を用る

たるものを一二あぐれば卷四六一九六七三等有。他の文字のもの一二をあぐれば卷五九〇四に「麻蘇鏡」卷十一「二六三二」に「眞素鏡」などあり。名の義は眞澄鏡の義なりといへり。この説によれば「マスカガミ」の音轉とすべし。然るに古語に「マスカガミ」とかける例を見ず。然るときはこの説正しといふべきか如何、多少の疑なき能はず。なほ後の學者の考究をまつべきものなり。さてここは下の「ミル」の枕詞とせるなり。

○仰而雖見「アフギテミレド」とよむ。意は上にいへる卷二の歌の例にて明かなり。下の句に照して考ふるに、ここは常に「仰ぎ見奉るよしの心あり」と見ゆ。

○春草之 舊訓「ワカクサノ」とよめり。代匠記には「ハルクサ」ともよむべしといひ、楓落葉はこれに従へり。按ずるに「春草」の字面は卷一「二九」にもありて、そこも舊訓には「ワカクサ」とよみたるが、下の「茂生有」に對して「ワカクサ」とよまむよりは「ハルクサ」とよむをよしといへり。然るに、ここは攷證に「春草」をよめるは義訓にて「春草はめづらしきものなれば若草のいやめづらしきとはつづけし也」といひ、又「わかかきさのつま、若草のひ手枕、若草の思ひつきにしなどつゞくるもみなめづらしき意もていへるなれば、こもみなわかかきさとよむべし」といへり。この説一理あるやうなれど、「春草」の字面を「ワカクサ」といふは少しく無理なり。「ハルクサ」といひても、めづらしく思ふ心は十分にあらはるべく、こゝは妻の枕詞にはあらねば、舊訓のまゝにてあるべきなり。

○益目頼四寸 舊訓「マシメツラシキ」とよみたるが、童蒙抄に「イヤメツラシキ」とよめるをよしと

す。「益」を「イヤ」とよむ例は卷二「一三一」に「益高爾山毛越來奴」ありてその下にいへり。「頼」字は和名鈔に「都良一云保々」とあるにて「ツラ」の訓あるを知るべし。「目頼四寸」はすべて借字にて「メヅラシキ」といふ語をかきあらはせるなり。この語の例は卷五「八二八」に「伊夜米豆良之岐鳥梅能波奈加母」卷十八「四〇八四」に「伊夜米豆良之久於毛保由流香母」などあり。いつ見奉りても飽かず、みればみるほど、敬愛し奉るべきといふなり。

○吾於富吉美可聞「ワガオホキミカモ」とよむ。この「オホキミ」はもとより長皇子をさし奉るなり。「カモ」は感動を寓したる助詞なり。

○一首の意 わが敬ひ愛し奉る長皇子が従者と共に、數多の馬を乗りならべて、獵路の野に御獵に出で立ちたまへば、その野に住める鳥獸はいづれも稜威を畏みて仕へ奉り、匍匐羅列して拜し奉るといへるが第一段にしてこれは鳥獸の多く獵獲せられて皇子の御前に供へられしをいへるなるべし。第二段はさてその猪鹿鶉などの如く、我等奉仕の人々も、匍匐羅列して仕へ奉りつつ、天を仰ぎ見る如く、その御有様を尊み恐み仕へ奉りて見奉れば、見る毎にいよゝゝ有難く尊く、又愛し奉るべき皇子にましますかなといふなり。

反歌一首

久堅乃天歸月乎網爾刺我大王者蓋爾爲有

○久堅乃 上にいへり。

○天歸月乎「アメユクツキヲ」とよむ。古寫本には「ソラ」とよめるあれど「アメ」をよしとす。「歸」を「ユク」とよむは廣雅釋詁に「歸往也」とある漢字の義によれるなり。本集中かくよむべく用ゐたる例は卷四「五七一」に「行毛不去毛遊而將歸卷九一八〇九」に「親族共射歸集」などなほ多し。「アメユクツキ」とは「天を行りく月」といふ意なり。

○網爾刺「アミニサシ」とよめり。萬葉考は網は網の誤といひて「ツナニサシ」とよめり。その説に曰く「網にて月を刺取て蓋となし給へりと云なり。此網を今本には網と有によりて説くといへどかなはず。網つけてひかへるものなれば、かく譬しなり。伊勢大神宮式の蓋の下に緋網四條とある是なり。後撰歌集に照月にまさきのつなをよりかけて、ともよみつ」といへり。玉の小琴、楓落葉、略解檜燻手、古義、註疏、新考みなこれに従へり。然るに古今の諸本一も「網」の字に作る本なし。「網」互に誤り易き字なれば、この事必ずしもなしとはいふべからず。然れども攷證ひとりこれに反對して文字も古のまゝ、訓も古のままなるをよしとせり。その説長けれど、次に引くべし。曰く、

眞淵宜長久老などみな網は網の誤りとしてつなになしと訓れたれども、皆非也。まづこれらの説をあげて後に予が説をいはむ。考云(中略)宜長の説はこれと同じ。久老云、今本網とあるは網の誤りにて蓋には網ありて之をとるものを網取といふと契沖いへり。まことにさる事にて、江次第などにも、その事見えたり。さるをおのれ疑けるは網にはさすといふ言の集中にも何にも見えぬに網にはさすといふ言のありて、卷十七にほととぎす夜音なつ

かし、安美指者。おなじ卷に「二上乃乎底面許能母爾安美佐之底安我麻都多可乎とも見え、端書に張設羅網とあれば刺とはあみをはる事にてこゝも今本の字のまゝに、蓋に網をはるにやと思へりしかど、蓋には網はさらによしなれば、猶網の誤りとすべき也云々。これらの説みな非也。予按るに本集十七丁「十二」に「保等登藝須夜音奈都可思安美指者花者須具等毛可禮受加奈可牟三九一七」とあるはほととぎすの夜鳴聲のなつかしき故に「網」を張て外へ飛びゆかざるやうに留めおかば花は散て過ぎぬともいづもなかましといへる意にて安美指者は網を張てほととぎすの外へ飛行を留むる意なれば、こゝも網を張て天往月を留めて君が蓋にしたまへりといふ意にて網爾刺は天歸月を留めん料にのみいへるにて蓋へかけていへるにはあらざる事天歸月のゆくといふ言に心をつけて往を留めんがために網を張る意なるを十七卷のほととぎすを留めんとて網をさせるに思ひ合せてしるべし。かくの如く見る時は本のまゝにてやすらかに聞ゆるを先達やもすれば、文字を改めんとのみして古書をたすくるわざをはからざるはいかなる事ぞや。こはよくも思ひたどらざるよりいでくるわざなるべし。

と慨嘆せり。まことにこの説の如くにしてよく意通り、文字もなほさすして済むなり。されど、なほ攷證の説を補正すべき點なきにあらねば愚按を述べむ。

この句につきて先づ考ふべき上の「天歸月乎」といふ語の「ヲ」格はいづこに關係すべきものなるかといふことなり。こはもとより「アミニサシ」にも關すべけれど、その主眼點は「蓋」にせり即

ち「我大王は天歸月乎蓋にせり」といふを本體とするものにして、網にさしはその月をば蓋にせる事の手續を述べたるものなることは明かなり。さてこの「刺す」といふ語が網に縁なき語にして網に縁ある語なることは久老の既にいひし所なれば、今更いふをまたず。次に「網に刺しは月にかかれるか蓋にかかれるかといふに、この歌にては、月にのみかかれるものにして蓋はその結果としてあらはれたるに止まれり。かくて考ふれば、岸本の説の如く網を刺し即ち張り設けて月を留めたりといふ事なるべきか、ここはそれよりも意強く月を網にてとりたりといふことなり。そは如何にして考へらるるかといふに、先づ月は空を行くものとし鳥も亦空中を行くものと見るときは、大小の差は甚しけれど、趣はかよへり。かくて凡そ鳥を獲むとて網を張るは、その鳥の必ず通るべき要路に設けおくにてそこを行く鳥が知らずしてかゝりて止められて網のたもとにおちて取らるるなり。この事は余少年の時屢々後園に網を張りて小鳥をとりて經驗せるなり。かく考ふるときは「天ゆく月とわざとゆく」といへることの意明確となるべし。なほいふべきことは、これは遊獵の際の歌なれば、その獵の意なくはあらず。然るに、攷證以外の諸家の説一もこの點に觸れたるものなし。攷證も亦この點に觸れたる説明をなさず。されど、これは皇子の御獵の幸多かりし由を祝し、さては月までを網してとりて蓋にしたまへりといへるものなること明かなり。かく考へずしてはこの歌の意端書とも、又長歌とも何の關係もなきものとなるべきなり。よくよく思ひみるべきことなりとす。

○我大王者「ワガオホキミハ」なり。長皇子をさし奉ること勿論なり。

○蓋爾爲有 キヌガサニセリとよむ。楓落葉は「有を」利に改めたり。よみ方はおなじ。然れども、さる本一もなし。「爲有をセリ」とよむことは卷二「一〇三」の「吾里爾大雪落有」などの例にて怪むべきことにあらず。「蓋はキヌガサ」とよむ。この物は和名鈔伽藍具に「蓋に注して岐沼加散」といひ、又服玩具に「兼名苑注云蓋岐沼加散黃帝征蚩尤時當帝頭上有五色雲因其形所造也」とあり。而してこれをば天皇皇子などのいでます時に御上にかざすものとせしなり。されば儀制令には「蓋」につきて皇太子親王などの料の制作を規定せり。而して令の制をみれば、方形のもの、の如く見ゆるが、支那の古は圓かりしこと、周禮考工記に「輪人爲蓋以象天」といひ、又上の和名鈔の兼名苑の注にてもしるべし。惟ふに、この御獵の時夜に入りて月暈などありしを蓋に見立てて興じてよめるなるべし。

○一首の意 この度の御獵はいたく獲物も多かりしが、はては天を行く月をば、網を刺しはりてそれにてとどめとりて、わが皇子はそれを蓋にまでしたまひしよとなり。これ皇子は神の御子にてましませば月をとりて蓋にしたまふなど不思議偉大の御わざもましますよとなり。

或本反歌一首

○これは或本に、上の「久堅乃」の反歌のかはりに此の歌を反歌としてあげたりといふことなるべし。

皇者神爾之坐者眞木之立荒山中爾海成可聞

○皇者 舊訓「スメロギハ」とよめり。「スメロギ」は天皇に限りて申す詞なり。然るにここは長皇子につきて申すなればこの訓かなはず。考に「オホキミハ」とよめるをよしとす。

○神爾之坐者 「二三五」の「神二四座者」におなじ。

○眞木之立 「マキノタツ」なり。この語は卷一「四五」の「眞木立荒山道乎」におなじ。そこにもいへる如く、「このまきはよき材となるべき樹木といふ程の意に止まるべし」。

○荒山中爾 「アラヤマナカニ」とよむ。「荒山」は上にいへる卷一の「荒山道」の「荒山」におなじく人け稀なる山をいふ。さる人け稀なる山の中にといふ意なり。ここに「荒山中」といへるを見ても「獵路の池は輕の地と別なるを見るべし」。「輕」は藤原都の南にある田野の地にして山中にはあらざればなり。

○海成可聞 舊訓「ウミヲナスカモ」とよみたるが、攷證は「ウミナセルカモ」とよみ註疏は「ウミナスカモ」とよみたり。今そのいづれによるべきかを考ふるに、先づその主張をきく必要あり。攷證は曰はく「考にも久老の考にも舊訓のまゝ、うみをなすかもと訓て、この獵路池を作らしし事とするは非なり。成といふは紀記にも集中にもみな如くといふ意にのみ用ひて、ここもかの獵路池の廣らかなるを海の如くにて云々といへり。されど、攷證の説の如く、この意の「なす」を用ふる場合には下にその語にて形容せらるる對象存せざるべからず。「鏡なすわがもふ妹」の「なす」は「なす」といふこととほりなどの如し。然るにここにはさる對象あるべくもあらず。次にはさる意の「なす」をなせるといふことも穩かならず。されば、この説は従ふべからず。次に註疏の

説は「ナス」の敬語として「ナスス」とよまむとするものにして、成「ス」の意は舊訓と同じ。さればこの説は一概に排斥すべからず。然れども「ナス」の敬語として「ナスス」の形にせる例は未だ見出でず。この説と舊訓との差は敬語とするかせぬかの差なり。然るに歌には必ず敬語を用ふるべしといふ事もなければ、今舊訓に従ふべし。「ウミ」は卷一「二」の「海原」の下にいへる如く、本來「大水」の義にして、湖沼池海に通じていへるものなり。ここは獵路野に池のあるを見て「ウミ」を成すといへるなり。「カモ」は感嘆の意を寓せり。

○一首の意 吾大王は神にておはしませば、かかる荒山の中にも海をつくりたまふよとなり。これ蓋し、深山中に池の在るをめでて、よみたるにてそれを以て、皇子の威徳に歸し奉るさまにうたひしならむ。荒木田久老は「是は獵路の池造らし」をりの歌なるべし。この反歌ならず。或本のみだれなることいちじろし。此歌によりておもへば、彼池造らしは天武の御代の頃をひにや有けん。又この題を獵路池云々と誤りしもよし有げに覺ゆ」といひたれど、それはこの歌の本意をとり違へたるものにして、わが上に説く如くにてあるべきがかへりて歌らしく聞ゆるにあらずや。

弓削皇子遊吉野時御歌一首

○弓削皇子 この皇子は天武天皇の皇子にましますが卷二に既に出でたり。この皇子は文武天皇の三年秋七月に薨じたまひしこと續紀に見えたり。さればこの歌はその前なること明

○遊吉野時御歌 攷證は目錄に「之時」とあるによりて之を補ふべしといへり。されど本書の書きざまこの點はまちまちなればこのままにてよしとす。卷二には幸于吉野宮時弓削皇子賜額田王歌といふあり。「遊吉野とはそれと同じ所の事か又別の時か明かならず。「遊」は「イデマシシ」とよむべし。

(二四二)

瀧上之三船乃山爾居雲乃常將有等和我不念久爾

○瀧上之 舊訓「タキノヘノ」とよめるが考は「タキノヘノ」とよみ攷證は「タキノヘノ」とよみて「へ」は「邊」の意なりといへり。按ずるにかゝる時の「上」は事實上「邊」といふ語の意に似たりといへども語はもとより「上」の意なれば「へ」といふべきものにあらず。されば「タキノウヘノ」とよまむも「タキノヘノ」とよまむも意同じくしてよみ方はいづれにてもよき筈なり。さてこの瀧はいづこなるかといふに題詞に吉野とあれば吉野川の瀧なることは明かなり。この瀧の事は卷一の「幸于吉野宮之時柿本朝臣人麿作歌」(三六)のうちに「山川之清河内跡」又瀧之宮子又三七の歌に「芳野川多藝津河内」とある下にていへる如く今の宮瀧村邊の吉野川の岩石に水の激してたぎるをいへるなり。その吉野川の瀧の邊にある三船の山とつづくるなり。

○三船乃山爾 「ミフネノヤマニ」とよむ。「三船乃山」は大和志に「吉野郡御船山在榮摘山東南望之如船坂路甚險」と見ゆる山にして卷六卷頭九〇七の歌にも「瀧上之御舟乃山爾」又九一四に「瀧上

乃三船之山者」卷九一七一三に「瀧上乃三船山從」などいへる皆同じ山なり。

○居雲乃 「キルクモノ」とよむ。「居ル」は「立ッ」に對する語にして雲のその所に止まりてあるをいふ。古事記神武卷の歌に「宇泥備夜麻比流波久毛登章云々」といへる又卷七一七〇に「佐左浪乃連庫山爾雲居者」などある例にて雲に「居ル」といふ語を用ゐる意をさとるべし。三舟の山に雲の居ることは懷風藻の吉田連宜の從駕吉野宮詩に「雲卷三舟谷」とあるに照して考ふべし。乃はここにては下の形容に用ゐたるものにして上の三句はもと目前の眺めなるをそれを以て下の句を導くに用ゐたるなり。これの意は今はそのに雲はるれど實は出沒去來常なきを以ていへるなり。

○常將有等 「ツネニアラムト」とよむ。この語の例は卷五八〇四に「余乃奈迦野都禰爾阿利家留」この卷三三二に「吾命毛常爾有奴可」卷六九四八に「此續常丹有脊者」など集中に多きがその常は卷二十四四九八に「都禰爾伊麻佐禰」といへる場合と同じく常住不變の義なり。この一句の意は「とこしなへにかくてあらむ」といふ義なり。

○和我不念久爾 舊訓「ワガオモハナクニ」とよみたるが考に「ワガモハナクニ」とせり。いづれにてもあるべし。「オモハナクニ」は既に屢々見えたる如く思はぬにといふに略々同じ。

○一首の意 これにつきて契沖は「雲の起滅さだめなきが如くなる世なれば我も常にあらむ物とは思はずと讀たまへり」といひ童蒙抄考等これに従へるが久老は曰く「吉野にあそびますに御心にいとおもしろくおもほしめしてつねみまほしくおもほすにつきてうつしみのつね

なきを更になげきますなり。』といひてより略解致證古義等これに従へり。この二説、いづれをとるべきかを按ずるに下句につきては二説略と同じきものにして上句の見方に差あるによるなり。然るに上句の「三船の山に居る雲」といふものをば下句の「いづれに關係せしむるを穩かとするか」によりてこれは解決すべし。上句に「ある雲」といへるは一見下の「常に有り」といふことの形容の如くなれど、雲が山にゐるは常住不變にあるべきものにあらねば、これは「常住不變にあらぬこと」の形容とせざるべからず。然るときはこれは下二句全體を導き出すものとせざるべからず。然するときは契沖説を當れりとすべし。されば、これは童蒙抄に

雲に御身を比してよみ給へる意也。みふねのやまにゐる雲も晴るゝときもあり、又きゆる折もありて、さだめがたき景色を御覽せられて、人の身の上もまことに浮べる雲の如くなるものなれば、かの雲の山にかゝりまた消えさる如くに常しなへにはあらぬものと思ひなすとの事也。中略、景色の面白きに付ておのづから御感慨もおこらせられて、世の中のさだめなき事を當然御覽なされし雲になぞらへてよませ給へる御歌と聞ゆる也。

といへるをよしとす。なほ又契沖曰く
山を面白く御覽するより此感生ずるなり、漢武秋風辭云。歡樂極兮哀情多、少壯幾時兮奈老何。

と。まことにこの感ある歌なるが、余はこれに止まらずして、註疏に

おもふにかくはかなきさまの御歌よませ給へるは此皇子此ほどいたはり玉ふことなど

ありて歎。

といへる如き事情ありしものと思はるるが、しかも病に臥したまへる時の歌とは思はれず、恐らくは何か失意の際にあらざるか。懷風藻を見るに、持統天皇の御世に高市皇子薨せられし後、日嗣を議せられたる時に、葛野王の正議(この結果文武天皇たち給へるなり)に對して弓削皇子異議を唱へむとしたる事を載す。恐らくは、文武天皇御即位の後おのづから失意の境遇におはしたるにあらざるか。

春日王奉和歌一首

○春日王 この名の王、日本紀持統天皇三年四月に薨じたまひし由見ゆれど、この歌主にあらじ。さるはこの頃弓削皇子未だ失意の境遇にましまさねばなり。次に續日本紀文武天皇三年六月に「淨大肆春日王卒遣使弔賻」と見ゆる春日王あり。この王の卒してより一月、秋七月に弓削皇子の薨せしなれば、恐らくはこの春日王なるべし。この王は如何なる御系統なるか明かならず。卷四にも「春日王歌」あるが、元曆本にはこれに注して「志貴皇子之子母曰多紀皇女也」とあるによりて童蒙抄以下多くこの志貴親王の王子なる春日王なりとせり。然るに續日本紀には天平十七年四月にも「散位正四位下春日王卒」と見えたり。皇胤紹運録には「施基親王の御子としての春日王に注して「正四位下」と記せり。而して「施基親王の第六子とます光仁天皇の御降誕が和銅二年なるを見れば、その御兄弟として、文武天皇の御宇にかく歌をよみます程に成

人したまはざりしものと考へらる。されば天平十七年に卒せし春日王を以て施基親王の御子とすべく、文武天皇三年に卒せられし春日王は別の御方とすべきなり。かくてこの方はその春日王なりと思はる。

○奉和歌 上の歌にこたへて慰め奉られたる意見ゆ。

(二四三)

王者千歳爾麻佐武白雲毛三船乃山爾絶日安良米也。

○王者 「オホキミハ」とよむ。ここは弓削皇子の事を申し奉れること著し。

○千歳爾麻佐武 「チトセニマサム」なり。「チトセ」といふ語の例は卷二十四三〇四に「俊美乎見麻久波知登世爾母我母卷十八四一三六」に「知等世保久等曾云々」とあるなり。古事記傳に「トセは年經の約れるなりといへり。果して然りや、なほ考ふべし。「マサム」とあるは普通に「イマサム」とあるべきなり。他の用言につづかずして「マス」とあるは稀なる例なり。さればこれは音調の上よりかくいへるならむ。以上一段落にしてこれは、弓削皇子を慰め祝し奉りたるなり。

○白雲毛 「シラクモモ」なり。上の歌に雲の事にかけて仰ありし故に、ここにも雲につきて述べてその和とせられしなり。「モ」といふ助詞は「王」に對して「白雲」を出して祝せる故に用るたるなり。

○絶日安良米也 「タユルヒアラメヤ」とよむ。然るに古葉類聚抄に「日」字なし。かくて槻落葉は「古本」にも類聚抄にも「日」の字なし。たえてあらめやとよむにや、いつれよけむといへり。され

ど絶えてあらめやといふ時はこの歌意通らずなるべければ、舊のままにてよしとす。「あらめや」は反語をなせるものにして絶ゆる日なしといふ意に強く落ち着くる用をなすなり。

○一首の意 第一段落は上の御歌全體をうけて、それをうちかへして、君は常にあらむと思はなくなど仰せらるれど、さることは努あるまじくて千歳にさきくましますむ」となり。第二段は上の御歌のうち雲の事を受けて、三船の山に居る雲の如くはかなきは人世なりなど仰せられど、その白雲も三船の山に常にかゝりて絶ゆる日は決してあるまじく思はるるなり。されば、それにつけても千歳にましますむといひ、慰め奉る意をくり返してあらはしたるなり。

或本歌一首

○ この歌は上の弓削皇子の御歌につきての或本の歌なりと思はる。

(二四四)

三吉野之御船乃山爾立雲之常將在跡我思莫苦二。

○三吉野之 「ミヨシヌノ」なり。「ミヨシヌ」は既にいへり。上の歌の「瀧上之」とあると、この句のかはれるなり。

○立雲之 「タツクモノ」なり。上の歌に「居雲乃」とあるとかはれるなり。雲の「タツ」とはかの古事記の「ヤクモタツ」の神詠にもある如く、雲の山より涌き出づる如くなるをいふにて、雲の生ずるをいふなるが、ここに「いふ」と「たつ」と事はかはれど、雲の山にかゝる點は一なり。

- 常將在 上の句と在字有字の文字の違あるのみ。
- 我思莫苦二 これも上の和我不念久爾と書きさまの異なるに止まりて語は一なり。
- 一首の意 上の歌略々に異なることなし。

右一首柿本朝臣人麿之歌集出。

- この左注につきて致證は

この左註は非也。右の御歌のやうを考ふるに、吉野宮にあそび給ひしにて、春日王と贈答のさまなど思ふ^補皇子の御歌ならで、人麿なるべきいはれなし。

といへり。まことに弓削皇子の御歌が柿本人麿の歌たるべき道理はなきことなれど、ここはその柿本人麿の歌集といふものに、上の弓削皇子の御歌と傳ふるものと殆ど同じきこの歌を載せれば参考にあげたりとして見れば、不合理にもあらぬなり。

長田王被遣筑紫渡水島之時歌二一首。

- 長田王 「ナガタノオホキミ」とよむべきこと及びこの王の事は卷一「八一」の歌の詞書和銅五年壬子夏四月遣長田王于伊勢齊宮時山邊御井歌の下にいへるが、そこにいへる如く、和銅四年に正五位下に叙せられ、後に近江守、衛門督、攝津大夫等に歴任せられし人なるべし。
- 被遣筑紫 長田王の筑紫に遣はされし事も亦史に載せず。筑紫は太宰府の所在地なれば、そ

の太宰府へ遣はされしをいふか、或は筑前守筑後守などに任ぜられて赴任せしをいふか。然れども赴任ならば、任にて下る旨を注すべきなり。而して次に見ゆる水島は肥後國にして更に薩摩のせとをもよめるを思へば、これは太宰府の廳に遣されしにあらずして太宰府の管内の巡察に遣はされしなることを見るべし。

- 渡水島之時 「水島は地名なるが、和名鈔には肥後國菊池郡の郷名に「水島」とあれど、菊池郡は海岸にあらず。ここに「渡」とあれば、明かに島の名なりと考ふべし。この「水島」といふ島の事は日本紀、景行天皇十八年に天皇筑紫國巡狩の事を記せるうちに夏四月に熊縣に到りましし後の紀事に「王申自海路泊於葦北小島而進食時召山部阿弭古之祖小左令進冷水。適是時島中無水、不知所爲、則仰之祈于天神地祇、忽寒泉從崖、傍涌出乃酌以獻焉。故號其島曰水島也。其泉猶今在水島崖也」とあり。この島の事はなほ仙覺抄卷三に引ける風土記に「球磨乾七里海中有島、稍可七十里名曰水島、島出寒水、逐潮高下」と見えたり。この水島は古葦北郡たりしならむが、葦北八代兩郡の境の海上に在りて、今は八代郡の部に入れり。而して、その所在は今の八代町より南方稍々西に在りて、今球磨川の分流たる南川の河口近くに存する小島にして極めて陸地に接近せり。この邊一帶は新田の著しく發達せる地なれば、古は陸より相當に距離ありし地ならむ。この島は廻り五六間許にして大方は岩石にして高き所は五丈許もあるべく、水の涌く所は島のめぐりの岩の外方なる浪打涯の砂地にして、その邊一帶に水の涌き出でざる所なく、その水深くして更に鹽氣など無しといふ。水島の名、まことにふさはしといふべし。中島廣足の相

良日記(新考所引)に「今もいとよき水わき出めり。ふるくは葦北郡とあるを今は北八代の郡境にありて八代の方につけり。年をへて海もあせぬるにやあらむ。今はしほひにはかちよりもものすめり」とあり。攷證にはこの島に到りまししを太宰府に到りまししに序に名高き所なれば、遊覽せられしなるべしとやうにいへり。されど、太宰府より、この水島の邊までは四十里近くもの距離ある所なれば、この頃に、ただここに遊覽のために赴かれしこと常識にて考へてもあるべきにあらず。こはなほ公務にてこの邊を巡視せられし折の序に遊覽ありしものと考ふべきなり。

(二四五)

如聞、眞貴久、奇母、神佐備居賀、許禮能、水島。

○如聞 舊訓「キシゴト」とよめるを代匠記に「キクガゴト」ともよむべきかといへり。されど、諸家舊訓に従へり。こは上の日本紀にいへるかの景行天皇の御世の事をかねて聞きてその故事を知り居られしが、今まのあたりその水島を見たまひてかねて聞きたりし故事を思ひ出でられしなれば、舊訓をよしとす。「如」を「ゴト」とよむは「ごとし」の語幹なるが、かく用ゐる例は、卷一の末(八四)の「今毛見如」の下にも例を出せり。

○眞「マコト」とよむ。この語は今もいふ語なるが、その傳説の如く實際に然るにつきてのたまへるなり。この語の假名書の例は卷十五、三七三五に「於毛波受母麻許等安里衣牟也」(卷二十四三四八)に「多良知禰乃波々乎和加例且麻許等和多非乃加里保爾夜須久禰牟加母」などあり。

○貴久 「タフトク」なり。「タフトシ」といふ語は卷二一六七の「春花之貴在等」といへる下にて既にいへるが如く、「フトシ」といふ語に「タ」といふ接頭辭を加へたるものにして、その「フトシ」は既にいへる如く豊かにうるはしき意なるが、それよりいでたるこの「たふ」といふ語は今もいへる如き意に用ゐるたりとして差支なし。古事記上の歌に「岐美何余曾比斯多布斗久阿理祁理」とあるもこの意なり。

○奇母 舊訓「アヤシクモ」とよみたるが、略解に「クスシクモ」とよみたり。「奇」を「クスシ」といふは大毘祭祝詞に「奇護言」に注して「古語云久須志伊波比許登」といふにて知るべし。「アヤシ」といふはただの怪奇なる意なるが「クスシ」といふは靈妙不可思議の意なれば、こは「クスシクモ」とよむをよしとす。「クスシ」といふ語の例は本集卷十八、四一二五に「許己宇之母安夜爾久須之彌續紀第四十一詔に「特爾久須之久奇事乎思議許止極難之」などあり。

○神左備居賀 舊訓「カミサヒタルカ」とよめり。槻落葉は「集中加美佐流とも加牟佐備ともあればいづれにもよむべし」といひて自らは「カムサヒタルカ」と訓せり。古義は「カムサヒマスカ」とよむべしとせり。この神佐備は卷一の三八の「神佐備世須等」の下に既にいへる如く、又槻落葉にもいへる如く、二様の例あれど、多きに從ひて「カムサビ」とよむべし。「居は「タル」とよむを普通とす。こは「タル」とよむが不都合にして「マス」と必ずよむべしといふ理由なし。舊訓によるべし。ここの「神さび居る」とは神靈の働きてなせる如く見ゆる有様をあらはしてあるをいへるならむ。「カ」は感動を寓せる助詞なり。

○許禮能水島「コレノミヅシマ」とよむ。童蒙抄は「能」は「野」又は「也」の誤ならんといはれたれど、さる誤ありといふ證なし。こは恐らくは「コレノ」といふ語遣が普通に異なれば怪しとての事ならむ。されど「これ」よりの「につづきて」連體格に立つことは古語のさまなり。卷二十四四二〇「久佐麻久良多比乃麻流彌乃比毛多要婆安我且等都氣呂許禮乃波流母志佛足石歌に己禮乃與波宇都利佐留止毛」又「己禮乃微波」などあり。即ち今「コノ」といふに似たる意有るなり。さてこの一句は主格たるを反轉して「コ」におきたるなり。

○一首の意 この水島は誠にかねて傳へ聞きたる如くに貴く奇しくも神さび居るものかなとなり。蓋しその海中の一小島に清冷の水の到る處の岩石より沸き出づる奇蹟をめでたるものたること著し。この水島の奇とその傳説とをよく知らずではこの歌の味は了得すべからざるべし。

(二四六)

葦北乃野坂乃浦從船出爲而水島爾將去浪立莫勤

○葦北乃「アシキタノ」とよむ。「葦北」は肥後國の郡名にして今もいふ。和名鈔に肥後國の郡名に「葦北阿之木多」と見えたり。而して水島は今八代郡なれど古葦北の内なりしことは上に引ける日本紀にても知られたり。

○野坂乃浦從 舊訓「ノサカノウラニ」とよみたり。されど「從」は「ニ」とよむべき字ならず。既に屢いへる如く「ユ」とよむべし。野坂は「ノサカ」とよむは誤にあらねど古くは「ヌサカ」といひしなら

む。この野坂の浦は葦北郡内の地名なることは著しけれど、この地何處ならむ明かならず。和名鈔肥後國葦北郡の郷名に「野行」とあり。これを「野坂」の誤ならむといふ説あり。又今「田浦」といふ地古の野坂ならむといふ説もあり。中島廣足の相良日記(新考所引)に「野坂の浦はさたかならねど今佐敷の津のあたりならんと或人云ふげに水島までの海路五里ばかりもあれば、かの舟出してとよみ給へるにも叶ふべし」といへり。然るときはこれは薩摩の方面より太宰府に向へる路にあたるべければ、上の歌に先づ水島をいへると矛盾する如き感あり。これを如何にすべきか。この事はなほ下に考へをのぶべし。

○水島爾將去 「ミヅシマニユカム」なり。「去」を「ユク」とよむことは卷一「六九」の「客去君跡」の下にいへり。以上一段落なり。

○浪立莫勤 「ナミタツナユメ」とよむ。「莫」は禁制の意にてその意の助詞「ナ」にあてたるなり。「勤」の字は卷一「七三」の「不吹有勿勤」の下にいへり。「ユメ」の意もそこにいへるが、これは「忌ム」といふ動詞を古く「ユム」といひたりし時の命令形にして「努力せよ」といふ意にも用ゐたるなり。この一句、一段落なり。

○一首の意 われはこの葦北の野坂の浦より船に乗り出し海上を経て、直ちに水島に去かむと欲するなり。されば浪よ。汝は注意して立つことなきやうにせよとなり。按ずるにこの歌の趣にてはこれより水島を見むとするなり。然るに上の歌にては既に水島を見たるなり。されば、歌のおき方反對になれるに似たり。然れども、なほ翻りて考ふるに、上の歌は水島にて

よみたるもの、この歌は野坂の浦にてよみたるものなれば、太宰府の方面より下れるものとせば、順序正しとすべし。おもふにこれはこのまゝにてよきにて、上なるは未だ野坂の浦に來らざる以前に水島を見てよみたるもの、この歌は一旦水島をみて後更に下りて野坂若くはそれより下薩摩までも下り、歸途野坂の浦より船路にて水島に到らむとせしならむ。ここに再び水島をいへるは、その奇蹟をめづるあまり、再びそこを訪はむといへるならむ。かく解すれば、この順序かへりて興味あるさまなりとす。

石川大夫和歌一首 名闕

○石川大夫 この人は下に「名闕」と注せるなれば、名はじめより傳はらざりしならむ。大夫とは公式令によるときは「於太政官三位以上稱大夫、四位稱姓、五位先名後姓、其於寮以上四位稱大夫、五位稱姓、六位以下稱姓名、司及中國以下、五位稱大夫」とあり。義解には注して「謂一位以下通用此稱」とあり。集解には「一位以下五位以上通稱事、古記云、五位以上惣稱大夫、未知誰所稱、並以上限答、一位以下五位以上總稱大夫、假令聚集之日、五位以上召勅之時、皆各稱大夫等」と見ゆ。かくの如く元來一位より五位までの人を通じていふ稱なるを和名鈔位階條には「四位五位已上階」とあるは、後世變遷ありしが爲なるべし。さて本集の例を見るに、卷四十八張に「藤原宇合大夫遷任上京時云々五二一」とあるは正五位上常陸國守たりしが、遷任せしなり。又次に「京職大夫藤原大夫」とあるは左右京大夫從四位上藤原原齋をさせり。又この卷、三十五張に「石上大夫

歌三六八とあるは石上乙麿なるべきが、この人中納言從三位まで至りし人なり。されば、三位以上をも大夫といひたりともいふべけれど、此の歌は越前守たりし時の詠ならむと思はるれば、なほ四五位のほどの事といふべし。さて令制は上の如くなれど、この卷と卷四との例を見るに、大夫とかけは

石川大夫二四七

田口益人大夫任上野國司時二九六

石上大夫三六八以上卷三

藤原宇合大夫五二一

卿とかけは

石上卿二八七

大納言大伴卿二九九四五四

中納言安倍廣庭卿三〇二

式部卿藤原宇合卿三一二

中納言大伴卿三一五

卿大伴卿三三一

太宰帥大伴卿三三八四三八四四六

安倍廣庭卿三七〇

大納言大將軍大伴卿(四六一)以上卷三

大納言兼大將軍大伴卿(五一七)

佐保大納言卿(五二八)

太宰帥大伴卿(五五五)五六八(五七一)

帥大伴卿(五六七)五七六

大納言大伴卿(五七四)五七七

とあるを見れば、なほ大體、後世の如く三位以上を卿といひ、四位五位を大夫としてかき分けしものと思はる。かく考へて見れば、この石川大夫も亦四位五位の人なりしならむと思はる。而して、上の歌に對しての和歌なれば、太宰府の官人なりしものならざるべからず。その人につきては左注に説あれば、そこに譲るべし。

○和歌　これは上の長田王の歌に和したること著し。而してこれはその水島に赴かむとの詠に對しての和歌なれば、その巡視に伴ひ行きて、詠じたりしならむ。

○名闕　この二字流布本大字にせるが、古寫本すべて小字にせり。されば今改めたり。

(二四七)

奥浪、邊波雖立、和我世故我、三船乃登麻里、瀾立目八方。

○奥浪　「オキツナミ」なり。卷二「二二二」に「奥波」とかけるにおなじ。

○邊波雖立　舊訓「ヘナミタツトモ」とよめり。類聚古集、神田本「雖立」を「タテトモ」とよみ、童蒙抄は

「ヘツナミタテド」とよめり。「タツトモ」は未然の事を假設條件としていふ語、「タテド」は已然の事を條件としていふ語なり。ここは如何といふに、假設條件ならざれば、意よく通らねば、舊訓をよしとす。卷十五に「於伎都奈美知敏爾多都等母佐波里安良米也母」三五八三とあるものこの例なり。さて「邊波」といへる例は卷六、九三九に「奥浪邊波安美射去爲登」など少からず。奥と邊と相對していへること卷二以下例少からぬが、ここは以上二句にて「奥浪たつとも」「邊波たつとも」の意をあらはせるなり。

○和我世故我　「ワガセコガ」なり。これは石川大夫より長田王をさしていへるなり。男子相互に「わがせこ」といひし例は、卷五に藤原房前が、山上憶良より琴を贈られたるに和へたる歌に「何世古我多那禮乃美古騰」八一二とよみたるをはじめ、卷八に山部宿禰赤人の歌に「吾勢子爾令見常念之梅花」二四二六といふあり、卷十七に大伴宿禰家持を餞せし時に、内藏忌寸繩麿のよめる歌(三九九六)に「和我勢古我久爾弊麻之奈婆」又それに對して家持がよめる歌(三九九七)に「安禮奈之等奈和備和我勢故」又大伴家持が大伴池主に贈れる歌(四〇〇六)に「波之伎與之和我世乃伎美乎」又「和我勢故婆多麻爾母我毛奈」(四〇〇七)といひて、池主をさし、池主がこれに和して贈れる歌には「和賀勢故乎見都追志乎禮婆」(四〇〇八)「宇良故非之和賀勢能伎美波」(四〇一〇)といへるにて知るべし。

○三船乃登麻里　「ミフネノトマリ」とよむ。「三」は音をかりたるにて「御」の意なり。「トマリ」は卷二「一二二」に「大船之泊流登麻里能」とあるにおなじく船の泊てて宿る所をいふなり。

○瀾立目八方「ナミタタメヤモ」とよむ。瀾も上の浪も波も皆ナミなるが、ここにかく三字書きかへたるは、文字に注意せしことを證す。「ヤモ」は助詞なるが、「ム」の已然形「メ」をうけて反語をなせり。この例は卷一「二一」の「吾戀目八方」「三一」の「亦母相目八方」「四六」の「寝毛宿良目八方」以下多し。

○一首の意 奥の浪又海邊の浪のたとひ、立ちさわぐことありとも、君が御船のはてますべきとまりには波は立つことあらじと祝せるなり。

右今案從四位下石川宮麻呂朝臣慶雲年中任大貳。又正五位下石川朝臣吉美侯神龜年中任少貳。不知兩人誰作此歌焉。

○この左注にはこの頃太宰府の官人にて石川大夫といはるべき人は大貳宮鷹と少貳吉美侯との二人なる由をあげて、その兩人のいづれとも定め難しといへるなり。

○從四位下石川朝臣宮鷹、續紀を案ずるに、慶雲二年十一月甲辰、以大納言從三位大伴宿禰安鷹爲兼太宰帥。從四位下石川朝臣宮鷹爲大貳と見え、和銅元年三月丙午に從四位下石川朝臣宮鷹爲右大辨と見ゆれば、この石川大夫を宮鷹とせば、太宰府には慶雲二年十一月以後、和銅元年二月以前に在りしこととせざるべからず。この人は和銅四年四月に正四位下に敘せられ、六年正月に從三位を授けられ、同十二月に薨せり。續紀に曰く乙未右大辨石川朝臣宮鷹薨。近江朝大臣大紫連子之第五男也と見えたり。

○正五位下石川朝臣吉美侯 この人は集中になほ他にも歌ありて君子とかけり。續紀を案ず

るに、正七位上石川朝臣君子に從五位下を授けられ、靈龜元年五月に播磨守に任ぜられ、養老五年六月に侍從に任ぜられ、神龜元年二月に正五位下を授けられ、同三年正月に從四位下に敘せられたる事は見ゆれど、太宰少貳に任ぜられたる由は見えず。されど、續紀には往々脱漏あれば、必ずそれを正しともいひかねたり。

○不知兩人誰作此歌焉 この注者の案を決しかぬる由をいへるなり。然るに略解には、此集大夫と有は五位の人をいへり。續紀を考るに、宮鷹は此註にいへることく、四位なれば、大夫と書べからず。吉美侯は養老五年侍從とみえて、少貳に任たる事見えず。されば、此石川大夫は宮鷹にも吉美侯にもあらず。卷四に神龜五年戊辰太宰少貳石川足人朝臣遷任、餞于筑前國蘆城驛家歌三首と有、此足人也。左註は誤れりといへり。されど、この四位なれば、大夫と書べからずといふ論は古義に既に駁せる如く、又余が本書の例を上にあげたる如く、四位五位に通じてかけるものなれば、不當なりといふべし。されど、石川足人をその人に擬せる説は一往考へらるべきものなり。かく種々に考へらるべき餘地はあれど、長田王の筑紫に下られし年代明かならねば、いづれと明かに定めむこと難し。されど、卷一には和銅五年長田王の伊勢齋宮に遣されしこと見ゆれば、この王の年代は略推すべし。かくて今に至りては、いづれとも斷定しかぬることはいふをまたず。

又長田王作歌

○又 これは上の歌と同じ折によまれしなれば、又と記したることいふまでもなし。然らば、上の詞書に三首と記して、集め記したらばよからむにかく分ち書きしは如何といふに、第二歌に對して上にあげたる如く、石川大夫の和歌存すれば、それを序にあげむが爲にかかる記し方をせしならむ。

(二四八)

隼人乃薩摩乃迫門乎、雲居奈須遠毛吾者、今日見鶴鴨。

○隼人乃「ハヤビト」ノとよむ。和名鈔隼人司の訓に「波也比止乃豆加佐」とあれば、よみ方はこれによるべし。然るに之を冠辭考には「サツマ」の枕詞とせり。されど、本居宣長はこの隼人を國名なるべしといへり。その説に曰く、「古事記傳十六」隼人と云者は今の大隅薩摩二國の人にて、其國人は絶れて敏捷く猛勇きが故に此名あるなり。(中略)又其を隼人國と云るは續紀二に、大寶二年先是征薩摩隼人時云々唱更國司等今薩摩國也言云々とある唱更これ隼人なり」といひ、又そこに注して「拾芥抄、改名所々部に薩摩國元唱更とあり。職員令、義解に隼人者分番上下、一年爲限云々とある意を以て其ころ唱更と書たりしなり。今薩摩國也と云は續紀撰ばれし時の注なり」といへり。又曰はく「さて國名の薩摩と改まりしは大寶より靈龜までの間なるべし。其故は右に引る大寶二年の紀には唱更國とありて、養老元年の紀に始めて大隅薩摩二國隼人とある、此薩摩は既に國名なればなり」といへり。然るに、上述の大寶二年の記事よりも以前に、文武天皇四年六月の條に「薩末比賣、波豆衣許督衣、君縣助督衣、君且自美又肝衝、難波從肥人

持兵、剽劫、竟國使刑部、眞木等於是勅、竺志惣領、准犯決罰」とあるは「薩末」を比賣、久賣、波豆、衣等の郡の統名とせるものなれば、國名といふべきなり。又大寶二年八月の條に「薩摩、多嶺、隔、化、逆、命、於是發兵征討云々」とあり、その次にも「討薩摩隼人」とあれば、薩摩はもとより國名なりしならむ。然るに、續紀にただ一所「唱更國司」とあるはかへりて、これ一時の名稱にして、まもなく薩摩の國名に復せられしならむ。(唱更の語につきては日本紀考證に説あり。「按史記吳王濞傳、卒踐更輒與平賈、正義曰踐更若今唱更行更者也、故謂隼人唱更義、取諸此」といふものこれなり)新考に曰はく「六卷にハヤビトノセトノイハホモとあれば、枕辭ならざる事は明なり」と。

○薩摩乃迫門乎「サツマノセトヲ」とよむ。薩摩はもとより地名にして、迫門は今もいふ地形の名詞にして普通に「瀬戸」といふ文字をあつる地勢をさせり。さてここは何處をさせるか。考には「和名抄薩摩國出水郡に勢度郷あり。ここの海門ならむ」といひて、卷六「九六〇」の歌「隼人乃湍門乃磐母年魚走芳野之瀧爾尙不及家里」を例にひけり。然るに、攷證はこれを非なりとして曰く「迫門はせはき門といふにて、門は水門、島門なども、又たゞ門とのみいひて、みな船の出入する所を門とはいへるにて(云々)水門は廣きをいへるにて、それにむかへて迫を迫門とはいへる也」といひたるが、その駁論はかへりて意を得ざるさまなり。考にいふ海門は即ち卷十二「三一六四」の「室之浦之湍門之崎有鳴島之卷十六「三八七一」の「角島之迫門乃稚海藻者」の「セト」の意なれば、誤とはいふべからず。さてこの「セト」は今何といふ處かといふに、日本地誌提要に薩摩の海峡の條に「黒瀬戸」とあるをそれなりといへり。曰く「古名隼人迫門又薩摩迫門ト云。出水郡

知識村ト長島トノ間、南北凡三拾町、瀨貳町三拾間ヨリ五六町ニ至ル」と見えたり。和名鈔なる出水郡勢度郷の名もこの黒瀬戸といふ迫門より起りし地名なるべし。今長島のこの瀬戸の中央に沿へる所に瀬戸といふ地名あり。これら古の遺なるべし。

○雲居奈須 「クモキナス」とよむ。雲居の如くの意にて、遠く遙かに見やるさまを形容する爲における枕詞なり。

○遠毛吾者 「トホクモワレハ」とよみて異論なし。

○今日見鶴鴨 「ケフミツルカモ」なり。「ツル」は複語尾「カモ」は助詞なり。

○一首の意 隼人の薩摩の迫門とて名に聞えたる所をば、吾は今日遙かに遠く見たるかなとなり、これは恐らくはその野坂の浦より船出して水島に到らむとして海上より遙かに薩摩の迫門を望みて速くも來にけるかなといふ嘆を漏されしならむ。黒瀬戸は佐敷よりしても田浦よりしても、水島に行かむ海路よりすれば、反對の直線上にありてさほるものなく遙かに見やるる位地にあるなり。されば、この歌實景をよまれしこと明かなるが、長田王の任は肥後まで到るに在りて、薩摩までは到られざりしことこれにて知られたり。

柿本朝臣人麻呂羈旅歌八首

○羈旅 この字面は周禮、地官、遺人の條下に出づ。その鄭氏注に曰く「羈旅過行寄止者」とあり。即ち「タビ」の義とせり。

三津埼浪矣恐隠江乃舟公宣奴島爾

○三津埼 「ミツノサキ」なり。「ミツ」は難波の御津にして、ここは卷一「六三」の「美津乃濱松岡」六八の「美津能濱」の下にいへると同じ所なり。

○浪矣恐 「ナミヲカシコミ」とよむ。こは卷二「二二〇」に「鯨魚取海乎恐行船乃梶引折而云々の」恐とに同じく、荒浪を恐れかしこむ意なり。

○隠江乃 「コモリエノ」とよむ。「隠」を「こもり」とよむことは卷二「二〇一」の「隠沼」の例にて知るべし。この語の意につきては攷證に「隠江は隠沼、隠津などと同じく四方皆陸にてつゞまれこもりたる江をいへり、この三津の埼の海は國圖もて考ふるに、和泉攝津淡路にてつゞめる江なれば、こもり江とはいふ也」といへり。されど難波の御津は古は大阪灣頭なりしなるべければ、そこが如何にも和泉攝津淡路にてつゞまれたりといふとも、こもり隠江といはむにふさはしからず。これは決してさる意ならずして、御津の埼はその名の如く、大阪灣頭の一岬角なりしなるべくして、その岬より内の淀川の河口内が、即ちこもり江と名づくべきところなりしならむ。而してここに「隠江」といへるにつきては、楓落葉は波の荒きをかしくみて船出せず隠り居るをやがてこもり江にいひつゞけたり」といひ、古義もこれに従へり。これにつきて新考に「此時代にさるいひかけあるべしとはおぼえず」といひたり。されど浪を恐みこもりる」といふ意にて「こもり江」といふ如きいひかたは、この時代に少からぬことにして、漫にこれを否定すべきにあら

す。然れども、余は別の意にてこのいひかけを必要なしと思ふなり。即ちこの歌にていふ所の舟の今泊れる所が事實上の隠江なるときには、これが地名ならずとも、かけ詞と見ずして意明らかなればなり。

○舟公宣奴島爾 舊來これをフネコクキミカユクカノシマニとよめり。されど、舟一字をフネコグとよまむは無理なるべく、宣をユクカとよむも不當なれば、従ふべき理由なし。この故に、この間に誤脱あるべしといひて、代匠記、童蒙抄、考玉の小琴、楓落葉、攷證、檜燻手、古義、新考等各種の説あれど、いづれも決定的のものとは見えぬ。されど、別に今斷案とすべき説も無ければ、疑しきを闕く意として後賢の研究を俟つ。但し、奴島はノシマにあらずして、マシマとよむべく、その地は淡路島の西海岸北部に近き地にある地名なり。

○一首の意 下句明かならざれば、説くこと難し。

(二五〇)

珠藻苺敏馬乎過夏草之野島之崎爾舟著近奴。

○珠藻苺 「タマモカル」とよむ。この語は屢といへる所なり。元來海邊などの實景をいへる語なるが、それを以て枕詞とせるなり。

○敏馬乎過 「ミヌメヲスギテ」とよむ。これは攝津の地名なり。「敏」を「ミヌ」とよむは、その字音にして、この字は上聲軫韻にして音尾は「ナ」なり。これは今「ピン」といふが、古く「ミニ」ともよみたり。これはその「ン」が「ナ」なる故に「ミヌ」にあてしなり。卷六に「御食向淡路乃島二直向三犬女乃浦能

奥部庭深海松採浦回庭名告藻苺(九四六)又三犬女乃浦(一〇六五)とも、眞十鏡見宿女乃浦者(一〇六六)ともあり。卷十五、三六二七に「可我美奈須美津能波麻備爾於保夫爾爾眞可治之自奴伎可良久爾爾和多理由可武等多太牟可布美奴面乎左指天之保麻知且美乎妣伎由氣婆などある地なり。されば、難波の御津より西の方に航海せむもの必ず經過すべき著しき地點なりしこととは明かなり。それは仙覺抄卷五にひける攝津國風土記に「美奴賣松原」とある地なり。この地には又延喜式の汝賣神社あり。この神社は攝津志に「今在菟原郡岩屋村」といへり。而して兵庫名所記には敏馬浦は脇濱村岩屋村との間、濱邊を云と見えたり。されば、今の神戸市西灘の邊の海濱にして、敏馬崎といへるは蓋し、神戸港の東の岬の邊をさせるならむ。延喜式玄蕃寮式をみるに、新羅客の入朝する時に酒を給ふに、攝津國廣田、生田、長田、三社等の稻を生田社に送りて醸しし酒を敏賣崎において給ふといふことあり。而してこれより次には難波館にて酒を給ふとあり。されば、ここは難波より西航するものの第一の泊なりしことは著し。かく考へてはじめてこの歌の意を考ふべし。

○夏草之 「ナツクサノ」とよむ。これを野島の枕詞とするは如何なる意によるか。管見には「夏草は野といはむ爲なり」といひたれど、冠辭考には「夏草は茂く長くてなよゝかなれば、ともどもに萎伏すを以て相寢の濱にいひかけたり。ねはなえの反なり。又夏草の萎ゆるてふ意にてぬとは續けたり」といへり。按ずるに夏草の野とつづくる由はいはれなきことにして、草はすべて野に生ゆるものなれば、特に夏草に限りていふべからず。又夏草は茂く長くてなよゝか

なりといふこともうけられず。蓋しこれは夏の炎天に草の萎えしをるゝによりていへるものなるべし。されば、その草の萎えて臥すを寢とは見立てたるものならむ。されば、これは野島の「ぬ」といふ音にかゝれる枕詞といふべし。

○野島の埵爾「夏草之」といふ枕詞に導かれて「メシマガサキニ」とよむべし。これは次の歌に「粟路之野島」とあれば、淡路國なること著し。地理を按ずるに、ここは淡路の北部西部にある野島村の地の或る地角をさせるならむ。蓋しこの野島は難波より西して、敏馬を經明石海峽を過ぎてやどる地點なりしならむ。

○舟近著奴「フネチカヅキヌ」とよむ。意明かなり。

○一首の意 珠藻を刈る敏馬の浦を通り過ぎて、わが舟はいよ／＼淡路の野島が崎に近づきぬ。かくてやう／＼航路も進みたりといふ感じをあらはせり。

一本云處女乎過而夏草乃野島我埵爾伊保里爲吾等者

○これは一本に、その第二句と第五句とを異にするものを載せたることを注せるなり。されば次にその第二句と第五句とのみにつきていふべし。

○處女乎過而「ヲトメヲスギテ」なり。童蒙抄には「處女」とかきても「ミメメ」と心得べきなりといひたれど、處女の字が如何にして「ミメメ」とよまるべきか、さる事あるべきにあらねば、従ふべからず。楓落葉玉の小琴、略解等は「處女」は「敏馬」を誤れるものとし、檜端手は「處女」は「三犬女」の誤か

といへり。然るに卷十五三九〇六には「多麻藻可流乎等女乎須疑氏奈都久佐能野島我左吉爾伊保里須和禮波」とありてこの左注の歌と全く同じき歌をあげて、さてその左注に「柿本朝臣人麿歌敏馬乎須疑氏又曰布禰知可豆伎奴」とあれば、この左注はこの本文の歌をさせるなり。かく互に相注したるを見て、かかる類似の歌の古より並び存せしを見るべし。されば、これにそのまゝに「ヲトメヲスギテ」とよむべきものにして決して誤にはあらざるべきなり。これにつきて契沖は「處女を過てとは第九に葦屋處女墓をよめる歌あり。彼由緒によりて兎原郡葦屋浦を處女とのみいへるなり」といへるが、宣長は之を誤なりといへり。されど、明かに卷十五に「乎等女」とかけるを見れば、さる地名ありしことは否定すべからず。然るときは契沖の説必ずしも誤と斷すべきにあらざるなり。

○伊保里爲吾等者「イホリスワレハ」とよむ。「イホリス」といふ語は卷一六〇の「盧利爲里計武」の下にいへる如く旅のやどりに假廬をつくるをいふなり。「吾等」を「ワレ」とよむは、卷二「一七七」に「吾等哭涙息時毛無」を「ワガナクナミダ」とよむにおなじ。この一句も意明かなれば、特にのべず。

粟路之野島之前乃濱風爾妹之結紉吹返

○粟路之 舊板本「アハミチノ」とよめり。代匠記は「アハチノ」と四字によむべしといひ、童蒙抄は「あはぢなる」とよめり。されど、之を「なる」とよまむことは無理なり。「粟路」は「アハミチ」とよまべき文字なれど、これは國名の淡路をさせること著し。然るに、ここを「アハミチ」とよめるによ

りて古來近江路の義にとりて釋せるもの多きが、そは契沖のいへる如く誤なり。契沖曰く「古點あやまれとも、あふみちとはかゝず。此をばあはちのと四文字に讀むべし。第六に赤人歌に、淡路之野島之海子乃云々此をもあはみちと點せり。若今の歌を堅く執せば、彼赤人の歌に、鮫珠左盤爾潛出といひ、神龜二年冬難波宮へ行幸し給ふ時の御供にてよまれし歌の初にも其趣をよまれたるをば如何せむ」といへり。誠にさることなり。而してこの國は阿波國へわたる路に當る故に名づけたるものなれば、これを粟路とかけるも理由なきにあらず。元來、阿波國は粟のよく産するよりの名なれば、粟とかくは不當にあらず。

○野島之前乃 前の例にならひて、「マシマガサキノ」とよむ。上の歌の、野島我崎なり。

○濱風爾 「ハマカゼニ」とよむ。「濱風」は卷一七三に見え初めたるが既にいへる如く、海上より吹く風なり。

○妹之結 舊訓「イモガムスビシ」とよみたるを玉の小琴に「イモガムスベル」とよむべしといへり。さて「結」字は「むすびし」とよむべきか、「むすべる」とよむべきかといふに、攷證は卷八一六一二の「神佐夫等不許者不有秋草之結之紐乎解者悲哭」卷九一七八九の「吾妹兒之結手師紐乎將解八方絶者絶十方直二相左右」卷十一二四七三の「菅根惻隱君結爲我紐緒解人不有」卷十二二一九九の「二爲而結之紐乎一爲而吾者解不見直及者」の歌をあげてきて曰く「結を宣長はむすべると訓れしかど、ここは過去し事をいへるうへに、まへに引る歌にも「結爲結之」など書れば舊訓のままむすびしと訓べし」といへり。この説是なるが如し。然るに、卷二七四三三四に「兒良我牟須敝流ほ、ムスビシ」とよむ方やよからむ。

比毛等久奈由米とあれば、ムスベルとよまむも不條理にあらざるべし。然らば、如何によむべきかといふに、その心情よりしてよみ方を定めむ外にすべなかるべし。然るときは、ムスベルとよむときは、その紐を主としていひ、ムスビシとよむときは、その結びし人を主としていふ如き心持ありとする外あらじ。これは契沖が「濱風の紐を吹返すに付て其紐を結し妹を思ひ出るなるべし」といへるが如く、その紐を風の吹き翻すにつけて妹をしのぶものなるべければ、なほ、ムスビシとよむ方やよからむ。

○初吹返 「ヒモフキカヘス」とよむ。略解は「初は紐の誤なりとせり。されど、この字は集中極めで多く又本朝の古書、又支那の古書に「初」と作れること多くして、そが「紐」の俗體たることは既に文字辨證に論證せる所なり。されば、初は六朝頃に出でし一體の字にして一々誤なりとはいふべからず。さて妹が結びし初とは何かといふに、攷證は古のならばし夫婦しばしもわかるるには、互に下紐をむすびかはして、又逢ふまで外の人に解かせじと契りかたむる事常の事也」といひたれど、下紐を風の吹返すが如きこと有るべきにあらじ。考は「此紐は旅衣の肩につけたる赤紐なりと見ゆ」といひ、略解には「集中にいもが結びしといふ事多くて、下紐またはいづれの紐ともなくて、旅行時はいはひて結ぶ事とみゆ。こゝは風吹返すとよみたれば下紐にはあらで、旅の衣の肩に付たる紐也」といひたり。然るに略解は更に進んで「古事記仁口子臣紅紐つきたる青摺衣をきる故、水潦紅紐を拂て皆紅色變るよし有。其外にも天武紀に長紐結紐など着る事見え、大嘗祭式縫殿式にも見ゆ。雅亮裝束抄に見ゆるはたゝみて付たりとみゆれば、こと

に吹返すといふべきもの也」といへり。されど、この赤紐といふものなりとする事また如何なり。新考に曰く「赤紐は肩に縫ひ着けて前後に垂るるものにて(雅亮装束抄)晴着の飾とおぼゆれば旅衣にはつくべからず。今の歌の紐はおそらくは襟の紐ならむ」といへり。げに赤紐は縫ひつけおきて垂るるものなれば結ぶとはいふべからず。按ずるに古代の衣服には今のボタン掛けの代りに紐を用るしものなるべければ、上にて結ぶべき紐は少からざりしならむ。その旅衣の紐をさしていへるものと見るべきなり。これをば妹が結びしまゝかへるまで解かずといへるは、旅装のまゝ晝夜あるべき事となりて常識より見てあるべきことにあらず。これは、その紐をば濱風の吹き返すをみてこの紐は旅立せし時に妻が結びし紐なりと思ひ出でたりとすべきなり。かく解する時は、むすびしままとすることと、下紐とする事との二事は明かに誤とすべきなり。「吹きかへすは吹きてひるがへすことなり」。

○一首の意 淡路の野島が崎にやどれば、その濱風に古郷を立ちし時妹が結びし紐をば、吹きひるがへすことよ。この紐は家を出でむとせし時に妻が結びしなるが、今この濱風に吹かれてかへるを見れば、これを結びし妻を思ひ出づるよとなり。さてこゝに、上句に「濱風にとありて下句に「ふきかへす」とあるによりて打ちあはずといふ論あり。又それを辯護する論あり。(古義)されど、これはこれにてよき筈なり。何となれば、これは濱風の吹くにますかする意をいへるなればなり。かく吹きかへさするをわがする事にしてただ「ふきかへす」といへるは語足らぬやうなれど、この頃の語遣としてはさまであやしむべきにあらず。

(二五二)

荒栲藤江之浦爾鈴寸釣白水郎跡香將見旅去吾乎

○荒栲「アラタヘノ」とよむ。「栲」の字の事は卷一、七九の「栲乃穂爾」の下にいへり。さて「アラタヘノ」を以て「フチ」の枕詞とすることは卷一、五〇の「荒妙乃藤原我宇倍爾」又「五二」の「鹿妙乃藤井我原爾」の下にいへる如し。こゝも「藤江」の「フチ」を導く料とせり。

○藤江之浦爾「フチエノウラニ」とよむ。藤江の浦は播磨國の地名なり。和名鈔郷名に播磨國明石郡に「葛江布知衣」と見えたるが、今も明石町の西の濱に藤江といふ地あり。その邊の海をいふなるべし。卷六、九三九に「藤江乃浦爾船會動流」とあり。この地は淡路國に向へる地なるが、野島より出でてここの浦をこぎ進みしならむ。

○鈴寸釣「スマキツル」とよむべし。「鈴寸」は借字にして鱸といふ魚の名なり。古事記上卷に「訓鱸云須受岐」と見えたり。「釣」は流布本に「鉤」とあれど、神田本西本願寺本温故堂本等に「釣」とせるをよしとすべし。「鉤」字をかけるは蓋し、意も形も似たるより通用せしならむ。按ずるにここにかくいへるは當時そこに漁船多く浮べる間にこぎ入りたりしが故ならむ。

○白水郎跡香將見「アマトカミラム」とよむ。「白水郎」の事は卷一、二三の下にいへり。「將見」をよめる「ミラム」といふ語は、卷一、五五の「行來跡見良武」の下にいへり。「將」を「ラム」とよむことは卷二「一三八」の「吾婦乃兒我夏草乃思志萎而將嘆角里將見」又「一五二」の「吾期大王乃大御船待可將戀四賀乃辛崎」などなり。

○旅去吾乎「タビユクワレヲ」とよむ。「タビユク」といふ語のことは卷一「六九」の「客去君跡知麻世婆」の下にいへり。ここは旅してありくの意なり。卷七一四二三に「鹽早三磯回荷居者入潮爲海人鳥屋見濫多由久和禮乎」とあるに似たり。

○一首の意 われ船路の旅して明石潟の藤江の浦に来れるが、ここには鱸つるとて多くの漁船出でてあるが、わが船もそれらの間に立ち交りてあれば或は我をその鱸つる海人のなかまとも人見るらむとなり。これ蓋し、その釣船のさまの面白さに、われを忘れてありけるをふと我にかへりてみれば我は旅人なりけりといふことをかくいへるが面白きなり。従來の説多くは、我なるものをの意とせり。されど、ここはしか理窟をいへるにあらず。釣りをするを傍觀するものは往々にしてその己を忘れてそれらにみとれてあるものなり。この歌、その忘我の境より忽然として我にかへりたる刹那の情をうたへるものとして興味甚だゆたかなり。

一本云、白栲乃、藤江能浦爾伊射利爲流。

○こは一本に第一句と第三句との異なるが、ありしによりて注せるなり。

○白栲乃「シロタヘノ」とよむ。楓落葉はこれを誤なりとせり。されど、この歌は卷十五五六〇七に古歌としてあげたる「之路多倍能藤江能宇良爾伊射里須流安麻等也見良武多妣由久和禮乎」とかける歌にして、ここに明かに假名書にせれば誤れりとはいふべからず。誤にあらずとせば、その白栲の原料やがて藤なれば、いひつゞけしならむ。

○伊射利爲流「イザリスル」とよむべし。これは「イザル」といふ語の連用形「イザリ」を以て名詞としたるものに「スル」を加へたるものにして、漁撈をする事なるが「イザル」の例は卷十五三六四八に「宇奈波良能於伎敵爾等毛之伊射流火波安可之且登母世夜麻登思麻見無等あり」。

稻日野毛、去過勝爾、思有者、心戀敷、可古能島所見。

一云、潮見。

○稻日野毛 舊訓「イナヒノモ」とよめり。されど楓落葉に「イナビヌモ」とよめるをよしとす。これは和名鈔、地名に「播磨國印南伊奈」とあるところにして、播磨國印南郡の野をさす。即ち、卷一の「伊奈美國原」(一四)といへるも同じ所なり。これを「イナビ」といふは、「ビ」の音通によるものなるが、古事記中景行天皇條に「天皇娶針間之伊那毘能大郎女」とある「イナビ」も「イナミ」におなじきなり。この「も」は相對するものある時にいふ語なるが、ここは下の「可古能島」に對するなり。

○去過勝爾 古來「ユキスギガテニ」とよむ。然るに、楓落葉は「カテ」と清音によむべしといへり。この清音によむべき「カテ」は「タフル」意の動詞なるが、上の動詞と連續する際に往々所謂連濁音となるものなれば、古來「ガツ」とよみ來れるも誤にあらず。それらの例は卷十四三三八八に「筑波禰乃禰呂爾可須美爲須宜可提爾伊伎豆久伎美乎爲禰氏夜良佐禰」又卷二十四三九八に「群鳥乃伊退多知加且爾等騰已保里可弊里美之都々等あり。又卷五八八五に「朝露乃既夜須伎我身比等國爾須疑加且奴可母意夜能目遠保利等」の「カテ」は「カツ」の未然形にして、「ヌ」は古代の打消

の意の複語尾の連用形の「ニ終止形の」なるべく思はる。又難の意ある「ガテ」といふ語の場合あり。卷二の「皆人乃得難爾爲云安見兒衣多利九五」の如きさて又卷五八四五の「宇具比須能麻知迦氏爾勢斯宇米我波奈等これなり。その場合の「ガテ」は「ガテ」に「難」の意ありて「は格助詞たるなり。今の「ユキスギガテ」もその難の意と見られざるべからざるものなり。されば清音によむことは不可なりとす。「去」を「ユク」とよむことは卷一六九の「客去君跡以下例少からず。「去」はもとより舟にてその邊をすぐるなり。この邊をめてはやく行きすぐることの惜しき心地をあらはせるなり。

○思有者「オモヘレバ」とよむ。これは此と彼とを思ひつつ有ればの意なり。

○心戀敷 舊來「ココロコヒシキ」とよみたるが古義は「ココロコホシキ」と訓むべしといひて「卷五に「毛々等利能己惠能古保志枳八三四又故保斯苦阿利家武八七五書紀齊明天皇大御歌に「積瀬我梅能姑喪之枳舸羅備」などあり」とて例をあげたり。さて本集をかへりみれば同じく「コヒシク」と假名書にせるものまた少からず。一二の例をあげむか。卷十五三六四一に「安可等伎能伊弊胡悲之伎爾」卷十五三六三四に「思末志久母見禰婆古非思吉伊毛乎於伎且伎奴」卷十七三九二八に「古非之久伎美我於毛保要波」卷十八四一一八に「須久奈久母年月經禮婆古悲之氣禮夜母」卷十九四二二二に「可久婆可里古非之久志安良婆」卷二十四四四三に「奈且之故我伊夜波都波奈爾故非之伎和我勢」などあり。かくては二様のいづれにもよむべきが如くなるが今ここは如何によむべきか。按ずるに「こひし」といふ方は卷十四以下の諸卷に出でてその以前には假名

書のもの見えず。これによりて思ふに古くは「コホシ」といひ「コヒシ」はやゝ後れての語と見ゆるなり。今ここはその早き方に従ひて「コホシ」とよむべきならむ。「心に戀しく思ふ」の意にて即ちかねて名をききて一度は見たく思ひ居たりし「カコ」の島といふなり。

○可古能島所見 「カコノシマミユ」とよむ。可古は播磨國の郡名なるがそこに「カコ」の島と名づくる島ありやと尋ぬるに今に於てさる島の名見えざるのみならず播磨風土記にも亦記載せず。楓落葉は「心に戀しむかこといふことのあるべくもあらねば可古は必何古の誤なるべくおもひて私に改つ」といへり。されどこれは全くの臆説にて少しも従ふべき理由なし。可古の島をかねて戀しく思ひしといふこと何の不可あらむ。さてカコノ島といふ島は何處か明かならぬが新考は「今高砂といふは加古川の河口のデルタなり。是いにしへのカコノシマの變形したるものならむ」といへり。今他に考ふべき道を知らねば姑くこれに従ふ。さて印南野を先にして加古を後にせるによりて見ればこの歌は西より東に進める時の歌にして前の歌の時と方向違へり。

○一云潮見 これは「可古能島所見」といへるを一本に「可古能潮見」とある由を注せるならむが「潮見」を如何によむべきか。古寫本には「細井本を除く」いづれも「潮」を「湖」につくれり。而して京都大學本には「ウミミユ」と訓を施せるが他の古寫本には訓なし。契沖は潮字を「ミナト」とも「ハマ」とも「シホ」ともよむべき由をいひて断案を下さず。童蒙抄は「ウミミユ」とよみ考には「湖見」の誤として「ミナトミユ」とよみ楓落葉は「湖見」の誤として「ミトミユ」と訓したるが略解攷證以下は考

の説によれり。さてこの字は本によりて「潮」とも「湖」とも書けるが、先づ「潮」字につきて考ふるに、これを文字通りに「しほ」とよみては全く意通ぜねば、その意にはあらざるべきこと明らかなり。然るに本集又他の古書中往々「潮」字を「ミナト」とよむべき場所に用ゐたるあり。例をいへば、卷七「一二二九」に「吾舟者明且石之潮爾榜泊牟卷十一「二四六八」に「潮葦交在草知草人皆知」二四七〇」に「潮核延子菅不竊公戀乍在不勝鴨」とあるは古來「ミナト」とよみ、又「ミナト」とよむより外は途あるまじく思はるるなり。又播磨風土記には「賀古郡」鴨波里の條中に「通出於赤石郡林潮」と書き、又飭磨郡の下美濃里の條のはじめに「繼潮」とかけるあり。この「繼潮」は明ならねど、「林潮」は今も明石川の河口にある林村の地なり。又日本靈異記(卷下第廿五)にも「居住於同國紀伊日高郡之潮」と見え、これも「ミナト」に用ゐたり。さて又字鏡集には「潮」字に「ミナツ」の訓を加へたり。これは「ミナト」の訛れること著し。然れども「潮」字は今のままにては如何にしても「ミナト」とよむべき理由を發見せず。されば古寫本に「湖」とあるが正しくて「潮」はその誤字なりといふ説、楓落葉はじめ諸家の唱ふる所なり。さらば「湖」字とせば如何といふに、「湖」の字も亦集中に「ミナト」の義に用ゐたる所少からず。その二三の例をあぐべし。この卷「二七四」に「吾船者枚乃湖爾榜泊將泊」三五二に「葦邊波鶴之哭鳴而湖風寒吹良武津乎能埒羽」卷七「一六九」に「近江之海湖者八十云々」一一八九に「四長鳥居名之湖爾舟泊左右手」又卷九「一七三四」に「高島之足利湖乎榜過而」などあり。又仙覺の萬葉抄卷三に「湖ノ字訓ウシホ不審ナリ、ミナトニツカヘルコトハ阿波國風土記中に中潮吳潮ナトニモ用之タリ」(片假名本一)とありて、別本卷二は「中湖」といふは牟夜戸與咲

湖の中にあるが故に中湖爲名見阿波國風土記」とあり。ここにも「湖」と「潮」と相通じて「ミナト」に用ゐたるを見る。さて「湖」には果して「ミナト」とよむべき理由ありや。「湖」は通常「ミヅウミ」と訓ずるものにして「ミナト」とよまむは不審なるが如し。然れども、説文を見れば「湖、大陂也」とありて、本義は「ミヅウミ」の義にあらず。或はその大陂の義より「ミナト」の訓を加へしならむ。然らば、義訓といふべきに似たり。然れども或は支那にこの六朝時代の俗用を傳襲せしものならむか。なほ考ふべし。かくて「湖」には「ミナト」の訓あるものとせむに、「潮」は如何といふに、これには如何にしても「ミナト」の訓の出づべき點を見ず。然らば、これを誤寫なりとすべきかといふに、萬葉集のみにあらず、風土記靈異記までも一齊にかくあれば誤寫なりといふにはあまりに普遍的なりといはざるべからず。これによりて多年疑問とせしが、徳富蘇峯氏藏の長曆五年正月書寫の大唐西域記卷十を閲覽せしに、その理由をさとり得たり。この書には「潮波交帯城邑」といふ文字を記して、その「潮波」といふ文字に「コハ」といふフリガナを施せり。而して、これは正しくは「湖波」とあるべき所なり。これによりて考ふるに、萬葉集風土記靈異記よりこの長曆の頃に至るまでの人は「湖」とかくも「潮」とかくも同字なりと心得たるものならむ。否この時代には類似の文字をば、その字畫の繁簡によりて同義に用ゐて、しかも多少氣分の上に使ひ分けたるものなるが如し。たとへば「行列」を「行烈」とかくが如きは時に應じてかきかへたるにてその嚴重なる「行列」には字畫を莊重にする意にて「行烈」とかきたること、平安朝の記録類に往々見る所なるが、かくの如きことに似たることの古くより行はれしものの如く、さてこそ「潮」は「湖」の

別體にして、しかもその莊重なる體なりといふ意識を有したりしものと考へらる。かく考ふるときは、潮を「ミナト」に用ゐるは、當初よりしか書きたりしものにして、傳寫の際に訛りしものともいふを得ざるならむ。

さて、これは「カコノミナトミユ」と八音によむべきこと動かすべからざるが、この「ミナト」は日本紀應神卷に十三年の下の「曰云々」とある條に「於是天皇西望之、數十樂鹿浮海來之、便入手播磨、鹿子水門」とある地にして、蓋し、加古川の河口をさせるならむ。

○一首の意 契沖が「印南野の面白くて過うきに又かこの島もみれば、彼人も早く行て見まくほしければ、彼方此方に引るゝ心をよめり」とあるが如くこの播磨國の印南地方を船中よりながむる景色も早く行き過ぎ難く思はるるに、はや行く手にはかねてより心に見まほしく思ひたるかこの島の見ゆるよとなり。

(二五四)

留火之明大門爾、入日哉、榜將別家當不見。

○留火之 古來「トモシビノ」とよみ來れり。楓落葉には「トモリヒ」とよむべしといへるが、「トモリヒ」といふ語は古今になし。攷證、古義共にこれを駁して古來の訓をよしとせり。さて古義には「島崎直好留は獨字の偏を脱し、蜀を留に寫し誤るにやと云り」といひ、なほ蜀を留に誤れることは眞に然るべし。蜀留草書似たればなり。さて偏を脱せしにはあらで、倭文を委文、村主を寸主、他田を也田と作る類に、本より書きて蜀火と作るにもあるべしといへり。今按ずるに攷

證には「留をともしとよむべき事論なく」といひたれども、「留をトモシ」とよむべき理由は如何にしても見出されず。而して燭の草體の旁と留の草體とは相似たれば、古義の説頗る有力なりといふべし。然れども、燭を省きて「蜀」とせりといふ事は如何。さる例を見ねば、この事必ずしも然りとすべからず。こは諸本皆かくありて少しも異同なし。されど恐らくは「燭」の一字を「蜀火」の二字に誤り書きて、その「蜀」を留と誤り認めしにあらざるか。和名鈔には「燈燭」の二字に注して「並度毛師比」と注せり。「トモシビ」といふ語は、卷十五「三六二三」に「安麻能等毛之備」(卷十八「四〇五四」に「登毛之備乎都久欲爾奈蘇倍」又「四〇八七」に「等毛之火能比可里爾見由流作由理婆奈」などあり。さてこれは「トモシ火」の「明」といふ意にて「明石」の枕詞にせるなり。

○明大門爾 舊訓「アカシノナタニ」とよめり。これはもと「アカシノセトニ」とよみたるを仙覺が改めたるなり。「大門をせ」とよまむことはもとより不條理なれど、又「ナダ」とよまむも根據なきことなり。童蒙抄は「大を水」の誤と認めて「ミト」と訓じたり。されど、諸本すべて「大門」とあれば、これも從ひ難し。楓落葉に「師は橘小門にむかへて、大門はおととよむべくいはれしかどおほとよむかた勝れり」とて「アカシオホトニ」とよめり。略解、攷證などは「おと」とよむ方によれるが「オホト」を「オト」とよむことは例なきことなれば、楓落葉の訓によるをよしとす。「明」を「アカシ」といふはその形容詞の終止形を借用したるにて名高き播磨國の明石をさせるなり。和名鈔に播磨國明石郡の郷名に「明石安加志」とあり。本集中は「明石之浦」(卷三「三二六」)「赤石門浪」(卷七「一二〇七」)「開乃門」(卷三「三八八」)「安可思能門」(卷十五「三六〇八一」)などかけり。又卷六「九四一」

には「明方」ともかけり。さてこれより直ちに「オホト」につづくる事は古義に「アカシノ」の言をいはず、直につゞけいへるは、十四に伊奈佐保曾江廿卷に伊古麻多可禰などよめる類なりといへるにて知るべし。こゝは所謂明石海峡をいへること明かなるが、これを大門といへるは、世に名高きによりてたたへていへるならむ。

○入日哉 舊訓「イルヒニヤ」とよめるを槻落葉に本居の説なりとて「イラムヒヤ」とよめり。こはいづれにても意通すべきが「イラムヒヤ」とよむ方適切ならむ。

○撈將別 「コギワカレナム」とよむ。略解に引ける宣長説には曰く「明石の門に入らぬ前は大和の方も見えしを、此門に入ては見えず成なむといふ也」といひ、「こぎわかる」とは今まで見えたる方の見えざるを別るといふ也」ともいへり。「こぎわかる」とは海上の航路なる故にいへるなり。

○家當不見 舊板本「イヘノアタリミユ」とよみたり。されど「不見」を「ミユ」とよむはもとより不可なり。仙覺抄には「ミデ」とよみたるが、意はあたれど、この頃に「デ」といふ打消の語ありたりとは信ぜられざればこれも従ひがたし。拾穂抄は「イヘノアタリミズ」とよみ、略解、攷證等これに隨へるが、略解にのする宣長の訓は「イヘノアタリミズ」とあり。されど「イヘノアタリ」といふ熟語、當時行はれてありしものとも考へられざれば、ただすなほに「イヘノアタリ」とよむをよしとす。「家」のあたりは故郷の空をさせり。蓋し大和をかくいへるならむ。さてこの句は略解にある本居の説の如く四句の上へうつして見るべし。

○一首の意 今、難波より須磨邊までの海上にては故郷なる大和の山脈も遠しとはいひながら、顧みやらるゝを、この明石海峡に入らば、その故郷の空を見ずなりなむ。かくていよいよ故郷の空とは別れむ事とならむとなり。略解に曰く「此歌までは西へ行度の歌にして、次の二首は歸る時の歌也。又下に人麿筑紫へ下る時の歌とて載せたるは此時も同じたびなるを、後に聞て別に書入たるにや、またこと時にやしられず」といへるが、この歌の配列はさる順序によりりとは考へられず。そは如何といふに「二四九」の歌は難波の御津にての詠、「二五〇」はそれより進みて敏馬をすぎ淡路の野島崎に近づきての詠なれば、これは少くとも明石海峡に入らむとする時の詠ならむ。さて「二五一」は野島にての詠なれば、明石海峡をすでに通過し終れること著し。次に「二五二」の詠は野島より出でて、明石の西なる藤江の浦にての詠、「二五三」はこれは反對に印南の海邊より東に向ひての詠なれば、その順序によれば、この「二三四」はかへりて、西より東の方明石海峡に入りて、それより西の方に故郷ありとすることなるべし。而して「二五五」は明石海峡より大和の空をながめ、「二五六」は、餉飯の海といひて全くこの地理の飛びはなれたるところとなれり。されば、人麿の家あたりを大和と解する説によるとしてもよらずとしてもこの歌の順序は決して旅程の進みにつれたる順序とは見られず。略解の説は随ひ難しといふべし。

天離夷之長道從戀來者自明門倭島所見

○天離 「アマサカル」なり。この語は卷二二一九の歌に見えはじめて、そこにも「夷の枕詞とせり。こゝもおなじ。

○夷之長道從 舊訓「ヒナノナガチヲ」とよめり。契沖は「從はゆともよむべし」といへり。槻落葉は「長道」を「ナガチ」とよむべしといひ、その理由として、曰く「神代紀に長道磐神とあるを古事記には道之長乳齒とあれば、こゝもながちとよむべけれど、集中假字書には長手奈我底など書て一所もながちと書たる事の見えねば、こゝも卷十五に奈我道とあるも奈加底とよむべきにこそ。かしこけど、藤原の永手と申御名をもおもへ」といへり。攷證はこの説をあげてきて曰く「いかにもさる事ながら、道は集中ちとのみよめるうへにながちとしてもよく聞ゆれば、猶舊訓のまゝながちとよむべき也。この歌を十五丁に重出して比奈乃奈我道乎云々(三六〇八)二十丁に道乃長道波云々(四三四一)など見えたり」といへり。大體この言の如くなるべきが「ナガチ」といふ語は「長道」といふ語とはさす所同じとしてもその成立異なるべきか。「チ」は即ち道にして「テ」はすべて長く引けるものの意か。若くは「ナガチ」が本にて「ナガチ」はその訛なるべし。然れば、「長道」は古事記にても證せらるる如くなほ「ナガチ」とよむを穩かなりとす。又「從」を「テ」とよむことは正しからず、「ユ」とよむべきなり。卷十五の歌に「乎」とあるは傳の異なるなり。しかもこれを「テ」の意なりとする説はなほ不當なり。「ユ」は「よりの」同語にて、かかる際にはその用言の示す動作の經由する地を目標とすることをあらはすなり。「夷」は既にいへる如く、田舎のこと、長道は字の示す如く、長き道にて、田舎の長き旅をしたることをいへり。攷證に「都よりはるばる長

き道をへて夷に來りしを夷の長道といへり」といへるは片よりたる説にして、反對に田舎よりはるばる長き道をへて都に行かむとするをも夷の長道といひ得べき筈なり。而してここはその後の場合なること明かなり。

○戀來者 「ゴヒクレバ」とよむ。故郷を戀ひて、夷の長道をとほり來ればといふ意なり。卷十五の歌には「安麻射可流比奈乃奈我道乎孤悲久禮婆安可思能門欲里伊敝乃安多里見由(三六〇八)とあり。

○自明門 「アカシノトヨリ」とよむ。卷十五にある假名書もこれとおなじ。意明かなるべし。

○倭島所見 「ヤマトシマミユ」とよむ。契沖曰く「倭島は唯大和の國なり。大和は伊駒山のつづき南北に互て見ゆべきにあらねど、そなたを見やるほどになれる心を歌の有なればかくよめり」といひ又曰く「倭島名所ならぬ證は此卷下に至て笠金村敦賀にてよまれたる歌の反歌にも懸てしのひつ大和島根を」とあり。第十五には豊前にしてよみ、第二十には奈良の京にしてよまる。それは總じて此國をいへり」といへり。然るにここに契沖が既にいへる如く、釋日本紀卷八にひける播磨風土記の逸文に「明石驛家駒手御井者難波高津宮天皇之御世補生於井口朝日蔭淡路島夕日蔭大倭島根云々」とありて契沖曰く「此れによれば大倭島あるか。されども此風土記信じ難し。其故は明石より南に當れる淡路島にいかでか影の至るべき。又淡路島に陰の至る木ならば明石の東北五六里にもや倭島はあるべき。東北に當らば島といふべからず」と。まことにこの言の如く地理にあはねば、さる島ありきとは見えす。さればこの風土記

の説は信すべからず。よりにて契沖の説によるべきなり。
○一首の意 京を戀ひしく思ひつゝ田舎の長き道中をしつづけ來れば、やう／＼にして明石海峡に入りぬ。さてここより見ればかねて戀ひつつ來し大和國のあたりの見ゆることよとなり。夷の長道といふ語と倭島所見と相反映して、その胸中のよろこびをよくあらはせり。古義にこれを西國へ下る時の詠とせるは強言なり。

一本云家門當見由。

○ 他の本にこの歌の結句を上如くせる由を注せるなり。
○ 家門當見由 舊板本「ヤトアタリミユ」とよみたるが、西本願寺本、京都大學本等には「ヤトノアタリミユ」とよみ、拾穂抄また然せり。代匠記には「門は能又は乃を誤れるかといひ、玉の小琴また乃の誤かといへり。攷證は家門二字を一の熟語として、イへとよみ、イヘノアタリミユと訓せり。さて現存の諸本にはいづれも誤字なければ、誤字説は従ふべからず。家門は字のまゝによまば「ヤド」なるべきが、ざりとて「ヤドアタリ」といふ語あるべきにあらねば「ヤド」とよまむには「ヤドノアタリミユ」と八音によむべきなり。家門を「ヤド」と本集にてよむべき確證を未だ見ねば、攷證の説の方まされるに似たり。されど、なほ拾穂抄等の訓によるを穩かなりとすべし。

飼飯海乃庭好有之、刈薦乃亂出所見、海人釣船。

○ 飼飯海乃 古來「ケヒノウミノ」とよめり。「飼飯」は所謂假名なるが「ケヒ」といふ地名は越前敦賀郡なるもの最も名高くしてそこは日本紀などには「筈飯」とかけるによりて「飼」は「筈」の誤ならむといふ説も往々見ゆ。されど本集には卷十二、三二〇にも「飼飯乃浦」と書き又卷四、七六七に「得飼飯而雖宿夢爾不所見來」とかけるにも「飼飯をケヒにあてたり。然らば、これを何故に「ケヒ」にあてたるか。「飯」は「イヒ」にしてその上略「ヒ」なれば論なし。「飼」は玉篇に「飢」と同じとせるが、「飢」は説文に「糧也」といひ、玉篇に「飢食也」と見ゆ。されは、食を「ケ」といふと同じ意にて「ケ」と訓せること疑なし。但し「飼飯」と二字つゞけて用ゐることのみ見ゆれば或は古義にいへる如く、古へ「飼飯」といふ語の成熟してありしをそのまゝ用ゐるものなるべく、越前、但馬の氣比の神の名も亦これに因みあるものと考へらるゝやうなり。但し、古義に畜類を飼、料の飯米をさすとせる説は必ずしも従ふべからず。さてここにいへる「ケヒ」の海は何所なるか。契沖は越前なりとせるが、童蒙抄はここに越前の歌ある事心得がたしとして「攝津國泉川の浦に飼飯といふ處あれば、若し其處を略してけひとよめる歟」といひたり。されど、攝津にさる所ありとは聞えず。楓落葉には「淡路に飼飯野といふ地ありと吾友度會正柯いへり。さては此飼飯は越前にはあらぬにや」といへり。げに淡路國の西海岸の松帆浦の附近に今「筈飯野」とかける地あり。楓落葉にいへるはこの地なること著し。なほ氣比といへる地は但馬國城崎郡の圓山川の河口なる港にもありて、そこには延喜式内の氣比神社あり。かく「ケヒ」といふ地名は所々にあれば、一概に越前と限るべからず。さてここは他の歌との關係を以て推すに、恐らくは淡路國の「ケヒ」

なるべし。さらばこの「ケヒの海は後の歌に名高き松帆の浦をさせるに似たり。」

○庭好有之 「ニハヨクアラシ」とよむ。「アラシ」といふ語は卷十五「三六六七」に「和我多妣波比左思久安良之」卷五「四七八」に「世間者如此耳奈良之」などいへる例にてよむべきが、正しくは「アルラシ」といへる例も集中に多きが、又かくつづめてもいへるなり。今のこは音の數よりしてかくつづめいふ方によるべし。「ニハ」は「庭」と同じ義の語にして海面をさすなるべきが「ニハヨシ」といふ場合につきては契沖の曰はくには「くにはよしとは風波なく、なきたる日を舟人の詞にいへり」といひ、拾穂抄には宗祇の説をひきてには「よくはなきたる時をいふなり」といひ、攷證には「今も海邊などの人はいふ言にて海上浪たたずおだやかに平らかなるをいへり」といへり。かかることなるべし。この卷「三八八」の長歌の末に「率兒等安倍而擲出牟爾波母之頭氣師」といへる「ニハ」もこの意なり。以上一段落なり。

○刈薦乃 「カリコモノ」とよむこと明かなるが、假名書の例をあぐれば、卷十五「三六四〇」に「可里許母能美太禮且於毛布許登都礙夜良牟」とあり、又古事記下卷「允恭卷」の歌に「加理許母能美陀禮婆美陀禮」などあり。かくていづれも「ミダルの枕詞とせり。そは刈りたるままの薦は亂れやすきものなればかくつづくるなり。」

○亂出所見 舊訓「ミダレテイデミユ」とよめり。考は「ミダレヅルミユ」とよみ、槻落葉は「ミダレイデミユ」とよみ、攷證は「ミダレイヅミユ」とよむべしといひ、古義も同じ説を唱へたり。卷十五「三六〇九」の左注なる同じ趣の歌には「美太禮氏出見由」とあるによりて「ミダレテイヅミユ」とよま

むかた、よきが如くなれど、その本歌なるが、この一本歌に當るべきに、それも亦多少の差あれば、一概に卷十五の歌によるべしにもあらざるなり。按ずるに「ミユ」につづくるには古は終止形よりつづくる一の格ありしなり。たとへば古事記清寧卷の歌に「阿蘇比久流志毘賀波多傳爾都麻多且理美由」日本書紀なるもおなじとあるが如し。されば、こは音の數と古の語格との關係よりして「ミダレイヅミユ」とよむべし。この句の意は多くの舟がこぎ出づるさまの亂れて出づる如く見ゆるによりていへるなり。

○海人釣船 「釣を流布本釣」とせり。多くの古寫本に「釣」とあるを正しとす。これを「アマノツリフネ」とよむ。卷十五の歌の左注なるは「安麻能都里船」とあり。さてこの句は上の亂れ出づることの主格にあたるものなるを反轉してここに置けるなり。

○一首の意 この歌二段落なり。第一段はその推量の結果をいひ、第二段は推量の理由をいふ。これを普通の語にて釋せむには、第二段をさきにする方わかりやすし。即ち明石瀉などの邊より遙かに飼飯の海のあたりを見やれば、海人の釣船が多く先を争ひて入り亂れて擲ぎ出づるが如く見ゆ。これを以て察するに、あの飼飯の海の上は穩かにして、今や漁場として適するさまにあるらしく思はるとなり。

一本云武庫乃海船爾波有之伊射里爲流海部之釣船浪上從所見。

○こは一本に上の歌をかく作れるがありと注したるなり。而して、これは卷十五の「三六〇九」

の歌に酷だ似たれど、少しく異なり。次にその點をも説くべし。

- 武庫乃海船爾波有之 舊訓「ムコノ海フナニハナラシ」とよめり。されど、かくよむときは語をなさず。略解には「ムコノ海フナニハナラシ」とよめるが、これは本居宣長の説によれるならむ。玉の小琴に曰はく「舟爾波有之ふなにはならしと訓べし。舟庭とは舟を海上へ撈出すによき日和をいへり」とあり。古義はこれを非なりとし「ムコノウミノフネニハアラシなり」として「波上に浮びて見ゆるは武庫の海人の釣船にて有らしの意なり。爾波と云るは地方の海人の船にはあらじとの意なり」といへり。されど、いづれもよく吾人をして首肯せしむるに足るものなし。かくて又誤字説も起れり。契沖は「此歌玉葉二に武庫の浦の泊なるらしと載られたるに付て思ふに今此の船の字用なきに似たれば、古本泊にてとまりにはならしなりけるを誤て船に作たるにや」といひたり。この「船」字は西本願寺本、温故堂本に「舳」に作れど「泊」の字にせるものなし。されど「舳」にては一層分らぬやうになれば、これは「船」を誤れるならむ。その他檜端手にも「有」を「吉」の誤とせれど、これも證なきことなり。さてこれは卷十五、三六〇九なるには「武庫能宇美能爾波余久安良之」とせり。されど「船爾波有之」はかくよまるべからず。本居説はその「フナニハ」といふ説の證明せられれば、成立すべき可能性最も多きものなれば、今姑くこれに従ふ。武庫乃海はいふまでもなく攝津國の武庫郡の海面なり。
- 伊射里爲流 「イザリスル」なり。上に例あり、卷十五なるもかく書けり。
- 海部乃釣船 「アマノツリフネ」なり。「海部」を「アマ」とよむは當時海人部の部族を示すにこの字

を用るしを用るたるによるなり。紀伊國海部郡、阿波國海部郡又尾張隱岐、安藝、筑前の郷名の「海部」など古みな皆「あま」とよめり。

- 浪上從所見 「ナミノヘユミユ」とよむべし。卷十五の歌に「安麻能都里船奈美能宇倍由見」とかけり。かくよみてももとより差支なし。

○一首の意 今姑く本居説に基づきていはむに、武庫の海を見やれば、漁撈する海人の釣船が多く浪の上より見ゆるが、これによりて考ふれば、かの處の海面は穩かにしてよき漁場たるなるべしとなり。

鴨君足人香具山歌一首并短歌

○鴨君足人 「カモノキミ、タリヒト」とよむ。この人の事他に所見なし。父祖も亦詳ならず。鴨君は新撰姓氏録によれば、大和國皇別にありて「鴨君日下部宿禰同祖、彦坐命之後也。續日本紀合」とあり。この「君」の姓は天平寶字三年十月に「公」の字に改められたる由續紀に見ゆ。されど、姓氏録にはなほ「君」の字を用るたること上の如し。

- 香具山 大和國の香具山なり。
- 短歌 すべて古寫本に小字とせり。

(二五七) 天降付天之芳來山霞立春爾至婆松風爾池浪立而櫻花木晚茂爾奧邊波

鴨妻喚邊津方爾味村左和伎百磯城之大宮人乃退出而遊船爾波楫棹毛
無而不樂毛己具人奈四一。

○天降付「アモリツク」とよむ。天降を「アモリ」とよむは冠辭考に「アマクダリ」の「マク」をつゞむれば「ム」となるを「モ」に通はし「タ」を略けるもの由説けるがこの説明は首肯すべからず。これは「アマオリ」の「マオ」の約「モ」なるによりて「アモリ」となれるに相違なきなり。この語の例は既に卷二「一九九」のうちに「狛劍和射見我原乃行宮爾安母理座而天下治賜」とあり又卷十九「四二五四」に「靖島山跡國乎天雲爾磐船浮……國看之勢志氏安母里麻之云々」とあり。これを卷十三「三三二二」七の「葦原笑水穗之國丹手向爲跡天降座兼五百萬千萬神之神代從云々」に照せば「天降を「アモリ」とよむこと明かなるべし。さてこの「アモリツク」は香具山の枕詞なりといはれてあるがこれはただの枕詞にあらずして事實香具山は天より降りてこの下界に付きたりといふ傳説あるによれり。この傳説は卷一の第二歌の下に既にいへるが再びいはゞ釋日本紀卷七に引ける伊豫國風土記に倭在天加具山自天天降時二分而以片端天降於倭國以片端天降於此土因謂天山也とあり。かく信ぜられたりしが故に「天降付」といへるはただの枕詞にあらざるを考ふべし。

○天之芳來山 舊訓「アマノカクヤマ」とよめり。されど卷二「二」に既にいへる如く「アマノカグヤマ」とよむべきなり。「天ノ」といへるは既にいへる如く、一般的には神聖なるものといふ義をあらはしたるものとすべきが「こ」は上の傳説によりて天より降れるものと信じたれば「天ノ」とはいひしならむ。「芳來山」は「香具山」卷二「二五二」とも「香來山」卷二「二八九」ともかけるが「芳」は芳香の義より「香」にあてたるならむ。玉篇に「芳香氣也」とも見ゆ。この山の事は上に屢出でたり。

○霞立 舊訓「カスミタチ」と訓せるを代匠記に「カスミタツ」ともよむべしといひ爾來大抵の學者これに従へり。考は「今本霞立春爾至者と有はいさゝか後の言めきたり」といひ「打塵春去來者」とし「これは或本によりぬ」といへり。その或本といへるは次の歌をさせるならむがそれは異なる傳なればそれによりてこの所のみ改むるは無理なり。さて「カスミタチ」と連用形によれば次の春に至ればと重なる語法になりて後世の言つきとなる。考の嫌ひしはこれが爲なるべし。「カスミタツ」と終止形によれば枕詞になりて後世の言つきにあらず。この枕詞の例は卷一「五」にもあり。卷五「八四六」に「可須美多都那我岐波流卑乎」卷二「四三〇」に「可須美多都春初乎」などあり。

○春爾至婆「ハルニイタレバ」とよむ。考は「春去來者」と改めたれど、それは別の事なる事上にいへるが如し。又攷證は「いたるといふ言は本集四「四」に「驛行君之至家左右云々(申略)などありて行意にのみいへれば、こゝをはるにいたればと訓聞えがたし。されば春にしなればと訓といひて「至」をなるとよめるは義訓にて本集二「廿五」に「暮爾至者云々とありて、又十二「廿」に「夜爾至者云々とあるもこゝ同じ書さまにて云々」といひて「ハルニシナレバ」とよむべしと主張せり。げ

にもこの言の如く卷二「一九九の暮爾至者」は古來「ユフベニナレバ」とよみて異論なく、又卷十二「二九三一」の「夜干玉之夜爾至者」は古來「ヨルニシナラバ」とよみ來りて「至をナル」とよむに異議なし。されば、それらに照して「至をナル」とよまむは理由なきにあらず。然るに、一方には又卷十七「四〇一一」に「露霜乃安伎爾伊多禮婆」とあり卷十八「四一一」に「美由伎布流冬爾伊多禮婆」ともあり。されば「春に至るといふ語遣もなかりしにあらざるなり。かくて更に顧みるに本巻の初の部には「イタレハ」の假名書は絶えてなく、いづれも「ナレハ」といふ語遣なり。されば、これには或は時代の變遷あらむか。なほ精査すべきなるが今姑く舊訓のまゝによみおくべし。

○松風爾 「マツカセニ」なり。「松風」は松に吹く風なり。これによりて香具山に古も松樹生ひてありしを思ふべし。

○池浪立而 「イケナミタチテ」とよむ。「イケナミ」は池の浪なるを熟語としていへるなり。松風に對すれば、池浪も異なりとせず。この池は香具山の池にてこの池は卷一の「二」の歌なる「海原波加萬目立多都」と御製ありしその池にて考にいへる如く埴安池なりと考へらる。

○櫻花 「サクラバナ」なり。これによりて香具山に古櫻樹多かりしことを見るべし。

○木晚茂爾 舊訓「コノクレシゲニ」とよめり。多くの古寫本「木乃晚茂爾」と書きたれど、よみ方には影響せず。古義には「爾」は「彌」の誤かといひたれども、ここに似たる語遣は卷十八「四〇五一」に「多胡乃佐伎許能久禮之氣爾保登等藝須伎奈伎等余米波婆太古非米也母」とあるによりて上のよみ方の正しきを知るべし。「コノクレ」といふ語は他にも例あり。たとへば卷十八「四〇五三」

に「許能久禮爾奈里奴流母能乎保等登藝須奈爾加伎奈可奴伎美爾安敵流等」吉卷十九「四一六六」に「許能久禮罷四月之立者」四一九二に「眞鏡蓋上山爾許能久禮乃繁溪邊乎」卷二十「四三〇五」に「許乃久禮能之氣伎乎乃倍乎云々の如き、又「木晚」とかけるものは、卷六「二〇四七」に「春日山御笠之野邊爾櫻花木晚罕」卷八「一四八七」に「霍公鳥不念有寸木晚乃如此成左右爾奈何不來喧」卷十一「一九四八」に「木晚之暮闇有爾」などあり。このくれの意は「木晚」の文字にて見るが如く、木の茂りて下蔭のを暗くなれるをいふものなり。ここはいふまでもなく櫻花の咲き満ちて所謂萬朶の雲といふべきさまになれるをいへるならむ。「木晚茂爾」といふは「木晚」は體言として主格となり、「シゲニ」は所謂賓格にしてそれを説明する語なるが、「ニ」はその賓格を示して、本來は下に述格たるべき用言のあるべきを略し、「ニ」にて述格を領し重文の上句をなせるものなり。略解には「このくれしげにはしげくしてといふ意か、又は此句の下二句ばかり脱たるか」といひたれど、句の脱けたるにあらずしてこれにて重文の上句をなせるものなれば「しげくして」といへる方や「當れり」とす。古義に「爾」を「彌」の誤とせるは、この「ニ格助詞にて重文をなすことをさ」とらざるよりの誤解なり。今の如く用ゐたるにの例は、卷十「二一七七」に「春者毛要夏者綠爾紅之綵色爾所見秋山可聞續紀第三十三詔」に「志愚仁心不善之天」などあり。

○奥邊波 舊訓「オキヘニハ」とよみ多くこれに従へるが、考はこれを「オキベハ」とよみ致證、これに従へり。楓落葉は「邊を」へ「ニ」の假字に用ゐたりといひたれど、本集にも他の古典にも例なきことなれば、この説従ひがたし。致證は「邊津方爾」といふに對へたれば、四音によむべしといへり。

かく四音の句によむ例は卷一「三八」に「春都者花挿頭持」といふあり。彼と此と時間をいふと場所をいふとの差あれど趣は異ならず。ここの「ハ」は「ニハ」の意なること勿論なり。ここの「オキ」は埴安池の沖をさせることいふまでもなし。

○鴨妻喚 舊板本の訓「カモメヨハヒテ」とよめり。古寫本には神田本に「カモノツマヨフ」西本願寺本にはイ本として「カモノツマヨヒ」とありといふ。代匠記は「カモツマヨハヒ」ともよむべきかといひ、古義これにより、童蒙抄は「カモノツマヨヒ」とよみ、考はこれを「カモメヨバヒ」とし、略解攷證、これにより、楓落葉は「カモメツマヨヒ」とよみ、檜婦手これに従へり。按ずるに「鴨妻」を「カモメ」とよみて一語とすべきか、「カモ」と「ツマ」或は「メ」との二語とすべきか問題なるが、「鴨」一字を「カモメ」とよむことは無理なれば、楓落葉の説は先づ排斥すべきなり。次には「鴨妻」を一語として「カモメ」とすべきか。然るときは「カモメヨバヒ」若くは「カモメヨバヒテ」といふ訓の方によるべし。然れども同じく「カモメヨバヒ」とよみても「鴨」を一語とし、その「カモ」がその妻を喚ぶ意とも取るをうべし。さてこの次の見地よりして「妻」を「ツマ」とよまば「カモツマヨバヒ」「カモノツマヨヒ」ともよまるべくかく多様の訓を施しうべき餘地あり。さて攷證などは「鴨妻は鴨也。本集一七に加萬目とあるもまとめと音通ひてかもめ也」といひ略解は「かもめのめは群の約也。味村のむらとむかへて知べし」といへり。ここは如何にとるべきかと考ふるに、池の心にては鳥の心安かるべきなれば鴨のつまと睦しく馴れあはむことあるべければ、「妻喚」といふ事を文字の通にとるを穩かなりとすべし。卷十七「三九九三」に「伊美豆河美奈刀能須登利：思保美底婆都麻

欲比可波須「四〇〇六」に「都麻欲夫等須騰理波佐和久」「四〇一八」に「奈吳乃江爾都麻欲比可波之多豆左波爾奈久」とあるなどみなその例なり。然らば「カモツマヨバヒ」とよむべきか。「ヨバヒ」は「ヨブ」を波行四段に再び活用せしめたるものなり。その例は卷五「八九二」に「寢屋度麻且來立呼比奴」あり。

○邊津方爾 舊訓「ヘツカタニ」とよみたるが考は「ヘツヘニ」と四音によむべしとせり。略解これに従へるが、今これに従ふ。「方」は古言へなること、「目方」「前」「尻方」「後」の語にても知るべし。埴安池の岸に近き方をいふこと明かなり。

○味村左和伎 「アヂムラサワギ」とよむ。「アヂ」とは今「あぢがも」とも「あぢがも」ともいふ一種の水鳥なり。卷十一「二七五一」に「味乃住渚沙乃入江之荒磯松」卷十四「三五四七」に「阿知乃須牟須沙乃伊利江乃許母理沼乃」とある「アヂ」即ちこれなり。この鳥群がりて渡る鳥なれば、味村といひ、その群り飛ぶ時は騒しきが故に「サワギ」といへるなり。その例は卷四「四八六」に「山羽味村騒去奈禮騰」卷十七「三九九一」に「奈藝左爾波安遲牟良佐和伎」卷二十「四三六〇」に「安治牟良能佐和伎々保比且」などにて知るべし。

○百磯城之大宮人乃 「モモシキノオホミヤヒトノ」とよむ。「百磯城之」は「大宮」の枕詞にして卷一「二九」の下にいへり。「大宮人」は卷一「三〇」の下に既にいへる如く大宮即ち皇宮に奉仕する貴人をさせり。これによりて考ふるに、かの高市皇子の挽歌「一九九」にいへる香來山の宮の住む人もなく荒れたりしをよめるならむといへる考及び略解の説當を得たるならむ。

○退出而 舊訓「タチイデテ」とよみたるを考に「マカリデテ」とよめり。「マカル」といふ語は卷二「一八」の「罷道之川瀬道見者不恰毛」の下にいへる如く、貴所より賤所に退く意なれば、退字をよめるなり。卷七「一〇七六」に「百師木之大宮人之退出而遊今夜之月清左」とあり。大宮人が宮中の勤務を終へて退出してこの池などに遊ぶことをいへるなり。

○遊船爾波 「アソブフネニハ」とよむ。その意遊びに用ゐる船なること明かなり。

○梶棹毛 「カヂサヲモ」とよむ。「カヂ」は卷二「二二〇」の「梶引折而」の下にいへる如く、今の櫓の事と見ゆ。棹は今も用ゐる舟の具にして和名鈔に「篙」に注して「佐乎」と訓し、なほ曰はく「方言云刺船竹也」と見ゆ。古典には「サヲカヂ」といへるあり。古事記仲哀卷「神功皇后の段」に「不乾船腹不乾桅」^{サカサ}といひ、祈年祭祝詞に「青海原者棹柁不干」といふ、これなり。又本集にはこの外にも「こゝの如くいへるあり。卷十「二〇八八」に「吾隱有機棹無而渡守舟將借八方須臾者有待」とあり。

○無而不樂毛 舊訓「ナクテサビシモ」とよみたるを考に「ナクテサブシモ」とよめり。「不樂」は下の二六〇の「佐夫之毛」にあたるものにして、この語の事は卷二「二一七」の「不恰彌可念而寢良武」又「二一八」の「罷道之川瀬道見者不恰毛」の下にいへる如く、後の「サビシ」といふに似たる古言なり。

○已具人奈四二 「コグヒトナシニ」とよむ。「已」はいづれの本も「巳」の形にせれど「己」なること疑ふべからず。この一句は上の句に對する修飾格なるをここに反轉しておけるなり。舟遊びも催されねば、それに用ゐるし舟のみありて梶も棹も又こぐ人も有らずとなり。

○一首の意 名高き天香具山は春になれば、あたりの松吹く風に埴安池のさゝ浪立ち、櫻は木蔭

の闇くなるまでに盛りを開きて景色の面白きに、かゝる時に昔は大宮人の公務の餘暇にここに船遊びしなど、面白かりしが、今は漕ぐ人もなければ、梶も棹もなくその折の舟のみ空しく岸に横はりて、その他には鴨の妻喚びかはすものや、味鬼のさわきどよめくもののみにして、まことに物さびしきさまになれるよとなり。

反歌二首

人不撈有雲知之潛爲鶯與高部共船上住。

○人不撈有雲知之 「ヒトコガズ、アラクモシルシ」とよむ。「有雲」は「アラクモ」の語にあてたる文字にして「アラク」は「有ル」を「ク」にて受けたるものにして「アルコト」の意あり。「知之」は「著し」といふ語にあてたり。「シルシ」は日本紀允恭卷に「和餓勢故餓勾倍枳豫臂奈利佐瑳餓泥能區茂能於虛奈比虛豫比辭流辭毛」本集卷十七、四〇一九に「安麻射可流比奈等毛之流久許己太久母之氣伎孤悲可毛奈具流日毛奈久」等例少からず。これは上の「己具人奈四二」を受けたるにて、その舟を人の撈かずして有る事も著しとなり。これにて一段落なり。

○潛爲 舊訓「イサリスル」とよみ、古寫本には「アサリスル」ともよめり。されど「潛」字はかくよまらべき意義なければ従ひがたし。代匠記「カヅキスル」ともよむべしといひたるが、この外に訓あるべしとも思はれず。この字と意義とは卷二「一七〇」の「人目爾戀而池爾不潛」の下にいへり。即ちこれらの水鳥が水中に没入することをわざとするによりていへるなり。

○鶯與高部共 「ヲシトタカバト」とよむ。鶯は本草和名に「鶯鶯和名乎之」とあるその鶯鶯の一字を用ゐて「ヲシ」にあてたるなり。「高部は和名鈔鳥名に「爾雅集注云鶯鶯一名沈鳥貌似鴨而小背上有文」と見えたる水鳥にして、今「こがも」と名づくるものなり。「與も共も意を以て「ト」の助詞にあてたるなり。

○船上住 舊訓「フネノウヘニスム」とよみたるを考には「フナノヘニスム」とよみたり。然るに、本集にて「フナノヘ」といへるは卷五三九四の「船舳爾に注して反云布奈能閉爾」とある如く「舳」をさせるものゝみ卷十八四一二二卷十九四二四五四二六四なればこゝは「フナノヘ」とよむべきにはあらず。而して古來の訓不理にあらねば改むるを要せず。

○一首の意 大宮人の遊びに用ゐるたる舟の乗る人もなくこぐ事もなくして打すてられたるまに有ることも明かに知らる。何となれば、人を見れば、恐れて水に没入するを性とす鶯鶯や小鬼が舳の上を住所とせるにて著しく知らるとなり。これその實際の景をいへるものなるべく、語淺くしてよく思へば、景と情と目前に迫る心地するなり。

(二五九)

何時間毛神左備禰留鹿香山之鉾楫之本薛生左右二。

○何時間毛 舊訓「イツシカモ」とよみたるが、代匠記に「イツノママ」とよみたり。かくて諸家多くこれに従へり。楓落葉に曰はく「何時の二字卷八に何時可登と書ていつしとよむ例もあれば、こゝもいつしかもとよむもよかめれど、間を加の假字に用ひし事集中にみえねば、いつのまま

とよめり」といひたり。その卷八の例といふは、一五二三の歌なるが、又卷七一三七四に「何時跡」とよめるもあれば、「シカ」といふ語を添ふことは差支なしとして、「何時」をいつしかにあてたる時に「間」を如何にすべきといふ問題あれば、「イツノママ」とよまむ方よからむといへるなり。さて攷證は考にいつのままに訓れしより久老千蔭などもそれに從ていつのままにかもといふ意也と解りしかど毛の字一字にてしか聞べきよしなければ、舊訓のまゝいつしかもとよむべし。といひ又「さて何時間毛の間をか假字なり」と思ふ人もあるべけれど、間の字をか假字に用ひし事集中に例なく、間は義を以て添てかける字なり。この添て書る文字の事は上に家門をいへとよめる所にいへるがごとしといへり。如何にも「時間即ちトキ」の意にして今も用ゐるを見ればこの説一往は道理ありと聞ゆれど、「いつ」といふをば「何時間」とかけることは古今未だ例なきことなれば、よく考ふれば、從ふべからず。されば、これはなほ「何時」にて「いつ」にあて、間は「マ」の語にあてたるものとせざるべからず。然すれば「イツノママ」とよまむ外はあるべからず。「イツノママ」にて「いつ」のまにかもといふ意にならずといはれたれど、卷五八〇四に「美奈乃和多迦具漏伎可美爾伊都乃麻可斯毛乃布利家武」の如きは「イツノママ」とあり。これは意よりいへば「イツノママ」といふ意なるに「カ助詞の添はれるにて、その格助詞の「ニ」のあらはれざるなり。ここもそれと同じく「イツノママ」といふ意に係助詞「モ」の添はれるにて關係は同一なり。ただ異なるは彼は係助詞「カ」を用ゐ、これは「モ」を用ゐたるの差のみなり。而してここは下に「カ」あれば、再び「カ助詞を加へて「イツシカモ」とよまむかたかへりて蛇足となるべき恐ありとす。

○神左備祁留鹿 舊訓「カミサビケルカ」とよめり。されど「カムサビケルカ」とよむをよしとす。「カムサブ」といふ語の例は卷一「三八」「四五」の「神左備世須」五二の「神佐備立有」この卷「二四五」の「神佐備居賀許禮乃水島」など従前多くありしが、こは、その物古りて神々しく見ゆるをいふなれば、意稍轉せるなり。「祁留」の二字は音を以ての假名、鹿は訓を以ての假名なり。

○香山之「カグヤマノ」とよむ。香山を「カグヤマ」にあてたる事は日本紀神武卷の自注に「香山此云「介遇夜糜」とあり。「香は普通に「カウ」とかく、その「ウ」は本來「ウ」なればなり。卷十一「二四四九」にも「香山爾雲位術史」と見ゆ。

○銚楢之本爾 舊訓「ムスキカモトニ」とよめり。代匠記には「ホコスギ」とよみ而して「楢は「楡」の誤ならむといへり。如何にも、日本紀顯宗卷の自注に「楡此云「須擬」ともある如く、楡字に「スギ」の訓ありて「楢」はそれを誤れりといふべきに似たり。然れども和名鈔の序に「楢讀「杉」ともあれば、それを誤り用ゐたる事は頗る古くして、決して後人の寫誤にあらざるべく、又古事記にもこの字を用ゐたれば、萬葉集の原本よりかく用ゐたりしものと推定することを得べし。而して集中「楢」の字を用ゐること少からず。「銚」は「ホコ」とよむべきものにしてこは「ホコスギ」とよむべきこと疑なきが、この語は集中にはこの一語の外見えす。名の義は杉の若木の銚の長さばかりなるをいふとあれど、さにはあらで、その杉の立樹の姿銚を立てたるに似たるよりの名なること著し。杉の幹、直にして枝葉、上に集りたるさま、げに銚を立てたるに似たるなり。考は又「本」を「末」の誤として「ホコスギガウレニ」とよみたり。されど、いづれの本にも誤字なければ従ひが

たし。本と末とは甚しき違ひなるのみならず、卷二の「子松之末爾蘿生萬代爾」(二二八)といへるは想像の上の構想に止まりてかくあれかしといへる希望なるが、こは上來の歌に照して見れば、實際の景をいへるなれば若しその言の如くせば若木の末に「薜生」すまでの長き壽(少くも二三百)を保てる人のいへる言とならざるべからず。されば、これはその杉の幹に「薜生」せるを見ての言とするを當れりとす。

○薜生左右に「コケムスマテニ」とよむ。この語の例上にいへり。「薜」は類聚名義抄に「コケ」の訓あり。「左右」を「マテ」に用ゐたる例卷一以來少からず。以上三句轉倒しておけるなり。

○一首の意 今見れば香山の杉の本には「薜生」して如何にも古く神々しくなれるが、香久山の宮の榮えし時はかくはあらざりしに、何時の間にかこけむすまでになれるにか。

或本歌云

○これは上の長歌に對して或本に次の如き形の歌として傳へたりといふことを示さむが爲に加へたるものなるべし。而して、その違へる所々少からねば、一首をすべて示せるならむ。

(二六〇)
 天降就神乃香山打麿春去來者櫻花木晚茂松風丹池浪颯邊都返者阿遲
 村動奥邊者鴨妻喚百式乃大宮人乃去出榜來舟者竿梶母無而佐夫之毛
 榜與雖思

○天降就 「アモリツク」なり。上の「天降付」と「就」の字の違あるのみなり。
 ○神乃香山 「カミノカグヤマ」とよむべし。これは他に例なきことなれど、神の天降りてここに居付ましますといふ意にていへるか。延喜式神名帳大和國十市郡に「天香山坐櫛眞(知)命神社」あり。

○打靡 舊訓「ウチナビキ」とよみたれど、ここは枕詞なれば「ウチナビク」とよむべし。卷五、八二六「に有知奈毗久波流能也奈宜等卷二十四三六〇に字和奈毗久春初波四四八九に字知奈婢久波流乎知可美加四四九五に打奈婢久波流等毛之流久」などの例にて見る如く、春の枕詞とせり。春は草木の生ひ出でしなやかになびくによりていふといへり。

○春去來者 「ハルサリクレバ」意は卷一以來履いへり。

○本晚茂 「コノクレシゲミ」とよむ。上の「本晚茂爾」と似たれど、ここは「茂」一字なれば「シゲミ」とよむべきなり。「茂クアリテ」の意なり。

○松風丹 「マツカゼニ」なり。「丹」は訓をかりて假名にせり。

○池浪颯 舊訓「イケナミタチテ」とよみたるが、略解は「颯」を「サワギ」と訓せり。されど、攷證は舊訓の如く「タチテ」とよむべしといへり。按ずるに「颯」は「颯」と同字にして「颯」は玉篇に「暴風也」と見え、説文には「扶搖風也」といへり。「扶搖」とは暴風の下より上るものをいふ。かくて「颯」は「ハヤテ」といふに當る字にして、これには「サワグ」の訓も、タツの訓も無き筈なり。按ずるにこれは「ハヤテ」と吹けば波立つによりて、義によりて書けるなるが、下に「味村さわぐ」とあれば、ここは「タチテ」とよむべきなり。

むをよしとすべし。なほ颯の義の「下より上る」は即ち「タツ」の意にもなるを思ふべし。

○邊都返者 舊訓「ヘツヘニハ」とよめるが、古義は「ヘツヘハ」とよめり。「者」は「ニハ」とよむ例もあれば、いづれにてもあるべし。

○阿遲村動 舊訓「アチムラサワギ」とよめり。略解には「動」を「トヨミ」とよみたれど、ここは「サワギ」の方よかるべし。この「トヨム」と「サワグ」との別は卷二、二二〇の「邊見者白浪散動」の下にいへり。ここも音のみならねば「サワギ」をよしとす。

○奥邊者 舊訓「オキヘニハ」とよめり。古義は「オキヘハ」とよめり。これもいづれにてもよかるべし。

○百式乃 「モモシキノ」なり。

○去出而 舊訓「ユキイデテ」とよめり。されど語をなさず。略攷攷證等は義をとりて「マカリデテ」とよめり。まさに然るべし。

○撈來舟者 舊訓「コギコシフネハ」とよめり。童蒙抄は「コギケルフネハ」とよみ、攷證これに従へり。楓落葉は「來」は去の誤にして「コギニシフネハ」とよみ、古義これに従へり。されど、ここはいづれの本にも誤なければ、誤字説は従ひがたし。按ずるに「來」は集中「ケリ」に用ゐたること既にいへる如く甚だ多ければ、ここは童蒙抄に従ひて「コギケルフネハ」とよむをよしとすべし。昔大宮人の舟遊してこぎけるその舟はここに昔のまゝすてあれどといふことならむ。

○竿梶母 「サチカヂモ」なり。本の歌と語上下せるなり。

○榜與雖思 舊訓「コガムトオモヘド」とよめり。「榜」一字なれど、「コガム」とよまむ外あるべからず。我試みにのりて榜がむかと考へつれど、竿も楫もなしとなり。

○一首の意 本の歌と大差なければ、再びいはず。

右今案遷都寧樂之後、怡舊作此歌歟

○この左注は上の歌の作られし次第を考へたる人の注せしならむ。

○寧樂遷都は和銅三年三月なるが、その遷都の後舊都のあれたるを、なご「なご」を憐みてこの歌を作れる歟といへるなるが、上の歌「香久山の宮につきていへるなれば、藤原の舊都を悲みての作にあらじ。されば、これはこの巻を編したる時の左注にあらずしてその後何人かの加へしものなりといふ説よきならむ。

柿本朝臣人麿獻新田部皇子歌一首并短歌

○柿本朝臣人麿 既に屢々いへり。

○新田部皇子 天武天皇の第七皇子なり。天武紀に曰はく「夫人氷上娘弟五百重娘生新田部皇子」と。この皇子は文武天皇四年正月に淨廣貳を授けられ、慶雲元年正月には三品新田部親王封「百戸」といふ事見え、和銅七年正月には二品新田部親王益封二百戸と見え、養老三年十月には詔曰「舍人新田部二親王、百世松桂本枝、合於昭穆、萬雉城石維磐重乎國家、中略其賜、二品新田

部親王、内舍人二人、大舍人四人、衛士二十人、益封五百戸、通前一千五百戸云々」とあり。又養老四年八月には「詔知五衛及授刀舍人事云々」とあり。神龜元年二月には一品を授けられ、天平三年十一月に始めて畿内惣管諸道鎮撫使を置かれしとき一品新田部親王を大惣管とせられしこと見ゆ。天平七年九月に薨す。曰はく「九月壬午一品新田部親王薨。親王天淳中原瀛真人天皇之第七皇子也」と見ゆ。その歌を獻りしは何時の頃か明らかならねど、人麿は寧樂遷都以前の人なるべければ、略その時代を考ふべし。

○短歌 この二字すべての古寫本小字にせり。よりにこれに従へり。

(二六一) 八隅知之吾大王高輝日之皇子、茂座大殿於久方天傳來、白雪仕物往來乍

益及常世。

○八隅知之 上に屢いへり。

○吾大王 「ワガオホキミ」なり。これも上に屢いへるが、ここは新田部皇子をさせり。

○高輝 舊訓「タカテラス」とよみたるが、考は「タカヒカル」とよみたり。これは上に「高照」「高光」とかけると同じ意なる語にして、「タカテラス」とよまむも、「タカヒカル」とよまむも結局は同じに落ちつくなり。されど、「輝」字は「光輝」と熟字をなす字にして、類聚名義抄には「ヒカル」の訓ありて、「テラス」の訓なければ、「タカヒカル」の方よしとすべし。

○日之皇子 「ヒノミコ」とよむこと既に屢いへり。ここは上の「吾大王」と同じく新田部皇子をさ

し奉ることいふまでもなし。

○茂座 舊訓シケクマスとすみたるが代匠記の初稿本には「シキマセル」とよむべしといひ、考はこれに従へり。又童蒙抄は「サカエマス」とよみ、略解は「シキマス」とよめり。致證は「茂はしげき意なれば、借字して茂座とはかけるにて敷座は知り領します意にて大殿を知り領しますと申す也」といへり。さて代匠記に曰はく「茂座は今按座は今反歌に依に此上に二句許落たるか。今私に補て云、八釣山嶺之木立登などの意なるべし」といへり。按ずるに、これは「茂をシゲク」とよみたるによりて起れる疑なり。されど、ここは古來かく「茂字にして一も疑はしき點なし。されば誤脱ありとの説はうけられず。さりとして「シゲク」とよみては意をなさず。さらば、これをシク」とよみては如何といふに、「茂字の義にてはしかよみても當らねば、借字説を顧みる要あり。しからは如何にして「シキ」に茂字を借りうるか。諸家は單に借字なりといへれど、「茂字はシク」といふ訓ある字にもあらず、又「茂く」「茂る」「榮ゆ」などいふ意の「シク」といふ國語あるにもあらず。されば、直ちに借字なりとは如何にしていひうるものなるか。諸家一もこれを論證せるものなく、いづれも自明の事の如くにせり。されど、これは決してしか輕々に説き去り得べき道理なき筈なり。按ずるに、「シキ」が繁き意なりといふ事は古事記傳に論ぜる所なるを以て世人多くこれを信ぜり。記傳卷六に「穢繁國は伎多那伎斯伎具邇と訓べし。(中略)繁は斯伎の借字にて(ハシヒキを古言)醜の意なり。然由は萬葉十三十四に小屋之四忌屋爾搔所棄破薦乎敷而搔將折鬼之四忌手乎指易而云々(第十六卷)にも爲支屋とあり」とある鬼之四忌手は鬼乃志許

草と同じ重言なれば四忌も醜なり。さて此哥に醜屋ともあるを以て醜國とも云つべきをさとりべし」といへり。されど、この「四忌屋」「四忌手」を「シキヤ」「シキテ」とよめるは誤にて、「忌」は「コ」の音にして、「シコヤ」「シコテ」とよみ、鬼乃志許草の「シコ」と同じ語なり。さればこれを「シキ」とよみ、「醜」を「シキ」とよむ證とせるは、根據を失へるものなり。さて卷十六に爲支屋とありといへるは竹取翁の長歌にあるものにして、古來、文字にもよみ方にも議論まち／＼なる所なれば證となすに足らず。又「繁」を「シキ」とよむことは不可能にあらざれど、これは頻繁の意の「シキ」即ち「シク」といふ動詞の連用形にして「繁茂」の意によりて、「シキ」とよみ得るものにあらず。諸家の惑の源實にここにあり。されば、従來の訓、いづれもうけられず。「茂字は類聚名義抄には「サカユ、モシ、ツム、モツ、サカリ」の訓あり。説文に「艸豐成」と注し、廣韻には「卉木盛也」とあり。されば、これは「サカユ」とか「シゲル」とかよむを當れりとする文字なり。されば、ここは童蒙抄に「サカエマス」とよめるを以て當れりとすべし。「さかえます」といふ語は俗なりなどいはむ人あらむには次の例どもを見よ。卷二「一八三」に「吾御門千代常登婆爾將榮等念而有之吾志悲毛」卷三「四五四」に「愛八師榮之君乃伊座勢波昨日毛今日毛吾乎召麻之乎」卷六「一〇四七」に「天地乃依會限萬世丹榮將往迹思煎石大宮尙矣特有之名良乃京矣」卷七「一一二八」に「安之妣成榮之君之穿之井之石井之水者雖飲不飽鴨」卷十八「四〇九四」に「御食國波左可延牟物能等」卷十九「四一六九」に「眞珠乃見我保之御面多太向將見時麻泥波松柏乃佐賀延伊麻佐禰尊安我吉美」これらのうち、卷二、卷六は明らかにその居所につきていへるものなれば、ここにいへると趣同じ。

○大殿於 舊訓「オホトノノウヘニ」とよみたるを代匠記に「オホトノノウヘハ」とよみ、童蒙抄「オホミアラカノウヘニ」とよみ考は「オホトノノベニ」とよめり。然るに童蒙抄の訓は語數多くして從ひがたし。大殿を「オホトノ」とよむことは卷一より屢いでたり。次に「於」は古典に「上」の義に用ゐたること既に論ぜし所なるが、これを「へ」と濁音によむは邊の義にとれるが故に從ひがたし。されば「オホトノノウヘ」とよむことは論なきが、その下に助詞「ニ」を加へてよむべきか「ハ」を加へてよむべきかといふに「ハ」とよみては下につづく事いかなれば、ここは卷一「五〇」の「荒妙乃藤原我宇倍爾」といへるにならひて「ニ」とよむをよしとす。この大殿は反歌によるに八釣山に營まれたりし皇子の宮殿なるべし。

○久方 「ヒサカタノ」とよむ。「アマ」の枕詞なること上に屢いへるにおなじ。

○天傳來 舊訓「天傳來自」を一句として「アマツタヒコシ」とよみたるを考に「天傳來」を一句として「アマツタヒクル」とよみたり。これは下の「自」を「白」として下につけりとせるものなるが、下にいふ如く、この説をよしとす。「アマツタフ」といふ語は卷二「一三五」に「天傳入日刺奴禮」卷七「一一七八」に「天傳日笠浦」又卷十七「三八九五」に「天傳日能久禮由氣婆」などの如く、日の枕詞としても用ゐらるゝものにしてそれらは太陽が天の路を傳ひ行くをいふなるが、ここは雪をば空を傳ひて降り來るものと思ひなして、かくはいへるならむ。

○白雪仕物 舊板本は上にいへる「白」を「自」として上の句につけて「雪仕物」にて「ユキジモノ」とよみたるが考は上の四字として同じよみ方をなせり。按ずるに類聚古集、神田本、細川本、活字無訓

本白につくれるをよしとす。かくて考に「ユキジモノ」とよみたるによりて自後異議なし。「白」雪はその義によりてただ「ユキ」とよむべし。「ユキジモノ」は下の「ユキ」といふ語の同音の因に枕詞とせるものなるべきが、折節白雪降りしが故に用ゐるしなるべし。「ユキジモノ」を枕詞とせる例は他には見えねど、同音の因によりて枕詞とせるものは、卷四「五七五」に「蘆鶴乃痛多豆多思」卷十一「二四九〇」に「飛鶴乃多頭多思」卷十二「三一六七」の「粟島之不相物故」卷十一「二七五四」の「小竹之眼突思而宿者夢所見來」卷十一「二七六八」に「白菅乃知爲等乞痛鴨」卷十一「一九〇五」に「白菅自知事以所言之吾背」卷十一「二四六八」に「知草人皆知」卷十二「二九二四」に「龍田山立而毛居而毛」卷一「二九」の「穆木乃彌繼爾」卷十三「三〇八〇」に「繩乘乃名者曾不告」卷二十四「三〇九」に「爾故具左能爾古餘可爾之母」卷四「七三九」に「後湍山後毛將相常念社」卷十九「四二七九」に「能登河乃後者相牟」卷十一「二七五三」に「濱久木久成奴」卷十一「一九七九」に「霍公鳥保等穗跡妹爾不相來爾家里」など例甚だ多し。

○往來乍益及常世 舊訓「ユキキツツマセトコヨナルマデ」とよみたり。童蒙抄はこれを「ユキキツツマストキハナルヨト」とよめり。考は「常」を「萬」の誤として「ユキキツツマセ、ヨロゾヨマデ」とよみ、略解これに從へり。楓落葉は「常」を「座」の誤として「ユキカヨヒツツ、イヤシキイマセ」とよみ、古義、新考等これに從へり。檜燻手は「往來乍」を「ユキカヨヒツツ」とよみ、次に「萬代奉仕」の四字脱せりとして「ヨロゾヨニツカヘマツラム」とよみ、次に「常」を「萬」の誤として「イヤシキイマセ」とよみたり。攷證は「ユキキツツマセトコヨナルマデ」とよみたり。按ずるに、古今の諸本ここに

も文字の異同なければ誤字説はまづ否認すべし。さてその他の説によるに「往來乍」を一句とするか「往來乍益」を一句とするかの差あり。「往來」を「ユキキ」とよむときは後の態度をとりやすく、前の態度をとらば「ユキカヨフ」とよむべきこととなる。「來」一字ならば「カヨフ」とよむこと稍無理なれど「往來」と熟すれば「ユキカヨフ」とよまむこと無理にはあらず。さて、そのみにては未だ断定すべからず。下の句につきて、「一は及常世を一句とし、一は益及常世を一句とするものなるが、その及常世を一句とするは「トコヨナルマテ」とよみ又「トキハナルヨト」よみたるが、これも一方には「及」を「マデ」とよむと「ト」とよむとの差あるが、又「常世」を「トキハナルヨ」とよむと、「トコヨナル」とよむとの差あり。「及」は「マデ」とも「ト」ともよみて差支なきが、「トコヨナル」は甚しく不當にあらねど、「トキハナルヨ」は頗無理なり。次に「益以下」を一句とする説はいづれも「常」を「座」の誤とせるが故にそれらには従ふべからねど、しかもそのまま誤字なしと見てよまれざるにあらず。即ちこのままによまば「イヤトコヨマデ」とよむべきなり。この訓は新訓萬葉集にも見ゆるが、かくよむより外に、これを一句としてのよみ方もあるまじ。先づ「益」を「イヤ」とよめる例は卷二「一三一」に「益高爾山毛越來奴」又卷十二「三三五」の「今夜從戀乃益益南」などに見るべく、「及」を「マデ」に用ゐる例は卷二「一九六」に「明日香河及萬代」卷九「一七四六」に「草枕客去君之及還來」などあり。されは「イヤトコヨマデ」とよまむこと無理ならず。さて、これを一句とせば上は「往來乍」一句として「ユキカヨヒツツ」とよむをよしとすべし。かくてその「イヤトコヨマデ」といふ同じ語は集中に例なければ、卷六「一〇〇九」に「橋花者實左倍花左倍其葉左倍枝霜雖降益常葉之

樹といふありて「トコ」より名詞につづくものを見、卷七「一二五一」に「佐保河爾鳴成智鳥何師鴨川原乎思努比益河上」といふありて「河」といふ名詞と「上ル」といふ用言との合同せるものの上になち、又卷十七「三九九一」の「伊夜登之能波爾」といふ如く、修飾格の語の上に加へ、又卷二十四「四四三」に「奈且之故我伊夜波都波奈爾」といふあり。この「イヤハツハナ」は今の「イヤトコヨ」といふに趣おなじ。かくして「マデ」は下略の語格にして「マシマセ」などいふべきを略せるなり。

○一首の意 わが畏み親み仕へ奉る新田部皇子の大御座として榮え座す八釣の大殿の上に折節天より白雲ふりて眺望も一しほなるが、この雪の名の如く、この大宮に往き通ひつつ常世の常世の益常世まで榮えませとなり。即ち上の茂えますが、ここにはたらき來りて略せる語の意をあらはせり。上に榮え座すといふ語なくてはあまりに甚しき略語となりて意とほらず。

反歌一首

矢釣山木立不見落亂雪驟朝樂毛

(二六一)

○矢釣山 「矢」の字細井本活字無訓本矣とし、「釣」字類聚古集、神田本、細井本、活字無訓本、駒とし、かくて「イコマヤマ」とよめり。されど「矣」字を地名に用ゐる例なければ、矢釣山をよしとすべし。之を「ヤツリヤマ」とよむ。八釣山は大和國高市郡飛鳥村字八釣の上方にある山なり。この八釣の地は顯宗天皇の近飛鳥八釣宮のありし地なり。蓋しここに新田部皇子の別莊などありしならむ。

○木立不見 「コダチモミエズ」とよむ。「コダチ」といふ語は日本紀舒明卷に「于泥備椰摩虛多智于須家苦」と見ゆ。この「ミエズ」は修飾連用にして下の落りまがふにつづくるなり。

○落亂 舊訓「チリマガフ」とよむ。代匠記に「フリマガフ又は「チリミダ」とも訓み、楓落葉は「フリマガフ」とよみ、檜燻手「フリミタル」とよめり。「落を「フル」とよむことは卷一、以來屢いへり。ここは雪の「ふるをいへること論なければ「チリ」とはよむべからず。「亂は「ミダ」ともよむべきが、又「マガフ」ともよむべし。これは卷二、一三五に「大舟之渡乃山之黃葉乃散之亂爾妹袖清爾毛不見」とある處にもいへる如く又卷十五、三七〇〇に「安之比奇能山下比可流毛美知葉能知里能麻河比波計布仁聞安留香母」とある如く、雪の落れるにまぎれて物のみえぬをいふなれば「フリマガフ」とよむべきなり。この「マガフ」は連體形にして下の雪につづくるなり。

○雪驪 流布本「雪驪」として訓は「ユキモハタラニ」とよみ代匠記に「ユキニクロコマ」とよむべきかといへり。童蒙抄は「ハタレノコマノ」とよみ、考は「驪は「駟の誤として「ユキハダラナル」とし、楓落葉は「ユキニキホヒテ」とよみ、攷證は字はそのままにして「ユキモハダレニ」とよみ、古義は「驪は「驪の誤として「ユキニサハキテ」とよめり。さてここに誤字なきかといふに「驪字を類聚古集に「驪」とし、神田本に「驪」とし、活字無訓本に「驪」とせり。されど、活字本のは誤なること著しく、神田本の「驪」も亦誤なること明かなり。さて「驪は黒駒の事なるが攷證にいへる如く字鏡集に「カラスマタラノウマ」とあれば「マダラ」の字に用る「ハダレ」「ハダラ」とよまれざるにあらず。されど、それを下文につづけて見れば「ユキの「マキデクル」といふこととなるが、その意如何。なほ又「ユキノ

ハダラニマキデクル」とは如何。攷證は「大雪をまだらなるまでふみちらして宮にまうできつる也」といへれど、ふみちらすならば「ユキモハララニ」などいふべきなれど、驪字にてはその義を示す能はず。恐らくはこれは類聚古集の「驪」の字をよしとすべきに似たり。この字は説文に「馬疾歩也」と見え玉篇に「奔也」と注せるが、普通には「ハシル」の訓あり。又「サワグ」の訓あることは卷二にいへり。類聚名義抄には「ウクツク、ウツク、ワシル」などの訓あり。而して日本書紀又文選の古訓には「馳驪をウクツク」とよめり。この「ウクツク」といふ語は、新撰字鏡に「驪」字に注して「驪也宇久豆久」ともあり。又「驪」字に注して「驪也」とも「宇久豆支馬也」ともいひ、驪字に注して「荒馬宇久豆支馬」といへり。これらによりて「ウクツク」といふ語の意をさとるべし。さては馬をはしらすことをいふべし。古は初雪の見参といふ事ありて、初雪に限らず大雪には早朝におくれず祇候すべき儀ありしなり。その事は日本後紀に「延暦十一年十一月壬子朔乙亥廿四日雨雪近衛官人已下賜物有差、丙子廿五日大雪駕輿丁巳上賜祿有差、以上國史百六十五補之」と見ゆ。後世これの時を以、初雪見参の儀はじまるといへど、この時にはじまる由には更に見えず。こは中古來より絶えたれど、古は諸陣に皆出仕したりしなり。されば、こは大雪ふりたれば、皇子の宮の舍人等の馬を馳せて先を争ひ、出仕せるさまをいへること疑なし。この故に「ユキニウクツキ」とよむをよしとす。

○朝樂毛 舊訓「マキテクラクモ」とよめり。考は「マキリクラクモ」とよみ、楓落葉には「マキリタマシモ」とよみ、檜燻手は「朝」の下に「來」の字脱せりとして同じく「マキリクラクモ」とよみ、古義は「樂」の

下に「吉」などの脱せるならんとして「マキラクヨシモ」とよめり。然るに諸本一もここに誤字なければこのままにてよむべきなり。さて按ずるにこの「朝」は動詞としてよまずば語をなさざるべし。然るときは今の言に「朝す」といふ如き語なるべきが、攷證はこれを「マキデ」とよむべしといひ、この語の例として、卷十八「四一一」に「麻爲泥許之卷二十四三九三」に「麻爲且枳麻(爾)之乎」とあるによれり。「マキデ」とは「マキ(參)イデ(出)の約なるが、これは「マキリ」にあらざるか。卷十六「三八八六」の「東中門由參納來旦」又卷十九「四二二〇」に「落雪乎腰爾奈都美氏參來之印毛有香年之初爾」などの例は「マキリク」といへる例なり。今「マキリ」の方によれり。

○一首の意 新田部皇子の宮のある八釣山の木立も見えぬほど盛んに降る雪に多くの祇候人は先を争ひて馬を馳せて君の御機嫌を伺はむとさわぎのしりりて参り來ることよとなり。

從近江國上來時刑部垂麿作歌一首

○從近江國上來時 この七字目錄には「刑部垂麿」の名の下におけり。漢文の書きざまとしては普通には然るべき事なれど、これにて必ずしも不可ならず。然るを考攷證に、此卷の例に違へりとしてこれを改めたるは穩かならず。既にこの卷「三八二」の詞書にも「登筑波岳丹比真人國人作歌」とありて例なきにあらざるなり。又童蒙抄にはこの上に「柿本朝臣人麿」の五字脱せるかといへれども、とより根據なき事なり。「上來」の上とは京に至ることをいふなり。

○刑部垂麿 細井本に「チサカヘノタルマロ」とよみたれど、垂は古四段活用なりしが故に「オサカ

ベノタリマロ」とよむべし。刑部は又忍坂部とも書く。その氏の人は卷一「七一」の作者に忍坂部乙麿あり。同じ氏なれど、一族なりや否や詳かならず。この人の父祖并に經歷詳かならず。この人の歌は下「挽歌」四二七にも一首あり。

馬莫疾打莫行氣並而見氏毛和我歸志賀爾安良七國

(二六三)

○馬莫疾 舊訓「ウマナイタク」とよめり。童蒙抄には疾を「トク」ともよむべしといへり。拮解は「馬」の下の「莫」を衍とし「ウマハヤク」とよみ、註疏も同じく「莫」を衍として「ウマイタク」とよみ、古義は「吾馬疾」とありしが誤れるものとして「アガマイタク」とよむべしといへり。按ずるに、ここに「莫」ありて次句にも又「莫」ありて、いづれも「ナ」とよめり。而してかくよむ時の「ナ」は禁止の助詞なるべきが、一の句の中に二の禁止の助詞あるべき道理なし。されば、その二のうちの一は誤か、或は他のよみ方あるか。若くは他の意の「ナ」なるべきか。これにつきて、松岡靜雄氏は日本古語大辭典には「此ナは後世ならば馬ナモトクといふナモに該當するものである」といへり。この説若し證あらば、從ふべき可能性多きものなり。されど「ナモ」の意の「ナ」といふもの他に證なく又この頃に恐らくは「ナモ」といふ係助詞既に存したりしならむ。それが萬葉集に見えぬは、これが歌詞にあらざりし爲ならむ。宣命には存す。されば、證を見出でざる限り、この説なほ確實なりといふべからず。次に「莫」を他のよみ方をせしか如何といふに、集中に「ナ」と訓せる外には「莫々」と用るたるのみなれば他のよみ方は未だ考へられず。されば誤字かといふに、諸本

づれもかくありて誤字ありとも考へられず。されば、こは、文字はそのままにし、よみ方も姑く古のままにして、後の研究をまつべきなり。「疾」につきては、「イタク」「ハヤク」「トク」の三種のよみ方あるが、いづれをよしとすべきか。「イタク」とよめる例は、卷六、九七九に「吾背子我著衣薄佐保風者疾莫吹及家左右」などあるが、これは「痛」と通じたる意にてよめるにて理由なきにあらず。「トク」はこの字の訓として通用するものなれど、萬葉集その他に「トシ」といふ語の實例を見ざれば、果してしかよむべきか疑はしきなり。「ハヤク」といふ語はこの頃にして疾速の義あれば適するものなり。然れども、集中に「ハヤク」とよむべき所はかな書の外にも存し、この字の訓と「早」「速」の字を多く用ゐる、必ず「ハヤク」とよまざるべからざる所に「疾」字を用ゐたるものを見ず。ただ、卷八、一四五八に「屋戸在櫻花者今毛香聞松風疾地爾落良武」とある「疾」を古來「ハヤミ」とよみ、又しかよむべきなれば「ハヤシ」とよまむも不當にあらず。然らば、ここを「ハヤク」とよむべきか、「イタク」とよむべきかを決せむには、前後の詞の關係を見ざるべからず。「ハヤク」とよむときは、直接に「行く」に「かゝり」「イタク」とよむときは甚しくの意にて直接に「行く」には「かゝらずして」「打つ」に「かゝる事となるべし」。然るに、詞のつづきより見れば、これは「打つ」に「かゝるべき物なれば」「イタク」の方よかるべし。「イタク」の假名書の例は、卷五、八四七に「伊多久久多知奴」など例甚だ多し。

○打莫行 舊訓「ウチテナユキソ」とよみたるが、略解補正に横山由清の説として「ヤリソ」とよむべしとせり。されど「行」を「ヤル」とよむは無理なり。舊訓のまゝにてあるべし。「ウチテ」は馬を鞭打つなり。卷十四、三五六に「安加胡麻乎宇知氏左乎妣吉」とあるその例なり。馬を甚しく打

ちて行くことなかれといふなり。馬は打てば早く歩むものなれば、以上二句の意は結局馬をあつかふ人にはやく行くことなかれとあつらふるなり。かくて、こは誰が誰にかくいひあつらふるかと考ふるに、この歌は垂麿自らが、志賀の地をよく見て行かむと思ふなるは下の語にて著しきなり。而してここにいふ馬は恐らくは乗馬にしてその馬にのれるはなほ垂麿なるべきにかくいへるは如何なる意ぞといふに、これ恐らくは従者などにいひかけたるものにして、その従者も亦馬にのれるが爲なるべし。以上一段落なり。

○氣並而 舊訓「イキナメテ」とよみたるを代匠記に「ケナラベテ」とよめり。按ずるに「イキナメテ」といふは語をなさねば契沖説によるべし。「け」は又卷一の「六〇」の「氣長妹之云々」卷二のはじめの磐媛皇后の御歌の「君之行氣長成奴」の下にいへる如く「來經」といふ語の約言にして、時間の経過をいふ語なり。時間多く経過するを「日ならべて」といへる例は、卷二十四、四四二に「比奈良倍且安米波布禮杼母」卷八、一四二四に「足比奇乃山櫻花日並而如是開有者甚戀目夜裳の如きあり。夜ならべて」といへる例は卷十一、二六六〇に「夜並而君乎來座跡云々」といふあり。これらに准ずれば「け」ならべて」とよまむこと然るべし。時間を多く並べ重ねての意なり。

○見氏毛和我歸 舊訓「ミテモワガコム」とよめり。代匠記には「歸」を「カヘル」ともよむべしといひ、童蒙抄には「ユク」とよみ、楓落葉、玉の小琴、放證等これに従へり。「歸」を「コム」とよむは道理にかなはず、「カヘル」といへばここにては音調とのはず、「ユク」とよむをよしとす。「歸」を「ユク」とよむことは上の「久堅乃天歸月三十四〇」の下にいへり。

○志賀爾安良七國「シガニアラナクニ」とよむ。楓落葉は一本「七」を亡に作れりとしてそれをよしとせり。然るに、今見る諸本にかゝる本なく、又七國にて「ナクニ」とよむに差支なきのみならず、卷四「五〇六」に「火爾毛水爾毛吾莫七國」とかける例もあれば誤にあらず。「アラナクニ」は「アラヌニ」といふにおなじ。「志賀」は近江國の地名にて滋賀郡の地なれば湖水の西岸の地を見ていへるならむ。

○一首の意 刑部垂麿が近江國琵琶湖の西岸志賀の地を行くとて、從者などに對ひて、馬をしからず早く打はやめてゆく事なかれ。この志賀の浦は面白く見るに飽かぬ所なるが、多くの日數を費して心ゆくばかり眺めて行く事をうべき所にもあらぬに。せめて、今ここを通る時だに、馬を止めて見てゆかんものをといふなり。これによりて見れば、この垂麿は近江國の人にあらずして、京の人にして所要ありて近江國に赴し時によりみしか、若くは北の國の人にして、京に上るとて、志賀浦を過ぎてよめるかのうちなるべきが、歸字を若し意義にもとづきて用ゐるものとせば、京より近江國若くはそれより北の國、西岸を通る故に下りし後京に歸り上るとてよみしものと見らるるなり。

柿本朝臣人麿從近江國上來時至宇治河邊作歌一首

○柿本朝臣人麿 上に屢いへり。

○從近江國上來時 人麿が近江舊都を過ぎてよめる歌卷一「一九」にあり。されば、この人近江國

に下りし事ありしは知られたり。但し、この歌とかの歌とは時を同じくせりや否やは明かならず。

○至宇治河邊作歌 宇治川はいふまでもなく名高き山城宇治郡の川にして、近江國より大和國に行くに必ず通るべき地なり。その事は日本紀にも屢見え、又、大化年中に僧道登宇治橋をつくれる事その碑に見えたり。

(二六四)

物乃部能八十氏河乃阿白木爾不知代經浪乃去邊白不母

○物乃部能八十氏河乃「モノノフノヤソウヂカハノ」とよむ。「部」は吳音「ブ」なるをかれり。この語は卷一「五〇」に「物乃布能八十氏河爾」と見ゆる所にいひたる如く、「モノノフノ」を以て「八十氏河」の枕詞とせるものなるが、その物のふは古は文武のわかちなかりしかば、百官臣僚をすべてさせるものなれば、多くの氏々ありて奉仕せしが故に八十といへるなり。その八十を以て八十氏といふ語にかけ、又その八十氏を以て氏河にかけたり。「物のふ」を八十にかけていふ例は卷一にあげたれば今いはず。結局この二句は宇治河のことをいふに止まれり。

○阿白木爾「アジロギニ」とよむ。よみ方に異論なし。「アジロギ」は網代木なり。網代は河中に構ふる漁撈の法の一にしてこの河の鮎、水魚などをとる爲に設けたるものなり。その法、水上に、上を廣く、下を漸く狭く網を引きたる形に左右に杙をうちて、それに竹木などをしがらみかまへて、魚の通路を妨げ、その網の底に相當する邊に簀にて床を水に漬るほどに作り、その水と

共に魚のせかれて簀の上に流れ入れれば、水は下に漏れて魚のみ残るやうに構へたるものなり。この網代の宇治川に設けられたるは古來名高きものにして、宇治川といへば、直ちに網代を連想する程になれりしが、弘安七年正月に院宣ありて永く停止せられたり。この宇治の網代は侍中群要にも延喜式にも見えたるが、そのはじめを知らず。今の歌に既に見ゆれば、奈良朝の前より存したりしものならむ。卷七一・一三五に「氏河齒與杼湍無之阿自呂人舟召音越乞所聞」ともあり。さて「アジロギ」とはその網代の料として河の中に打ち立てたる杵をいふ。

○不知代經浪乃「イサヨフナミノ」とよむ。「不知は、イサ知らずといふ如く否定の意ある副詞をあらはすに用ゐたるをかりたるなり。卷四四八七に「淡海路乃鳥籠之山有不知哉川」又卷十一「二七一〇に「狗上之鳥籠山爾有不知也河」又卷六一〇六二に「不知魚取海片就而」などの例なり。これは「イザ(去來)にあらず、清音にて「イサ」とよむなり。代は「ヨ」經は「フ」にていづれも一字づつの訓をかり合せて「イサヨフ」といふ語をあらはせり。「イサヨフ」といふ語は古事記中卷景行條に「宇美賀波伊佐用布」又本集卷二に「雲居奈須心射左欲比」(三七二)本卷に「山之末爾射狹夜歷月乎」(三九三)隱口能泊瀬山之山際爾伊佐夜歷雲者妹鴨有牟」(四二八)卷六に「山之葉爾不知世經月乃將出香跡」(一〇〇八)等例多し。この語の意は攷證に「ゆかんとしてゆかず、進みかねてためらひるをいふにて猶豫といふに似たり」といへるにて知るべし。ここは川の浪の網代木にかゝりて進みかねたるさまをいへるなり。

○去邊白不母「ユクヘシラズモ」とよむ。「去」を「ユク」とよむことは、卷一六九の「客去君跡」以下例多し。「不」は「ズ」といふ打消の複語尾にあてたるをそのまま用ゐたるなり。ここに似たる例は卷十三「一一五一」に「大伴之三津之濱邊乎打曝因來浪之逝方不知毛」とあり。浪のいつしかあとなくなることを「ゆくへしらず」といへるなり。

○一首の意 契沖は「人の世の生住異滅の四相の中に暫く住するよと思ふに、程なく異相に遷され行を、水の網代木にふれて暫やすらふと見ゆるが流過るに感じてよまれたり」といひてより諸家大抵これに従ひたるが、古義はこれを「作者の意にそむけり」といひて「歌意かくれたるところなし」此は打聽えたるまゝにて、他によそへたる意も何もなきを今打誦に其處の景の目の前にうかびて見ゆるやうに思はるるは上手の作なればなるべし」といへり。註疏には「宇治川は急流にて流れる波のいとはやきが網代木に塞きとめられて、暫しやすらふとみえたれど、いつの間にか杭の間より流れいでて行へもしらずなれるかなとよめるなり。それを契沖は世中の无常をたとへたりといへれど、人聲の當時、无常をたとへてよまれたるにはあらで、ただ實景の歌なることは論なけれど、いさよふとみえし波の行へしらずなれるかなとおもはれたる意中にはおのづから常無き世のありさまこもれるよしに解けりとして強説にあらじ。古義に卷七に「大伴のみつの濱へをうちさらしよせくる波の逝方不知毛」を引てこれに同じといへれど、ユクヘシラズモの詞はおなじからめど、あじろ木にいさよふ波のといひて暫しただよひしさまを上にいひ、さてユクヘシラズモとよめる感情かぎりなきものにて、かれと同じといふべきにあらぬものなるをや」といへるはよく意をつくせり。

長忌寸奥麿歌一首

○長忌寸奥麿 この人の歌卷一(五七)にあり。又卷二、卷九、卷十六に見ゆる長忌寸意吉麿も同じ人なるべきこと既にいへり。この人は卷二には岩代の結松を見てよめる歌あり。この歌も紀伊國にての詠なれば同じ時に詠せしにや。

(二六五)

苦毛零來雨可神之崎狹野乃渡爾家裳不有國

○苦毛 「クルシクモ」なり。この語の例は卷九「一七二」に「辛苦晚去日鴨吉野川清河原乎雖見不飽君」又卷五「八九九」に「周弊母奈久苦志久阿禮婆」又卷十五「三七六三」に「須敵毛奈久久流思伎多婢毛許等爾麻左米也母等多し。心に困しく思ふことなり。

○零來雨可 「フリクルアメカ」とよむ。「零」を「フル」とよむことは卷一「二五」の「雨者零計類」の下にいへり。「雨可」の「カ」は「カモ」の意におなじき感動の意を有する終助詞なり。以上一段落。

○神之崎 舊訓「ミツノサキ」とよみたるを童蒙抄に「カミノサキ」とよみ、楓落葉もこれに従へり。

「神をミツ」とよむことは、卷二の「一五七」に「神山之山邊眞蘇木綿」の下にいへるが、もとは大和の大神社より出でしものなるべきが、ここはその字を轉用せしなるべし。この「ミツ」をば大和國なりといふ説あれど、大和の三輪附近には「サノノワタリ」といふ地名なければ、従ひがたし。代匠記初稿本に曰はく「今案、是はふたつながら紀州の名所なり。ある僧の紀州に縁ありてたひ

たひまかりけるが、がたれるは熊野にちかき海へにみわさきといふ所ありて、やかてとなりてさのといふ所あり。ともに家々あまたある所なりと申き。云々といひてより紀伊國といふ事明かになりぬ。本居宣長の玉勝間にも「三輪が崎は新宮より那智へゆく道の海べなり。新宮より一里半ばかりありてけしきよき所なり。佐野は佐野村といふ有て三輪が崎のつづきなり」といへり。今東牟婁郡新宮町の南に三輪崎村ありて、その字に佐野といふあり。されば、奥麿この地に過ぎてよみしならむ。

○狹野乃渡爾 「サノノワタリニ」とよめり。按ずるに古くは一般に「野」を「ヌ」とよみたれば「サノノワタリニ」とよむべし。この「サヌ」は日本紀神武卷に天皇の熊野にいでまし、時の記事に「遂越狹野到熊野神邑」とある狹野にして、上にいへる三輪崎の隣に在る地なり。「渡」は「ワタリ」とよむ。久老は「ワタリ」は「あたり」の意なりといひたれど、古義にいへる如く、この頃にそれは未だ無かりし詞と思はる。これは後世「ワタシ」といふにおなじく、川を横ぎり渡る所をいふ。この佐野の地の南に河あれば、その渡をいへるなるべし。

○家裳不有國 「イヘモアラナクニ」とよむ。「ナクニ」は上にもあり。卷八「一六三六」に「大口能眞神之原爾零雪者甚莫零家母不有國」とある、似たる詞遣なり。雨の降るに、雨やどりすべき家もなきよとなり。

○一首の意 今通る神の崎や狹野の渡に雨やどりすべき家も無きに、わびしくくるしくも降りくる雨かなといふなり。

柿本朝臣人麿歌一首

○ この歌も近江にての詠なり。人麿この地に在りしこと著し。されど、そのこの地に在りし理由を詳かにせず。

(二六六)

淡海乃海夕浪千鳥汝鳴者情毛思努爾古所念

○ 淡海乃海 舊訓「アミノウミ」とよめるを考に「アミノミ」とよめり。卷二「一三一」の「石見乃海」の例にならひて「アミノミ」とよむべし。日本紀神功卷にも「阿布瀾能瀾」とあり。

○ 夕浪千鳥 「ユフナミチドリ」なり。攷證にこれを説きて「夕浪」といへる語は、卷六「一〇六五」に「夕浪爾玉藻著來依」といふあり。千鳥は例少からぬが、少しくは古事記上卷の歌に「和何許々呂宇良須能登理叙伊麻許會婆知杼理爾阿良米」又日本紀神代卷の歌に「播磨都智耐理譽」又本集この卷「三七」に「飲海乃河原之乳鳥汝鳴者云々」卷七「一二五一」に「佐保河爾鳴成智鳥」などあり。攷證には「こは千鳥」と一つの鳥の名にはあらで小き鳥のいくつともなく群とぶをいへるにて春來なく、いろいろの鳥をさして百千鳥といへるが如し」といへるは一往はさる事の如くきこゆれど、なほ川原、又海岸など水邊にのみよめれば、後世もいふ千鳥なるべし。さてこの夕浪と千鳥とを一にしてかくいへるは例を見ず。恐らくはこれは後世の「月夜鳥」などいふ類にて、夕浪千

鳥をかく一語として呼び掛けたるものにして、人麿の興に乗じて新に造れる語なるべし。しかも、その感情新にして千年以前の語とは思はれざる程なり。

○ 汝鳴者 「ナガナケバ」とよむ。意明かなり。古事記上卷の歌に「那賀那加佐麻久」本集卷十五「三七八五」に「保登等藝須安比太之麻思於家奈我奈家婆云々」とあるその例なり。

○ 情毛思努爾 舊訓「コ、ロモシノニ」とよめるを童蒙抄に「コ、ロモシヌニ」とよめり。「努」は「ヌ」にして「ノ」にあらざれば、童蒙抄の訓によるべし。この語の例は卷八「一五五二」に「暮月夜心毛思努爾白露乃置此庭爾蟋蟀鳴毛」卷十一「二七七九」に「打靡心裳四怒爾所念鳴」卷十三「三二五五」に「借薦之心文小竹荷人不知本名會戀流」卷十七「三九九九」に「安良多麻乃登之可弊流麻泥安比見彌婆許已呂母之努爾於毛保由流香聞」又「三九九三」に「宇知奈妣久許已呂毛之努爾會已乎之母宇良胡非之美等」又「四〇〇三」に「久毛爲奈須已許呂毛之努爾多都奇理能於毛比須具佐受」卷十九「四一四六」に「情毛之奴爾鳴知等理賀毛」卷二十四「五〇〇」に「已許呂母之努爾伎美乎之會於毛布など例多し。さてその「シヌ」とは如何なる意ぞといふに、卷十二「二五六」に「秋穂乎之努爾押靡置露」とある「シヌ」の義にてささるべし。それは古義に「發起」起たる稻穂を裏に押ふせ靡かせて露の甚く置たる形容を云たるなり。されば、思努は靡ふ意にて發起の對なり、心にいふも心の發起す裏に思ふよしなり」といへる意なり。この語は又重ねて「シヌヌ」といふことあり。そは國語にては重ねる語は、次の語の上なるを略すること少からず。たとへば「いといと」といふことなり。しとしとが「し」となり、「はらはら」となり、「あらあら」となり、「あはら」となる如きこれなり。その他「た

わわとをを「しみみ」みなこの例なり。さてこの「心もしぬに」といふ語の組立を考ふるに、これは「道もせにちる山櫻かな野もせにすだく蟲の音などの道もせに」野もせになどと同じ格にして、「心」が主格にして「しぬ」がその賓格たり。かくてその「心としぬ」とを「も」にて結合して一の句の如くにし、それを「に」の格助詞にて修飾格とせるものなり。かかる組立の語は本集にも屢見ゆ。たとへば、卷二「一三三」に「小竹之葉者三山毛清爾亂友卷八一五九五」に「秋芽子乃枝毛十尾二降露乃卷七二〇六五」に「足玉母手珠母由良爾織旗乎又二三一八」に「庭毛薄太良爾三雪落有卷十四三九九二」に「伊波毛等杼呂爾於都流美豆卷十一二五二九」に「家人者路毛四美三荷雖來卷十八四一〇一」に「國毛勢爾於非多知左加延」の如きみなこの例なり。こゝも「心もしぬ」といふ状態に「といふ意にて下にかゝるなり。その「シヌ」は心の「シナエ」うらぶるる由をいへること上にいへる通りなり。

○古所念「イニシヘオモホユ」とよむ。「所念」を「オモホユ」とよむことは卷一の七をはじめ六四その他に多し。今いはず。

○一首の意 近江の海なぎさに夕暮に千鳥の鳴くをききて、その千鳥に呼びかけていふさまにつくれるなるが、この夕浪千鳥よ、汝が鳴けば、その聲をきく我はそぞろにあはれを催されて、古の事の思ひ出されてやる方なきよとなり。これ恐らくは卷一の近江舊都をすぎてよめると同じ精神にて、その古とは大津宮の盛なりし時の事なるべく、言約かなれど懐古の情、言外にあふれたり。よき歌といふべし。

志貴皇子御歌一首

○志貴皇子 この皇子の御歌卷一に二首あり。この皇子は天智天皇の御子にして、後に御子光仁天皇御即位の後春日宮御宇天皇と申し奉りしこと既にいひし所なり。この御歌如何なる時によまれしか詳かならず。

(二六七)

牟佐佐婢波、木末求跡、足日本乃山能、佐都雄爾相爾來鴨。

○牟佐佐婢波 「ムササビ」ハナリ。「ムササビ」は小き獸の名にして、俗に「モモンガ」「ノブスマ」などいふ。これは和名鈔獸名に「本草云鼯鼠 上音力水反又音力道反 一云鼯鼠 上音音和名毛美俗云无佐々比兼名苑注云、狀如猿而肉翼似蝙蝠能從高而下不能從下而上常食火煙聲如小兒者也」又享和本新撰字鏡には「猶豫」に「牟佐々比」の訓を附す。萬葉集にては、この外、卷六に天平十一年に「天皇遊獵高圓野之時小獸泄走堵里之中於是適值勇士生而見獲聊以此獸獻上御在所副歌一首（名俗曰）牟佐々比」といふ詞書ありて、その歌に曰はく「大夫之高圓山爾迫有者里爾下來流牟射佐妣曾此」(二〇二八)とありて、その左注に「右一首大伴坂上郎女作之也云々」とあり。ここにいふ俗とは、本朝の風俗としての義なるべし。又卷七の寄獸歌「一三六七」に「三國山木末爾住歷武佐左比乃此待鳥如吾俟將瘦」と見ゆれば、古くは人目によく觸れしものなるべし。

○木末求跡 舊本「コズエモトムト」とよみたるが、代匠記は木末を「コヌレ」とよむべきかといひ、考

には「末は未の誤にして、コノミならむかといひ、楓落葉は考の説を否として、コヌレ」とよめり。按ずるに「コヌレ」は「コノウレ」の約にして、この語の例は卷五八二七に「波流佐禮婆許奴禮我久利且宇具比須曾奈岐且伊奴奈流鳥梅我志豆延爾」又卷十三のはじめの歌「三二二」に「樹奴禮我之多爾鷲鳴母卷十七三九五七の歌に「安之比紀乃山能許奴禮爾白雲爾多知多奈妣久等安禮爾都氣都流」といふ例あれば、この語ありしことは知られたり。この末は既に卷二二二八などにもいへる如く、こずゑとは全く同じものにあらず。植物の生長點を主としてそれらのあたりをいふ語なれば、木にてはその末の若く榮え立てる部分をいふことなり。さらばその「こぬれ」を求むとはいかなる事かといふに、こは上の卷七の歌に「木末爾住歷武左左妣」といへる如く、むささびの住所を求むるなり。この「求む」はたづねさがす意なることは卷十一八二六に「春之去者妻乎求等鷲之木末乎傳鳴乍本名」とあるなどにて知るべし。「とはここにては後世の」とての意を示すものなり。

○足日木乃「アシヒキノ」とよむ。「山の枕詞とすること世のあまねく知る所なり。されど何故にこれを以て「山の枕詞とするかの説明に至りては未だ首肯すべき説を知らず。この事は卷二二一六七の下に既にいへり。

○山能佐都雄爾「ヤマノサツヲニ」とよむ。「サツヲ」といふ語は本集他にも例ありて、卷十二一四七に「山邊爾射去薩雄者雖大有山爾文野爾文沙小牡鹿鳴母」二一四九に「山邊庭薩雄乃彌良比恐跡小牡鹿鳴成妻之眼乎欲焉」などいへり。この「さつ」は「さつ弓」「さつ矢」などの「さつ」と同じ語にし

てもと山幸海幸の「さち」なりしものと思はる。「さつ矢」の事は既に、卷一六一の「得物矢手挿」の下に説けるが「さつ弓」の語は卷五八〇四に「佐都由美乎」といふあり。いづれも、鳥獸を獵るをいへり。ここは所謂山幸の「さち」にしてその「さち」を得む爲に用ゐる弓を「さつ弓」「矢を「さつや」といへるならむ。さて「さつ」を「のさつ」は上にいへる義「をも亦男の義にして結局今の獵師をさすことは明かなり。なほ、卷十一八一六に「佐豆人之弓月我高荷」とあるも同じく幸人にして獵師の義なり。

○相爾來鴨「アヒニケルカモ」とよむ。「來を「ケリ」「ケル」の變化にあてたる例は卷二に多くあり。今一々あげず。「云々にけるかも」といふいひ方の例は集中多し。例をあぐるまでもなし。

○一首の意「むささびが己れの住むべき木末を求むとて、あちらこちらありきて、思ひもよらずその最も恐るべき山のかり人に出であひたることよとなり。攷證に「何ぞをむささびにたとへまして、故ありげなる御歌なれど、端詞なければ、しりがたし」といひたり。略解には「此御歌は人の強ひたる物ほしみて身を亡すに譬たまへるにや。此皇子の御歌にはさる心なるも又見ゆ。大友大津の皇子たちの御事などを御まのあたり見たまひてしかおほすべきなり」といへり。然れども、この皇子の歌本集にあるものすべて六首なるが、この歌以外にかくの如き解を加へらるべきもの一も存せず。多少の寓意ありとするも、略解の説の如きは強ひごとといふべし。若し多少その疑ひありとしても攷證の程度以上にいふこと能はざるはいふまでもなし。余はむしろ、さる寓意などなく、むささびが人の目にふれたる不意の出來事をよませた

まへる實況の御歌と思ふなり。

長屋王故郷歌一首

○長屋王 この王は卷一にその歌見ゆ。高市皇子の子にして天武天皇の御孫なり。宮内卿式部卿天納言右大臣等を経て左大臣に任ぜられ天平元年四十六歳の時讒にあひて自盡せられたること既にいへり。但し懷風藻に年五十四とせり。

○故郷歌「フルキサトノ歌」とよむべきか。こは故郷を思ひてよまれしことはいふをまたぬがその故郷とはいづこよりいづこをさせるか。左注によれば藤原宮より明日香の故郷を思ひてよませたまへりとすべく諸家これに従へり。然るに長屋王の生れられしは天武の十二年にして藤原宮遷都の時は十一歳にして藤原宮より奈良宮に遷都ありし時は二十七歳なり。されば藤原宮遷都當時の詠にあらざるべきはその年齢よりして考ふべきが相當の年齢に達したまひての後とせばその遷都後六七年以上すぎたの詠とすべきか如何。或は藤原宮より寧樂宮に移りまして後の歌とすべきか。これらは今より如何と定むべきよすがなしとす。

(二六八)

吾背子我古家乃里之明日香庭乳鳥鳴成島待不得而

○吾背子我「ワガセコガ」とよむ。契沖はこれは長屋王の妻に對していはれしなりといひたれど、女に對して「セコ」といへる例はかつてなし。ある男子より他の男子をさして「ワガセコ」とい

へる例のあることは現にこの卷二四七の「和我世故我三船乃登麻里云々」の下にいへり。さてここに「わがせこと」とさしていはれたるは誰なるべきか。長屋王の親しくせられし人なることは勿論なるが、その人は槻落葉には「志貴皇子をさしたまふならん」といへり。これは「春日宮御宇天皇の追號をば明日香宮の誤ならんと考へたるにて理由とすべき根柢も無きことなればしたがひがたし。この歌にてはその人の明日香に住ひたまひしことの想像せらるるのみなり。

○古家乃里之 これは古くは「フルヘノサトノ」とよみたりしを仙覺が「イニシヘノサトノ」とよみてより人々多くこれに従ひたりしが、玉の小琴に「ふるへの」と訓べしといひて再び古に復し古義はこれにより略解などは「ふるへの」とよめり。又槻落葉は「フルヤノサトノ」とよみたり。先づ「古家を「イニシヘ」とよまむは全く不可なりとはいふべからざれど、穩當ならずと考へらる。さればその義は文字の示す古き家の義とすべきに似たり。これにつきて攷證は、はじめ地名なるべしといふ説をあげて、さて結局にいへることに「本集卷十二(十一、四十二丁の誤に「人事乎繁跡君乎鶉鳴人之古家爾相語而遣都云々(二七九)ともあれば、古家は地名にはあらで古き家をいふにもあるべし。さらばふるへと訓て、君が古き家のある飛鳥の里にはといふ意なるべし」といへり。げにもこの歌に「古家」とかけるはこと文面も意義も同じと見えたれば、さることなるべし。たゞそのよみ方は「フルヤ」か「フルヘ」「フルイ」へのいづれをよしとすべきか。卷九一七九八の「古家丹妹等吾見黒玉之久漏牛方乎見佐府下」の「古家」は古來「イニシヘ」と

よみ來たるが義をなさず。それもこのこと同じやうによむべきならむが、上の説々のうち、いづれをよしとすべきか。玉の小琴、楓落葉いづれも理由を示さず。新考には「五卷、十四卷に我家妹家をワガヘ、イモガヘと假字書にせるを例として、ブルへとよむべし」といひ、古義は理由をあげねど、「和名抄に駿河國、郡駿河、郡古家、布留以倍とも見ゆ」と例をあげたり。さて考ふるに、以上の二説いづれも多少のより所とすべしといへども動かすべからざる證にはあらざるなり。ここに、又卷十六に境部王詠數種物歌に「虎爾乘、古屋乎、越而、青淵、爾、鮫龍、取、將來、劍刀、毛我」三三三とよめるがあり。これは「虎、古屋、青淵、鮫龍、劍刀」等のものをよみこめたるものなるが、その古屋は古家とかけると同義なるべきが、屋字をかけるは「ブルヤ」とよむべきことを示すものにして、これは「ブルへ」とよむこと能はず。さりとして今の「古家を必ず「ブルヤ」とよむべし」といふ證にはならず。ここに至りてはいづれも臆測に止まるといふべきに似たり。されば、今姑く最も古き訓によりて「ブルヘノサト」とよみおくを穩なりとす。さてこの一句の意は如何といふに、これは上の句と相共に一の意をなすものなれば、二句を連ねて考ふるを要す。即ちわがせこがふるへのさとといふ語の示す意なり。これにつきては諸家多くは説なく、楓落葉は「古家乃里」の句につきて單に「こは都うつりの後人住ずなりぬる、古屋の里なり」といひたるのみなるが、略解は「古家とは其親しきみこのもと住給し家どころをいふべし」といひ、檜の婦手は其皇子は既に藤原へうつり給ひし故にわが背子が古家の里とは宣ふ也」といひ、攷證は君が古き家のある飛鳥の里にはといふ意なるべし。といひ、古義には「遷都の後吾兄が住すて賜ひし飛鳥の

里の古家のほとりには云々」といひ、註疏には「その住すて玉へる家の明日香にあるゆゑに古家乃里之とよまれしなり」といへり。以上を通覽するに、大體その人もと住みたまひて住まずなりぬる古家のある里とすべきものと考へらる。然らば、ここにかくいへるは歌の上に如何なる關係あるか。なほ下に至りて説くべし。

○明日香庭 「アスカニハ」とよむ。「明日香」は地名にて通常飛鳥とかく。これをば古郷といへるは、飛鳥は天武天皇の淨御原の宮のありしところにして、持統天皇御即位の後もここにおはしまし、後に藤原に都をうつされし後の事なるべし。「庭は、ニハ」といふ助詞に借用したるなり。

○乳鳥鳴成 「チドリナクナリ」とよむ、乳は「チ」なり。「千鳥は上の人麿の歌の夕浪千鳥の下にいへるが、チドリは水邊にて鳴く鳥なれば、こは飛鳥川にて鳴くことを主として考ふべし。なくなりは終止形の下に、なりを加へて、その叙述を強調せるものにして例多く一々あぐべからず。

○鳥待不得而 舊訓「シママチカネテ」とよめり。然るに考は「鳥は君の誤として、キミマチカネテ」としてより諸家殆すべてこれに従へるが、攷證は「師の誤としてよみ方は考におなじくせり。今假りにこの誤字説によるとして、千鳥は何が故に君を待ちて鳴くにか、その理由は一も存せず。千鳥とその君との關係必然的ならずは、折角、字を改めても效なかるべし。さて、又如何なる本にも、この「鳥」といふ文字を明かに書きて、他の文字なるものは一もなし。されば、これらの誤字説はうけられざるなり。按ずるに諸家「シママチカネテ」といふことを解すべからずとしてこの誤字説を按出せるものなるべきが、吾人は漫りに古書を改作すべきにあらねば、この文

字のままにてよみ且つ解釋しうべき方法なきかを考へざるべからず。按ずるに、これは文字のままならば古來の訓以外のよみ方あるべくもあらず。然らば、これを如何に解釋すべきか。おもふにここにては契沖の釋參考とすべき點あり。曰はく、島は河の洲なり。千鳥は河洲に遊ぶ物なるに、水などまさりて河洲の隠れたる時は居處なきままに其島の出來るを待かぬるなり。明日香川近き家のふるさと、成て人影もなければ、島待千鳥の所得がほに庭などに來て鳴なりといへり。この説、直ちに賛成しうる所にあらずといへども、誤字説よりはよしといふべし。われおもふに、この島は自然の河洲にあらずして、人工の島なるべし。この人工の島のことは卷二の「一七〇」「一七一」「一七二」「一七九」の歌の「島宮」又「一七八」「一八〇」「一八一」の「御立爲之島」の下にて屢説ける所にして、既にもいへる如く蘇我馬子が飛鳥河の傍に家をつくり、その庭中に小池を開き小島を池中に築きしより島の大匠と稱へられしにても知るべきなり。その意の島をここにいへるなり。即ち島とは今の語にては山水なり。人工に池を堀り水を流し或は湛へ、池には中島を築くを例とせれば、島といふ一語にてこれらの造園すべてをさせりといふべし。その島を待つとは千鳥が、その島の完成を待ちて、己が住みかたとせんと待つなり。かく考ふれば、千鳥の爲には島といふ語の必然的に要求せられて、君などいふ字の誤にあらずと知るべし。然らば、千鳥が島を待ちかぬるとは如何なるかといふに、これにはよき參考となる歌あり。卷一の人麿の近江舊堵の歌の反歌に「樂浪之思賀乃幸崎雖幸有大宮人之船麻知兼津」(三〇)といふ歌あり。この歌の思賀の幸崎が大宮人の船をまつといふことはこの千鳥の島

を待つといふに頗る近し。而してその期待を實現し得ざるを「まちかねつ」といひ「まちかねて」といふは、ただ終止形を用ゐると、連用形を用ゐるとの差のみにして、大意は異ならず。これにありてはその大宮人の船を待つと、その目的を達し得ざる由をいへるなるが、これにありては千鳥がその島の修補の成るを待ちて、おのが樂しく遊ぶ所とせむと待つと、その目的を達し得ずしてなくといふなり。かく解すれば、何の誤字もなく又解しかぬることとあらざるべきなり。

○一首の意 君が住みすてたまひし古家の里なる飛鳥の地には千鳥が頻りになくをきく。如何にして鳴くかと尋ねれば、君がすてたまひし古家の島は今荒れはてたるが、千鳥は、その島をば、いづれ見事に修理せらるるならむと樂みにして待ちてあるなれど、何時までも荒れたるままにてあれば、待ちあぐみてなくなりといふ。まことに故き都のあれたるさまのよくあらはされたる歌なりといふべし。

右今案從明日香遷藤原宮之後作此歌歟

○この左注は原本の後に加へしものか、はた原本に既にありしものか。攷證は提要にいへる如く左注は後人のかけるなれば、ひたすらに用ひがたしといひたれど、この説直ちに從ひがたし。卷九などには左注が原本に既に存せしことを確實に徵すべき證左存す。されど、多くの左注の中には後人の注も全く混ぜずといひ難し。今の注は如何といふに、これも後人の注た

るべしとすべき點を見出でざれば、原撰者の注と見るを穩かなりとす。注の意は既にいへる所なれば今再びいはず。

阿部女郎屋部坂歌一首

○ 舊板本これを上の左注と書きつづけにせり。蓋し誤なるべし。

○ 阿部女郎 阿部氏はもと臣姓にして孝元天皇々子大彥命の子建沼河別の後なること古事記に見え、新撰姓氏錄には「阿部朝臣孝元天皇々子大彥命之後也」と記せり。この一族の人ならむと思はるれど、その父祖、又傳記知るべからず。卷四にはこの同じ名の人の歌一首五一四ありて、その次に「中臣朝臣東人贈阿倍女郎歌(五一五)あり。その次に阿部女郎の答へたる歌(五一六)あり。中臣朝臣東人は和銅四年四月に正七位上よりして從五位下を授けられ、養老二年は式部少輔、同四年に右中辨、天平四年十月に兵部大輔に任ぜられし人なれば、藤原宮の時代に既に壯年に近づきてありしならむと思はるれば、それと贈答せし阿部女郎はこの歌の作者と同じ人なるべし。なほその前に安部女郎作歌と題せる歌二首(五〇五、五〇六)あり。これは安倍と書いて文字たがへど、本集卷二に安倍廣庭卿とかける人を續紀和銅二年十一月の條に阿部朝臣廣庭とかき、同四年四月の條には安倍朝臣廣庭とかき、などしたれば古は甚しく文字に拘泥せしにあらずと見ゆれば恐らくは同人なるべし。但し卷八に「大伴宿禰家持贈安倍女郎歌一首(一六三一)」とある安倍女郎は或は同名異人なるべし。何を以てしかいふとならば、その歌の中

中に「今造久邇能京爾」とある久邇の都は天平十二年に作りはじめられしものにして、寧樂遷都後三十年を経、上の安倍女郎生存したりとて、五十歳許若くはその以上の老年なりしなるべく、家持は當時内舍人にして若年なりしなるべければなり。されど、これも證なきことなれば、同人ならむも知られず。

○ 屋部坂歌 屋部坂は「ヤベサカ」とよみ來れり。契沖は「屋部坂は大和に有べし。三代實錄第三十七云高市郡夜部村云々此處敷」といへり。諸家多くこの説をよしとせしが、守部は「屋部歌」と改めて「ヤケサカノ」とよみて、曰はく「本の部は部を誤れるならん。紀伊人云、本國牟婁郡に今八鬼山と云ふあり。硫黃の氣ありと見えて昔よりをりく焼けぬ。その焼けたる間は草木絶えて赤裸山となりぬ。熊野路なれば、是ならんと云へり。さらば、其山を見て戯れたる也。」といへり。この説は楓落葉の説をとりて少しくかへたるなり。若しこの説によらば、「ヤキサカ」といふべきものにして、「ヤケサカ」といふをゆるすとせば、その地を「ヤケサカ」といひたる事を證せざるべからず。然れども、さることはもとより證明しうべからず。加之、如何なる本もここに誤字なければ誤字説もつけられず。按ずるにこれは歌に「ヤケツツ」とあるより考へつきたることなるべしといへども、從ふべからず。古のまゝによむべし。又大日本地名辭書には多村の字にある矢部ならんといひたれど、こゝには地勢上特に坂と名づくべき地ありとも見えぬ。この三代實錄にある夜部村といふは、如何なる處かといふに、その地名今存するか否か、を知らず。三代實錄を案ずるに元慶四年十月廿日の條に「大和國十市郡百濟川邊田一町七段百

六十歩、高市郡夜部村田十町七段二百五十歩返入大安寺。先是彼寺三綱申牒、昔日聖德太子創建平群郡熊凝道場、飛鳥岡本天皇遷建十市郡百濟川邊、施入封三百戸、號曰百濟大寺、子部大神在寺側、舍怨屢燒堂塔、天武天皇遷立高市郡夜部村、號曰高市大官寺、施入封七百戸、和銅元年遷都平城、聖武天皇降詔、預律師道慈、令遷平城、號大安寺云々とあり。されば、大安寺の大官大寺といふ名にてありし時存在せし地なり。その大官大寺の趾といふは、その寺平城京に遷されて後伽藍の造營なく、古寺と字して大安寺の所領として傳はりしものなることは、大安寺流記資財帳にても明かなり。今大官大寺の趾と傳ふる所は高市郡飛鳥村字小山の東にありて、今尙講堂金堂、阿彌陀堂、ダフノキ、大安寺、大門等の字を存せりといふ。その礎石明治時代まで存せしが、極原神宮造營の際持ち去られきといふ。その地一面の芝生となり古瓦の散布するを見るといふ。されば、小山の邊が古の夜部村の地なりしならむ。この地にて坂といはるべき地はその小山の西より北に亘りて丘陵の上か、若くは小山の南にある丘陵の上かなるべし。さてこの坂は恐らくは日本後紀卷十三、大同元年三月桓武天皇崩御の條の記事に、天皇龍潛の時行はれたる童謡なりとてあげたる、於保美野、邇多太仁武賀、倍流野、倍能佐賀伊太久那布美蘇都和仁波阿利登毛といふ歌謡のうちの野倍能佐賀と同じ地なるべし。この童謡を釋する人、ヤベは、山部にして桓武天皇の御諱をさせりとし、山部は天皇の御諱なれば後に憚りて脱したるなるべしといひ、靈異記にこの歌をのせたるには、山陪之坂とかけり。されど、これは靈異記の傳ふる所によれば、阿部天皇元明の御世の童謡にして、舉國歌咏せしなり。天武の御血統の隆盛

時代たるこの時に於いて、天智天皇の御末なる桓武天皇御即位の事など誰人も豫想すべきものにあらず。況んや、桓武天皇の御降誕は聖武天皇の天平九年にしてその頃には御降誕もなきものなるをや。されば、これは御即位の後何人か古の童謡を思ひ出して附會せるものなるべし。かくて靈異記の山陪とかけるはかへりてその附會の跡の歴然たるを示せるものといふべし。さてこの歌は靈異記の如く元明天皇の御世の詠なりとせば、藤原宮のありし頃の詠とすべし。即ち、ヤベノ坂より藤原の大宮が直ちに見ゆる由なるを詠せるものとすべし。地勢を按ずるに、この小山の西北の丘陵より西北方に向へば、目を遮るものなく直ちに藤原宮を望みうべき筈なればなり。而して、藤原宮及び大官大寺は、平城遷都の翌、和銅四年に燒亡せし由扶桑略記に見えたり。さてこの坂かの童謡の、ヤベノサカと同じとせば、こゝも、ヤベノサカとよむべきかといふに必ずしも然らず。かれは歌の調の爲にヤベノサカとよみたるにてもあるべければなり。さればなほ、ヤベサカとよみてよかるべし。この歌は、ヤベサカをよめるか、若くは、ヤベサカにてよめるかと考ふるに、そのサカをよめるものと聞えねば、其の坂に於いてよめるものと思はる。然らば何の緣由ありてよめるか、それもこの詞書には全く見るところなし。なほ歌の下にていふことあるべし。

(二六九)

人不見者、我袖用手、將隱乎、所燒乍可將有、不服而來。

○人不見者 古寫本多くは「ヒトミスハ」とよみたるを仙覺が「シノヒニハ」とよみてより諸本専ら

これによれり。考はこの訓をかなはずとして、シヌビナバとよみたるが、古義、檜婦手、これに従へり。考は又一説に、人爾有者の誤かと云りとも注せり。又槻落葉には、ヒトミズバとよみ、略解、攷證等これに従へり。さて仙覺がこれをかく訓せるは如何なる理由によるか。仙覺は傍訓ありといひたれど、その例を示さず。契沖は仙覺の訓に従へるが、その説に曰はく、發句の讀やうは義訓なり。第十二にもありといへり。契沖はその例をあげねど、蓋し卷十二の「人所見表結人不见裏紐開戀日太三二八五一」の「人不见」を舊訓に「シノヒニハ」とよみたるをさせるならむ。されど、これは諸家の大體一致する如く、ヒトミレバウヘナムスビテヒトミネバシタヒモヒラ(トキ)キ、コフルヒゾオホキとよむべきものにして、これを以て「シノヒニハ」とよむべき證とするには足らず。又「人不见」を「シノヒ」とよまむも無理なり。新考には考の一説によりたれど、これは證もなきことなり。この句はその文字のままにては「ヒトミネバ」とよまるべきなれど、しかする時は、次の「將隠乎」といへるに打ち合はねば、「ヒトミズバ」とよまむより外に途なし。

○我袖用手將隠乎「ワガソデモチカクサムヲ」とよむ。意は明かなり。袖をもちて物を覆ひかくすことは古も今もあることにして特に語の例をあぐるに及はざるべし。下の「ヲ」は「モノ」の意なり。さて、その袖もてかくさむとするものは何ぞといふに、この歌の詞の上にてはあらはれてあらず。されど契沖又由豆流などは胸の火をつつむ由に説きなせり。恐らくはさる事ならむ。然るに、考に屋部坂を赤裸山なりとしてそれを袖にておほひかくさむ意のやうに説きしより略解、古義などさる由に説きなせり。されど、然るときは下の「所燒」を如何に説

くべきか。又この説を主張せむには末句の「來來」をそのままにさしおきては條理立たぬ故に、「坐來」の誤なりといふべきに至れるなり。さる無理をせざらむとせば、胸のおもひの火をつまむとする由にとる外あるまじ。

○所燒乍可將有 舊訓「ヤケツツカアラム」とよみたるが、童蒙抄に「コガレツ、カアラン」とよみ、槻落葉に「モエツツカアラム」とよみたり。「所燒」は文字のままにては「ヤカレ」なれば、その古語「ヤカエ」をつづめて「ヤケ」とよむこと、「消エ」を「ケ」といふと同じ理なれば、舊訓道理なきにあらず。次に「所燒」を「コガレ」とよむは道理不十分なれば従ひがたし。「所燒」を「モユ」とよむことをうることは、卷一の五の歌「念曾所燒」の下にていへるが、又「ヤケツツ」ともよみうることに上の如し。さらばここを「ヤケツツ」とよむべきか、「モエツツ」とよむべきかは、歌の意味と傍例とによりて決せざるべからず。ここ「所燒」の主になるものが、前に説ける如く、胸のおもひなりとせば、そのおもひを當時「ヤク」といひしか、「モユ」といひしかを考ふるを要す。卷十二「三〇三四」に「吾妹兒爾戀爲便名鷹胸乎熱且戸開者所見霧可聞」又卷十三「三二七一」に「我情燒毛吾有」などあるは「ヤク」といふ例なれど、これらは胸又は情をやくといへるなれば、これを袖もてかくすとならば、胸又は情をかくすといふことになるべきなり。又「モユル」の例を見るに、卷五「八九七」の歌に見「乍阿禮婆心波母延農卷十七三九六二」に「孤布流爾思情波母要奴」又「四〇一一」の歌に「心爾波火佐倍毛要都追」などありて「火」にかけていへるなり。然るときはかくすは主として視覺上の語にして見えぬやうにすることなれば、「火」にかけて「もゆ」といへるかたをよしとすべし。「ヤク」は熱の方を主とし

モユは光の方を主とする語なればなり。

○不服而來來 舊訓「キズテキニケリ」とよみたり。童蒙抄は「キテキザリケリ」又「キモセザリケリ」とよみたるが、考は「坐來」の誤として「テリケリ」とよみ、略解これに従ひ、楓落葉には「魚彦が本に座の誤かといへり。來と座とを誤れる事集中に例あり」といひて「キズテマシケリ」とよみたるより古義、これに従へり。又守部は「有來」と改めて「アリケリ」とよめり。されど、古來の本一も、誤字なく魚彦の本なるも誰人かの案たるべく思はれて従ひ難し。文字のままにては「キニケリ」とよまむ外なし。さて「キズテ」は打消の「ズ」より「テ」につづくものなるが、この頃にこの用例多し。一二をあげむ。卷五八七九に「阿良多摩能吉倍由久等志乃可伎利斯良受提」八八一に「麻乎志多麻波彌美加度佐良受旦」などなり。「來來」を「キニケリ」とよむことは「來」を字義によりて用ゐる「來」を複語尾「ケリ」にあてたるものなるが「來」を「ケリ」にあてたる例は卷二二一六の「外向來」卷四七五三に「戀益來」など多くして、一々あぐるに堪へず。かゝる場合に複語尾「ニ」の如きを別に書き加へぬ例も亦頗る多し。「キズテキニケリ」は「衣服をきずして來てしまつた」といふやうなる意義なるが、文字のままならば裸にて來たりといふ事となるべきが、實はさる意にはあらずして、その袖もてかくすに足るべき程の衣服をきずして來たりといふことならむ。

○一首の意 この歌契沖は「意得がたき歌なり」といひつつも釋して曰はく「推量するに屋部坂歌とあれども、旅に出とて屋部坂にてよめるなるべし。此坂を越て彼方に下らば故郷さへ見えじと思て願る時さらぬだに墓なき女の心に此所を限とながめやれば、思ひに戀に胸もやくる

ばかり戀ければ、さすがにそれも人目を恥らひて、衣だにあまたもてこましかば、厚く取著て、胸の火をもつゝみ、隠て行へきに衣もあまたは着てこねば、焼ともやけながら得隠さてや行むと別のやるかたなさをよめるにや」といへり。これはそのよみ方の上よりしての異議は唱へうべきなれど、大體に於いて當を得たりといふべきなり。然るに、考に上の如くよみて「こは草木なくて赤はだか山なるを見て、衣はやかかれてかあらん、著ずしてをりけり。そをしのびかくさんとおもはば、我袖をだにおほひなんものを、はちかくさまともなきと戲よみしならん」と釋せしより後大かたの學者の考、この説の如きものに傾けるさまなり。攷證はそれらを否なりとして曰はく「一首の意は心に物をふかく思ひて、やる方なきを思ひに、もゆといふより、火も見え、けぶりも立るものゝ如く、いひなして、見る人のなかりせば、わが袖を以てもゆる思ひのけぶりをかくしてんものを。今は、人もしりたれば、もゆるままにてかあらん。しかもその袖もてかくすべき服をさへ多くきずしてきにければ、いかにともせんかたなしと也。この歌はさるべきよしありて、ものへゆくとて屋部坂を越しに故郷に思ふ事ありてそれを思ふ思ひにむねもこがるるなり」といへり。この説も亦完全にいひ果せたりや斷言は出來ぬ事なれど、略かくの如きことなるべし。

高市連黑人羈旅歌八首

○高市連黑人 この人の名は卷一「三二」の「高市古人感傷近江舊堵歌」の下に注して既に出で、その

人の父祖明からぬことを既にいへり。又同じ卷五八に大寶二年太上天皇幸于參河國時の歌ありて名を掲げたり。又同卷に太上天皇幸于吉野宮時高市連黑人作歌一首あり。又この八首の外に本卷に歌四首あり。又卷九に一首、卷十七に一首あり。いづれも旅の歌とおぼしきもののみなり。この人の事明かならぬこと既に述べたる所なれど、これらの歌を通じて、その生活又性格の一端にふれうべき心地す。

客爲而物戀敷爾山下赤乃曾保船奥榜所見

(二七〇)

○客爲而 舊訓「タビニシテ」とよみたるを槻落葉に「タヒニキテ」とよみて、その別記には「シテ」「キテ」のいづれとも定めかねたる由に委しく論ぜり。按ずるに「爲」は吳音「キ」にして、本集にも「キ」と必ずよむべく用ゐたる例少からぬことは槻落葉にあげたるにて著しきが、又その訓の「シ」をとりて假名に用ゐる、必ず「シ」とよむべく用ゐたるもの例も亦多ければ、この點よりは「シ」とも定めがたきなり。されば、この字のよみ方以外にこれを決定すべき點ありやといふに、久老は「キテ」は「アリテ」と同義なれば、「キテ」とよむべしといへり。この論も亦不可ならず。今先づ「タビニアリテ」といへる例を見るに卷十二「三一三六」に「客在而戀者辛苦」又「三一五八」に「客爾有而物乎會念」といふ例あり。されど「タビニキテ」と必ずよむべき假名書その他の例は一も見ざるなり。而して「タビニシテ」と必ずよむべきものは如何といふに、卷一「六七」の「旅爾之而」七五の「旅爾師手」卷十五「三七八一」の「多婢爾之且」又「三七八三」の「多婢爾之且」の如く多きなり。されば「タビニシテ」

といふ語は當時専ら行はれて「タビニキテ」といふ語は用ゐられざりしものと判ずべし。然らば「タビニアリテ」と「タビニシテ」との関係如何といふに「シテ」は一般に「アリテ」の代用をなすこと既に屢いひたる所なれば「タビニアリテ」といふ意にして音調のために「タビニシテ」といへるものなるべし。客を「タビ」とよむことは、卷一「五」の下にいへる如く、玉篇に注して「賓也客旅」とあるによりて「タビヒト」と「タビ」との二の義あるを知るなり。これによりて古來の訓をよしとすべし。

○物戀敷爾 舊訓「モノコヒシキニ」とよめるを古義に「モノコホシキ」とよみてその理由は明かに示さず。蓋しこれは「コヒシ」といふは古語にあらずとして改めしならむ。今この語の假名書の例を見るに、日本紀卷二十六の歌には「姑哀之枳」とあり、又本集卷五には「古保之枳」八三四「故保之斯苦阿利家武」八七五とあれば「コホシク」とよまむに悪しからずといふべし。然るに、本集には卷十五に「胡悲之伎」三六四一とあるをはじめとして「コヒシ」とよむべき假名書の例二十に近く存し、なほ又卷十四の東歌に「故布思可流奈母」三四七六卷二十の防人の歌に「古布志氣毛波母」(四四一九)とあるなどに照すに「コホシ」「コヒシ」「コフシ」はもと一語の音轉にして、そのうち「コフシ」は訛れるもの、「コホシ」は古語にして本集卷五の頃までは「コホシ」にして「コヒシ」なく、卷十五以下は専ら「コヒシ」と變ぜしものと見ゆ。さればこの卷にてはなほ「コホシ」の方によらむをよしとすべし。

○山下 舊訓「ヤマトノ」とよめり。玉の小琴は「ヤマシタノ」とよみてより諸家多くこれに従へ

り。「ヤマト」よむ事は仙覺の抄に「山もとはところの名也、筑後の國にあるにや。但是はあけといはんための諷詞に山下のとをけるにや。夜のあるには山のはよりしらみはしめてあけわたるによそへて山下のあけのそほふねとよそへよめる也」といへるにて先は地名と見、又枕詞とも見たるなり。契沖は「今按、下の七首のつゝきを見るに、東海道の内尾張より次第に都の方へ歸る歌なれば、尾張守の屬官などにて任はて、上る時よめる歟。此歌も筑後の山本郡にはあるべからず。只常の山本なるべし」といひ、童蒙抄には「地名なり。近江國より東方の地名なるべし。所は不分明也」といひたり。本居の説は「こは赤の枕詞也。さる故は古事記に、春山乃霞をとこ、秋山のしたひ壯子と見え十卷^{五十}に秋山の舌日が下とも有て、冠辭考にしたひは紅葉の由いはれしが如し。然ば、山下ひ赤と續く意也。猶又十五卷^{廿七}にあし引の山下ひかるもみぢばのとよめるも同じ。又十八卷^{卅一}にたちばなのしたてる庭に、六卷^{四十一}に巖には山下ひかり、錦成花咲を、り是等も下は借字にて赤きこと也。此二首を見れば、只紅葉のみに限らず、赤く照ること也。爰の歌も字の如く、山のもと、として此言船に由なし、奥に榜とさへあれば、山の下にては愈由なし。十九卷^{五十一}にあし引の山した日影是は蘿ひかげなれば赤きことに依ずげに聞えたりといへり。槻落葉、古義等これによれるが、略解は訓は舊によりて、本居説を注にて示せり。按ずるにこの本居の説は、論理徹底せざるなり。先づ本居の示せる例を見るに、

秋山のしたひ壯子 (古事記)

秋山のしたひが下 (卷十)

山下ひかるもみぢば (卷十五)

橋の下てる庭 (卷十八)

山下ひかり (卷六)

の如く、いづれも「山下ひかり」「秋山のしたひ下てる」とあるものにして、單に「シタ」とのみいひてそれにて赤き意に用ゐたるにはあらず。而してこれらはその下の「ひかる」てる「したひ」といふ語によりてはじめて、花紅葉の色に關係を生じたるにて、「シタ」一語にてかゝる意をなせるものにあらず。又かの卷十九の「足日木乃夜麻之多日影可豆良家流宇倍爾也左良爾梅乎之奴波牟」(四七二八)は「山下」の意なるがこれには更に「赤き」意なし。なほ「山下」といへる語の他の例を見るに、

山下露爾沾來鴨 (卷七、二二四二)

足日木乃山下響鳴鹿之卷八、一六一二

神名火之山下動去水丹卷十、二一六二

惡水木之山下動逝水之卷十一、二七〇四

神山之山下響逝水之(卷十二、三〇一四)

安之比奇能山下響墮多藝知流辟田乃河瀬爾(卷十九、四一五六)

の諸例あるが、二も色などに關係を有せず。されば本居説は根據なきものにして従ふべから

す。されば前にあげしすべての例みな山下の文字のままに山の下といふに止まりて本居の説の如くに説くべからず、こももとより文字のまま、山の下をさせること著し。但し、山下といふ文字を「ヤマモト」とよまむか、「ヤマシタ」とよまむか、その意は一なりとしても、よみ方は二様に考へうべし。按ずるに、古事記上卷に「宇迦能山之山本」といふ語あれば、「ヤマモト」といふ語も古きこと、知られたり。然るに本集には假名にて「ヤマシタ」と書ける例は一ありて、「ヤマモト」とせる假名書の例なし。而して「山下」とかけるものは、此の歌の外に八例あるが、この外はいづれも古來「ヤマシタ」とよみて異論なし。さればこもそれらに倣ひて「ヤマシタ」とよむべし。而して意は上に説ける如くなれば、こは作者黒人がある山を通れる時、その山の下に海ありて、その渚より奥に向ひて船を傍ぎ出せるを見てよめるものと解すべきなり。

○赤乃曾保松 「アケノソホフネ」とよみて異議なし。「赤をアケ」といふは古語に「赤色をアケ」といへるによる。類聚名義抄を見るに、「緋」「緋」「茜」等の訓にいづれも「アケ」とあり。靈異記中卷の第廿五語の訓注に「緋アケ」とあり。「アケノソホフネ」といふ語はなほ卷十三「三三〇〇」に「忍照難波乃琦爾引登赤曾朋舟曾朋舟爾綱取繫引豆良比」とあり。なほただ「ソホフネ」とのみいへる例あり。卷十二〇八九に「具穂船乃」とある、具は略解に「其の誤なるべし」といへり。それによらば、これも「ソホフネ」とよむべきなり。「ソホ」とは、卷十四「三五六〇」に「麻可彌布久爾布能麻曾保乃伊呂爾低氏云々」とある、「マソホ」の「ソホ」にして「ソホ」とは赭土なり。その「ソホ」のよきをば「マソホ」といへるならむ。卷十六「三八四一」に「佛造眞朱不足者」又「三八四三」に「何所曾眞朱穿岳疊薦平羣乃

阿曾我鼻上乎穿禮」とある、眞朱も「マソホ」にして後の歌は平羣朝臣の鼻の赤きを嗤ひしなり。ここに眞朱とかけども、眞正の朱にはあらずして、酸化鐵などの赭土なるべし。これにて船を塗れるを「ソホフネ」といひ、その色赤きが故に「アケノソホフネ」といひしならむ。その色は卷八「一五二〇」に「佐丹塗之小船毛賀茂卷十六「三八六八」に「奥去哉赤羅小船爾云々」卷九「一七八〇」に「狹丹塗之小船備」などあるにて知るべし。さてかく赤色に塗れる船につきては、楓落葉別記に説あり。曰はく「營繕令に、凡官私船毎年異顯色目、勝受斛斗、破除見在任不、附朝集使申省。義解云、謂、楫棹之類是爲色也。船艇之類是爲目也云々」とあるを、集解に或人古記を引て、公船者以朱漆之といへり。是は義解の説にもとりて却て色目の解を誤れるものなるべけれど、官私の船彩色によりて分別ある事、且官船は朱漆なる事この古記にて知られたり。則卷十六に「奥去哉赤羅小船爾裏遺者若人見而解披見鴨」とある、赤羅小船は公船なるよしはその左注に見えたり。又同卷に「奥國領君之染屋形黄染乃屋形神乃門渡」とあるは、配流の人などは黄染乃船に乗るにや。この可怕物歌と題せるは、隱岐の國にはふりやらるゝ人の黄染の船に乗て、かしこき神の海門を渡り行をおそろしむ意によめるなるべし。是等の歌にて船に彩色の品ありて、公私の分別ある事いよく「明らか也」といへり。かくて後諸家またこれに従ひ何等の考をめぐらさざるなり。然るに、令集解を見るに、「公船者以朱漆之」といふべき文はもとより、似たる文をも見ず。然れば、これは令集解の文にはあらずして何人かの私案に止まるものといふべし。これを以て官船が朱漆にてぬりしものなりいふは全然根據なきことなり。加之かの黄染屋形を

船の屋形としても、それは屋形にして船體を黄に染めたりといふ證にはあらず。かくの如きことを證として赤色黄色の色によりて公私をわけたりといふが如きは全然臆説たるに止まり、何等の従ふべき理由なし。されば、それらの理由はここに用ゐるべきにあらず。されど、この歌又上に引ける多くの歌によりて船體を赤土にて塗りたることは考ふべく、又その入念のものには赤土ならずして朱にて塗れるも或は在りしならむ。さてしか船體を赤土にて塗るは何の爲かといふに、これは古今東西いづこにも行はるることなり。抑も木造の船は水中にありてはその材朽ち易きが故に、これをすくはむが爲に赤土を塗ることは現今のわが漁船みな然るなり。櫻谷政鶴著の初等水産學に曰はく、

漁船ヲ保存スルニハ本邦ニテハ其底ニ赤土ヲ塗りテ之ヲ燒キ、西洋ニテハ全然、ペンキ又ハ「こるた」ヲ塗ル。而シテ本邦漁船ハ鐵釘ヲ用ユルカ故ニ其釘頭ニ「せめん」と「塗りテ水ノ爲メニ腐蝕セサラシムルコト頗ル必要ナリ

といへり。又森林太郎小池正直兩氏著の衛生新篇に曰はく

船中ノ木材ハ濕潤シテ朽チ易シ。此弊ヲ拯フニハ裏面ニCementヲ塗ルヘシ

とあり。これは西洋の説を主としていへるものなれど、その木材の腐朽を防ぐ手段は東西換を一にすといふべし。然るに、わが古代には「セメント」も「コルター」も知られざりしかば、赤土を用ゐる船の木材に塗りしなるべく、その赤土を塗ることは本來裝飾にはあらずして船材保護の唯一の方法なりしならむ。かくて、その吃水の部分は或は後世の如く、赤土の塗りたる上を

焼きて黒色にしたるなるべきが、その他の部分は赤土にて塗りしままなりしもの多かりしならむ。かくの如きものをば「アケノソホフネ」といはむはまことによくかなへりといふべし。

かくてその入念のものには或は朱塗にて塗りしものもありしならむが、如何に官船なりとはいへ、實用品に朱塗のものありしとは考へられず。この歌の「赤の曾保」はただの美言にはあらずして、事實をそのままに告げたる語なりと考へらる。しかも、かく赤く曾保をぬるは永く保たむ爲めのものなれば、これは當時に於いて大なる船なりしならむ。

○奥榜所見 舊訓「オキニコグミュ」とよみたるを攷證は「本集六」に「小船爾而奥部榜所見云々」とあれば、こもおきべこぐ見ゆとよむべしといへり。然れど、「奥」一字を「オキベ」とよむことは無理にして集中に例なし。「奥」の如き場所をあらはせる語とその場所に關する動詞をあらはせる語とをかける文字の間にあるべき、「ニ」といふ助詞を略してかかぬ例は卷一の「山際伊隱萬代」(二七)「東野炎立所見而」(四八)以下に多し。されば舊訓をよしとす。「榜」は「こぐ」にして「所見」を「ミュ」とよむことは卷一「四四」「四八」「七八」以下多し。ここの意は奥にその船のこぎ行くが見ゆるをいへるなり。

○一首の意 旅といふものは何につけても故郷の事の思ひ出でられて戀しく思はるるものなるに、今この山を通るとて見れば、この見下す下の海(又は川)に赤色のそほ船の沖にこぎ行くが見ゆとなり。この船をば見ゆとのみいひて多くをいはねど、その下にはかの船に乗れるは都にかへる人にやあらむと、それにつけても故郷の戀しく思ひ出でらるるを下にいへるなり。

(二七一)

櫻田部鶴鳴渡年魚市方鹽干二家良進鶴鳴渡

○櫻田部 「サクラダヘ」とよむ。「サクラタ」は契沖曰はく「紀國と云説あれど、年魚方尾張なればつれて尾張なるべし」といひ、考に「尾張國年魚市郡作良の郷の田なり。何ぞなれば、卷八に年魚市方鹽干にけらし、知多乃浦爾卷七、一一六三」とよみ、和名抄に同國愛市郡に厚田、作良、成海の郷あり。且其年魚市と知多はつゞきたる海邊なれば此さくら田の所も明らけし。さいばらに「さくら人その船ちゞめ島つ田を干町つくれるみてかへりこん」とあるも地のさまなど同じ所なる事しるしといへり。かくて以後大方これらの説によれり。この説如何にも然らむと思はる。即ちこれは尾張國愛智郡作良の郷の田をさせりと見ゆ。そのさくら郷は今の何處か十分に明かならねど、今の熱田と鳴海町との間の笠寺の東に櫻といふ字の残りてあれば、大體今の笠寺の邊なるべしといふ説あり。恐らくは然らむ。「部」は方向をさす格助詞へに借り用ゐたるにて「べ」とよむべからず。今の語にていへば、作良といふ土地の田の方へといふことにして、鶴がその田の方へ鳴きつづつりゆくをいへるなり。

○鶴鳴渡 「タヅナキワタル」とよむ。「タヅ」の事は卷一、七二に「多津鳴倍思哉」といふ語の下にいへる如く、和名抄に鶴に多豆の訓ありて、その鶴は「鶴別名也」とあり。蓋し鶴類一群の總名たりしものならむ。従ひて鶴も「たづ」とよみてよき事なるべしと思ふ。しかも「鶴」は普通に「ツル」とよめば、ここも「ツル」とよみては如何といふ問題なほ存する筈なり。これによりて本集中の例を

みるに、「鶴」といふ文字を用ゐたるは二様によまるべければ、これはさしおき、假名書の例を見るに、「ツル」と假名書にせるものは一も發見せずして、すべて「多津」卷一、既説「多頭」卷三、三二四等「多豆」卷七、一一六〇「多都」卷五、三六二六とかきたれば、ここも「たづ」とよむをよしとすべし。されど、當時「鶴」を「ツル」とよまざるにあらず。それは卷二、一七八に「流淚止曾金鶴」卷四、五八一に「夢爾所見鶴」など、「鶴」を「ツル」の假名に借用したること少からぬによりて考へらるる所なり。されど、又「鶴寸」卷一、五とかける例もあれば、ここにも「タヅ」とよむことを證せりといふべし。結局本集にては鶴の字は「タヅ」とよむを本體とすべきものの如し。その鶴が下にいへる年魚市潟より作良の郷の田の方へ鳴きつゞ移りゆくなり。以上一段落なり。

○年魚市方 「アユチカタ」とよむ。「年魚」は「アユ」なり。和名鈔に「本草云鱖魚上音夷蘇敬注云一名鮎魚云叙兼反阿由漢語鈔 崔禹食經云貌似鱒而小有白皮無鱗春生夏長秋衰冬死故名年魚也」とあるにて年魚即ち「アユ」なることを見るべし。本集卷六、九六〇卷十二、三三三〇等に「年魚」の字を「アユ」にあて用ゐたり。その「アユ」を假名に用ゐたるなり。「市」は「イチ」の上略にて、「チ」の假名に用ゐたり。その例は卷十、一九七三に「相市花波」とかきて「アチチノハナハ」とよませたるを見るべし。かくて「年魚市」三字を「アユチ」といふ地名に充て用ゐしなり。この地は尾張國愛知郡の地にしてこの地名は和名鈔に「阿伊智」と書きたれど、それは後世の訛にして、古くは「アユチ」なりしなり。日本紀卷一、一書に草薙劍の事を記して「此今在尾張國吾湯市村即熱田祝部所掌之神也」と見え、卷七にはこの劍の事を記して「初日本武尊所佩草薙橫刀是今在尾張國年魚市郡熱田社」

也」と見ゆ。又卷十三「三二六〇」に「小治田之年魚道之水乎」とあるもここなり。「方」は「カタ」といふ語にあてたるまでにして干潟の義なり。上に引ける卷七一「一六三」に「年魚市方鹽干家良思知多乃浦爾朝榜舟毛奥爾依所見」とあるも同じ所をよめるなり。ここは今熱田神宮の西南の地にある熱田新田と呼ぶ地の邊、古海中なりし、その邊の地ならむといふ。

○鹽干二家良進 「シホヒニケラシ」とよむ「鹽」は「潮」なり。「干」は義を以てかき、「二」以下の四字は字音を借りて假名にせり。そのうち「進」は「シ」の頭音をとりて、「シ」の假名に用ゐたり。「鹽」の乾てしまひたるらしと推量せるなるが、「ラシ」は、その現に見知るものよりして未だ見知らざる事を推量するに用ゐるものなれば、ここは櫻の田の方へ鶴のなき渡るを見て、年魚市方の鹽の干にけむと推量するなり。以上二段落なり。

○鶴鳴渡 上の第一段の末句をここにくりかへしたるなり。

○一首の意 見れば作良の田の方へ鶴の鳴きつつ移るなり。かくあるは蓋し、鶴の今まで居たるあゆち潟は鹽干になりて、魚を求食るに便なくなりしが爲ならむとなり。蓋しこれは作者が作良の地より以外にありて、そこよりながめてよみしならむ。この歌三段落として、第二段落の末に第一段落の語をくりかへしたるは、調のうへよりはもとより、その意よりいへば、かくて第一段をここに思想的にくり入るるによりて意渾然として一となる效あり。この歌、意かくれたる所なくして、一たび誦すればその風景見る如く、しかも、感興深きものあり。これ即ち風調の高く、その姿の佳なるが爲なり。

四極山、打越見者、笠縫之島、榜隱棚、無小舟。

○四極山 「シハツヤマ」とよむ。「極」は「ハツ」といふ動詞にあてたるなり。この地名につきて契沖は「四極山を八雲には豊前と載せたまひ、近比の類字名所抄には豊後大分伊多郡に載す。(中略)今按、此歌前後を引合て案ずるに東海道の内參河尾張より此方をよめる中に、此歌のみ西海道をよむこと不審なり。和名集云、參河國幡豆郡磯泊之波止是今の四極と同じ敷。然らば、笠縫島も知べし。孝徳紀に河邊、巨磯泊と云人あり。又住吉にも磯齒津あり。第六卷に見ゆべし」といひ、萬葉考には「四極山は卷十五(卷六、九九九)に難波へ幸の時、從千沼田(回)の誤、雨曾零來、四八津之泉郎網手綱乾有沾將堪香聞とよめり。千沼は和泉國也(紀にも集にも多出)四極は攝津國なり。紀(雄略)吳機織等之住吉津着在、ときに此月爲吳客、道通磯齒津路名吳坂とあれば、此國の西成郡に在山なる事知るし」といひ、それにつきて玉勝間卷六に「さてしはつ山笠ぬひのしまは或人のいはくとも津國也、しはつ山は今、世住吉より東の方喜連といふところへゆく道の間に岡山のひき、坂あり。是也。雄略紀に、十四年正月、吳國人の參れるところに、云々泊於住吉津、是月爲吳客、道通磯齒津路名吳坂とあり。今いふ喜連は久禮を訛れる也。此ところ住吉郡の東のはて、河内の堺にて古へは河内國澁河郡につきて伎人郷といひし所なり。今も此道西は住吉の東の門より、東は河内の柏原までとほりて、古へに吳國人のとほりし道也とかたり傳へたり。難波の古の圖を見るに、住吉社の南の方に、細江とて沼江ありて、そこにしはつと記

したり。萬葉六の卷に從千沼廻雨會零來四八津之泉郎網手綱乾有沾將堪香間。右一首遊覽住吉濱還宮之時道上守部王應詔作歌とあるにかなへりといへり。又檜嶋手には或人云和名抄參河國幡豆郡に磯泊止とある地の山なり。小山なれども其山越えて見れば南東の海上に今さく島かたはら島など云ふ小島あり。是昔のかさぬひ島也。景色すぐれて宜しと云へり。思ふに攝津にも四八津ありて六卷に歌あれど其地には山もなく今こゝの次を考ふるに參河尾張美濃近江山城を経て都へ歸られける歌なれば攝津國などにては地理かなはず、參河にさる地あらばそれなるべしといへり。かくて學者或は參河とし(槻落葉攷證等)或は攝津として(略解古義等)一定せず。今按ずるに參河なる磯伯は之波止とあれは伯は泊の誤にして「止は」ツの訛なるべければこの點に於いて多少の根據なしとすべからず。然れどその邊のさく島かたはら島が古のかさぬひ島なりといふは何の根據もなきことと思はるれば遽かに從ひがたし。攝津の方はシハツは明かに日本紀と本集とにその地あれば地名としては根據有力なり。ただ山といふべき程の高地はなしと思へども丘陵なきにあらねば山といはむに妨なし。笠縫島といふは攝津にありといふ明證なけれど笠縫氏の攝津にありしことは確かなれば全く根據なしといふべからず。次には地理の順序よりしてここを三河なりといへる説は如何といふに守部は參河尾張美濃近江山城を経て都へ歸られける歌なればといひたれどこの事は必然的に然りとは思はれずこの八首の順序はさる道路の順に列ねたりとは思はれず。第一の歌は地名なければさておき第二の歌は尾張の國にての歌次にこの歌を參河とせ

ば尾張より三河へと東に向へるなるがそれより第四第五第六は近江の琵琶湖及びその附近の歌第七は再び三河にして第八は山城なればいづれにしても順路のよき様に配列したりとは考ふべき餘地なし。さればこれを根據として參河なりとはいふを得ざること明かなり。さればこのシハツは笠縫の島といふもの所在と連關してはじめて安定すべきものなるべし。この故になほ下の句に至りていふべし。

○打越見者「ウチコエミレバ」とよむ。シハツ山の峠を打ち越えてその坂路より彼方を見わたせばなり。さればこれは次の笠縫島がそこより一望に見ゆる地勢にてよみしものならむ。若しこれを攝津にてよみしものとせば雄略紀に此月爲吳客道通磯齒津路名吳坂とあるその吳坂にてよみしものといふべくそこは新採百首解に此しはつ坂路を越て海をよむべくば笠縫てふ島もその海にあるならんといへる如き地勢なりしなるべく笠縫島もそれによりて略察するをうべし。

○笠縫之島榜隱「カサヌヒノシマコギカクル」とよむ。「カサヌヒ」といふ地名は大和にも攝津にもその他美濃などにも見ゆ。こは元來菅を縫ひて菅笠をつくるよりの名なるがその笠縫を職とする者の住むを以て地名となりしならむ。さて「カサヌヒノシマ」は上にもいへる如くなるが玉勝間には重ねて曰はくさて笠縫島は今東生郡の深江村といふところ是なるべし。此所菅田多く有て其菅他所より勝れたり。里人むかしより笠をぬふことを業として名高く童謡にもうたへり。今も里長幸田喜右衛門といふ者の家より御即位のをりは内裏へ菅を獻る。

又讚岐の殿へも圓座の料の菅をまるらすとぞ。延喜内匠寮式に伊勢齋王野宮裝束の中に御輿中子菅蓋一具菅并骨料材從攝津國笠縫氏參來作とあり。笠縫氏は此所の人にぞありけむ。さて此深江村は大阪城より東にあたりて河内の堺に近し。此地いにしへは島たりしよし、里人いひ傳へたりといへり。これも明かに笠縫島なりといふ事の證にはならねど、大體はさる事ならむと思はる。この故に今は一先づこの説によることとしたり。しかすれば、その吳坂といひし邊は明かならねど、大體住吉の附近の丘陵なりとせば、その深江は東北にあたり、その前面一帯の低地が次第に低くて、はては昔の入江たりしものとせば、見渡しにこの深江の高地は一小島として見えしならむ。こぎゆく舟のこの島かけにかくれて見えたりたるをば、シマコギカクルとはよみしならむ。

○棚無小舟 「タナナシヲブネ」なり。この舟の事は卷一「五八」にいへり。

○一首の意 明かなり。即ち四極山の峠を打ち越えて、その坂路より見れば、見渡の笠縫の島の邊をこぎゆく棚無小舟のありたるが、それがいつしか、榜ぎ進みつつ笠縫の島のかげにかくれて見えたり行けりとなり。

(二七三)

磯前榜手回行者近江海八十之湊爾鵠佐波二鳴未詳

○磯前 舊訓「イソサキヲ」とよみたるを考に「イソノサキ」とよめり。この二のよみ方いづれも不可にあらず。されど、聲調の上より考の説に従ふ。「イソノサキ」といへる例は、古事記上卷の例

に「宇知微流麻能佐岐邪岐加岐微流伊蘇能佐岐淤知受」といふあり。集中には「イソノサキザキ」といへる例あり。卷六一〇二二に「付賜將島之埼前依賜將磯乃埼前云々」又卷十九四二四五に「佐之與良牟磯乃崎々」とある、これなり。いそはいふまでもなく水邊に臨める地にて多少石などある所をさすなるが、その「さき」とは出はりたる所をいふ。山の崎(卷十四三三九四)岡のさき(卷二十四四〇八)島のさきなど上の外に(卷十三三三三三九)など、集中に例おほし。ここは琵琶湖の畔の或る磯の崎をさせりと見ゆ。略解には「近江國坂田郡に磯崎村といふ、今もありて湊也」といへり。されど、ここは特別の地名にはあらざるべし。又延喜式神名帳に「因幡國八上郡に伊蘇乃佐只神社あり。これも同じやうなる地勢によれる名なるべし。而して、之を下の八十の湊に照して考ふれば、一の「さき」に止まらず、多くの「さき」の意なるべし。

○榜手回行者 舊訓「コギタミユケバ」とよめるが、玉葉集にこれを載せたるには「いそざきをこぎてめぐれば、あふみぢや、やその湊にたづさはなく」とよみ、拾穂抄もまた「こぎてめぐれば」を本文とたてたり。又古く袖中抄には「こぎまひゆけば」とよめり。契沖も「回」の字は「たむ」とよみ、れど、上に手あれば、玉葉集の訓然るべきかといへり。かく多様の訓あるは、手回の二字を如何によむかといふことに基づくものなり。まづ「手」を「タ」とよむことは説明するまでもなきが、「回」を「ミ」にあてたる事は卷一四五に「島回をシマミ」とよむことにつきて述べたる如くなるが、その如く「回」を「ミ」とよむとせば、「タミ」の二音に「手回」の二字をあてしものと考へらる。或は又「回」一字にて「タミ」とよまるものなるが、なほ念の爲にその頭音の「タ」を加へ示さむ爲に「タ回」とかける

ことたとへば「アラソフ」を「荒争」(卷九、一八〇六卷十、一一〇二、一一一六)「荒競」(卷九、一八〇四)の如きかきざまにてもあらむ。いづれにして「タミ」とよまは無理ならず。さて「こぎたみゆく」といふ語の例は卷一「五八」に「榜多味行之棚無小舟あり。又「こぎたむ」といへる例は卷六「九四二」に「許伎多武流浦乃盡」といふ假名書の例あり。「タム」といふ語は既にいへる如く、類聚名義抄に、「迂字に「タミタリ」の訓あり、迂廻の二字に「タミメクレル」「タミサカレル」の訓ある如く、曲り入り廻ることをいへるなり。されば、こは磯の崎を舟にのりて榜き廻り行けばといふなり。

○近江海 舊訓「アフミノウミ」とよみ、考には「アフミノミ」とよめり。これらはいづれも不可なるにあらずといへども、「二六六」の「淡海乃海」の下にいへる如く、「アフミノミ」とよむをよしとす。

○八十之湊 爾「ヤソノミナトニ」とよむ。契沖は「八十の湊は唯湊の多かるなり。第七に近江の海みなどはやそちとも、亦十三に近江の海泊やそありともよめり。ひとつの名所とするは非なり」といひ、童蒙抄も略同じ意にとれり。略解には「やそはすべて數多きをいふことにて、此湖湊の多きをいへり。又近江國坂田郡に磯前村といふ今もありて、湊也。彦根に近し。八十の湊は今八坂村といふ所也と云り。いかさまに此歌の八十の湊は一所の名ときこゆるよし宣長いへり」といひ、上田秋成は「楢の杣に近江の海泊八十ありともよめば、八十の湊は一所の名にあらぬやう也。されど此歌にては一浦のけしき也」といひ、守部も略同じ意にて「南北二三十里もある湖中の湊毎に鳴く鶴を一度に聞きあつむべきにあらず、必ず一つの地名也」といひて、略解にいへる八坂村を指示せり。按ずるに「八十の湊」といふ語につきていへば、數多の湊をさせ

るものといふべきなるが、又一方より見れば、宣長、秋成、守部の言へる如く、ある一所をさせるに似たり。かくてかの八坂村をそれにあつる考へも自然生じたりしならむ。然れども八坂村が「八十」といふ地名の訛とは考へられず、又その地が古、八十の湊といひし地なりといふ證もななく、その地は上に略解がいへる磯村よりは遙に隔たれる所なればそれなりとは諾ひがたし。假に八十の湊が一の地名なりとすとも八坂村なりといふ事は賛すべくもあらず。されば、こはなほ古來の如く、多くの湊といふ意義に解する外あるまじ。されど、實景としてはある湊に鶴のなくをきゝたるにて、その八十の湊のすべてになくを一時にきゝしにあらざるべし。即ち八十の湊ありといはるるうちわが眼界に入る二三の地の風景を以て他の全體を想像する心地ありてよみしならむ。

○鶴佐波二鳴 古來「タヅサハニナク」とよめり。童蒙抄には「鶴は、鶴を誤れるかといひ、楓落葉は鶴を誤として古本によるといひて、鶴に改めたり。されど、さる古本今存するを知らねば漫に従ひがたし。神田本には「鶴」とかけり。「鶴」の字は和名鈔に「鶴」に注して「漢語抄云、古布日本紀私記云、久々比大鳥也」とありて、普通「ツル」にあつる字にあらず。さてこれを「タヅ」とよまむは如何といふに、古事記垂、仁天皇の段に「高往鶴之音」とあるを本居は「タカユクタヅガネ」とよみ、さて説明して曰はく「遠飛鳥、宮段、輕、太子の御歌に多豆賀泥能とあり。なほ萬葉にもあり、上代には鶴をも鶴をも鶴をも共に總て多豆と云るなり。久具比意富登理など分れたる名あるはや、後のことなるべし」といひ、なほ注して「鶴と鶴とは別なれども、漢國にても鶴の事を鶴と云る例も

多く、又字音も其鳥も似たるから混れつることもあり。五雜俎と云書には「鶴即是鶴とも云り」といへり。鶴を鶴に通用することは訓義辨證によりて證せられたれば、委しくは往きて見るべきが、その要點をいへば、老子、莊子等に用ゐたる鶴字には釋文に鶴鶴通用の事を注し、又文選の西京賦、北山移文等にも通用せる證あり。又玄應の一切經音義卷二、慧琳の音義卷十四にも可洪の隨函錄卷二十にも同様の例あり。又類聚名義抄には鶴の訓に「コフ、マト、ツル、クヰヒ」の語を注せり。「サハ」は物の多きをいふこと、卷一「三六の國者思毛澤二雖有」の下にいへり。この句と同じきは本卷「三八九」に「日本戀久鶴左波爾鳴」又卷十七「四〇一八」に「都麻欲比可波之多豆佐波爾奈久」あり。

○未詳 この二字ここに注するは板本の訛なりといふ説あれど、古寫本の多くにも存す。但し、それらには小字にせり。よりてこも小字にすべきなり。この字は衍なれば削るべしといふ説あれど、その意十分に明かならぬにみだりに削るは穩かならず。さてこの「未詳」とせる對象は何なるべきかは知るべからず。童蒙抄には「鶴の字義不詳」といふ義歟、又黒人の歌といふ事未決との義歟、若しくは衍文歟。いづれにまれ本集の文にはあらず、後人の加筆也といへり。大體かゝる事なるべきが、或は八十の湊が地名か否か詳ならずといへるかの疑もあり。

○一首の意 近江の海の磯の崎崎をば舟をこぎめぐらしてゆけば、さきに見し彼處の湊にも今見るここの湊にも鶴の多くむれ居て鳴くことよとなり。風景眼前に見ゆる如し。

吾船者、枚乃湖爾、榜將泊、奥部莫避、左夜深去來。

○吾船者 「ツガフネハ」とよむ。意明かなり。

○枚乃湖爾 古來「ヒラノミナトニ」とよめるが、流布本は「枚」字をかけり。然れども、「枚」字は「マキ」にして、「ヒラ」とよむべき文字にあらず。類聚古集、神田本、西本願寺本、大矢本には「枚」とかけり。契沖も亦「枚」の誤かといへり。その説に曰はく、「枚」は「枚」に改べし。枚は簡也と注して數なれば、何にても一つ二つと云をば一枚二枚とこそ云なるを此國には紙板などのひらき物を一枚など云習へり。古より然るにや。日本紀にも此字をひらとよみ、延喜式に河内の平岡をも枚岡とかけりといへり。まことにこの言の如く枚岡の地名は和名鈔に「比良乎加」と注せり。なほいはば、河内の枚方といふ地名にも「枚」をヒラとよみ、類聚名義抄にも「枚」に「ヒラ」の訓あり。次に「湖」を「ミナト」にあつることは本集「三五二」に「葦邊波鶴之哭鳴而湖風寒吹良武津乎能崎羽毛」又卷七「一一六九」に「近江之海湖者八十」なども見ゆるが、その理由は上の「二三三」の「一云潮見」とある下にいへるが如く、この字の本義は説文に「湖大陂也」とありて本は「ミツウミ」にあらずして大なるツミ「みれば、その水を包める堤あるところより「ミナト」の義に用ゐしにてもあらむ。なほ考ふべきこと上にいへるが如し。さてこの「ヒラ」といふ地は琵琶湖の西岸にて卷一「七」の歌の左注にも既にいでたる所なるが、「ヒラ」の湖とある所は何處をさせるか。日本紀第二十六卷齊明天皇五年三月の條に「天皇幸近江之平浦」(平浦此云「比良乎加」)とあるも恐らくは同じ地なるべし。近江輿地志

略には「比良村南比良北比良の二村あり。比良山の東のふもとなり。比良浦比良湊などいふも此地の事也」といへり。この地滋賀郡の北部なれば、げにここなるべし。余も昔この地を經過せしが、この邊一帶に景勝の地たり。さて古は、行幸さへありし地なれば、名高き所なりしことは明かなり。

○榜將泊 舊訓「コギハテム」とよむ。古寫本中には「コキトテム」とよめるもあれど、「泊をハツ」とよむことは「泊瀬をハツセ」とよむにてもしるべく、その「ハツ」といふ語は既にいへる如く(卷二)「二」の「天船之泊流登麻里能」又卷十七「三八九二」の「伊蘇其登爾海夫乃釣船波底爾家利我船波底牟伊蘇乃之良奈久」船の行きて止まるをいふなり。ここに一段落にして、比良の湊にてわが船を止めむといふなり。

○奥部莫避 舊訓「オキヘナヌキソ」とよみたるが、古寫本中神田本は「オキヘナサキソ」とよみたり。契沖は「莫避はなさかりともさかるなともよむべし。さかるなといふことを第五になさかりといへり」といひてより諸家大抵これに従ひて「なさかり」とよめるが、童蒙抄は「なさけそ」とよみたり。「避」字は「ユク」とはよまるべきものにあらねば舊訓は従ひがたし。次に「サキ」とよみたるは「避」を「サク」とよむより按出したるものなるべけれど、「サク」は元來下二段活用なればかゝる際には「サクソ」といふべきものにして「サキソ」とはいはるべからず。されば神田本の訓もとりがたし。童蒙抄の「ナサクソ」は文字の上よりいへば不條理にあらず。されど、舟を沖へさくるといふことは如何なれば、代匠記の訓をよしとす。これは「避」の字の訓に自らへたたる意の「さか

る」といふ語をあてしものならむ。「サカル」といふ語は類聚名義抄には「僻」「遠」「迂」「避」などの訓に用ゐられたればその意を見るべし。卷五「九〇四」に「父母毛表者奈佐我利云々」とあるものその例なり。「オキ」と「サカル」といふ語の關係ある事は古事記上に「奥疎神」といふ神ありて、その注に「訓奥云淤伎といひ疎云奢加留」といへり。すべてこのさかるといふ語は、一定の目標をさかるか若くは、それより他の方へさかるとの二様ある云ひざまをなす語にして、卷五「七九四」の「爾保鳥能布多利那良妣爲加多良比斯許呂曾牟企且伊弊社可利伊麻須などは、家をさかり行くなるが、ここは「奥へさかりゆくなり。さて「莫避」の字は契沖のいへる如く、さかるなともよまれざるにあらねど、なほ「莫」を先にして「なさかり」とよむべし。これは後世專「ナソ」の格といはるるもの古き語遣にして「ナソ」の格にては上に「ナ」あれば、下は必ず「ソ」あるべきものなるが、古くは下の「ソ」を添へずしても用ゐられしなり。その例は上の卷五「九〇四」の例をはじめ、卷十七「三九九七」に「安禮奈之等奈和備和我勢故」あり、又古事記上卷の歌に「阿夜爾那古悲岐許志」といふあり。さてかかる際にはその用言は連用形を用ゐるものなり。これを以てここも「オキヘナサカリ」とよむべし。奥の方へ離れて行くなといふなり。以上第二段とす。

○左夜深去來 「サヨフケニケリ」とよむ。よみ方に異論なし。「深」の「フケ」は夜の「フル」をいへるなるが「夜に深」といふ字を用ゐるは支那より傳來の用法にして「深更」「夜深」などいふ熟字にて知るべし。杜甫の大雲寺贊公房詩に「夜深殿突兀風動金琅璫」又陸彥章月夜詩に「明月偏憐汝幽人獨夜深」など、その例なり。「去」は複語尾の「マ」に借用したるものにして、その例卷一「三四」の「年乃經

去良武以下多し。「來も複語尾ケリ」にあてしものにして上にもいへり。「さ夜のさは深き意なし。卷七、一二二九に「吾舟者明旦石之潮爾榜泊牟、奥方莫放狹夜深去來」といふあり。又卷十二〇一八に「夜深去來」などあり。

○一首の意 この歌三段落なり。第一段はわが舟をば、比良の湊にこぎつけて、そこに今夜は泊らむといふなり。第二段は他の人々の船はこぎ出づることありとも、わが船は奥の方へ榜ぎさかり行くことをすることなかれとなり。第三段は、今夜はもはやふけたれば、この比良の湊に泊らむとなり。蓋し、比良の湊に泊りて、夜も明けば、その氣色を心ゆくばかり賞せむの下心ありてよめるか。

(二七五)

何處吾將宿、高島乃、勝野原爾、此日暮去者。

○何處 舊訓「イヅコニカ」とよめるが、楓落葉は「イヅクニ」とよみ、古義これをよしとせり。又略解は「イヅクニカ」とよみ諸家多くこれによれり。「何處をイヅコ」とよむことは不可ならねど、この頃の語としては假名書なるはすべて「イヅク」なれば「イヅコ」といふは後世の訛ならむ。古事記中、應神の御製「伊豆久能迦邇又伊豆久邇伊多流」又本集にては卷五、八〇二に「伊豆久欲利積多利斯物能會」八〇四に「伊豆久由可斯和何時多利斯」など、いづくの例なり。されば卷一以來「イヅク」とよみ來れり。さてこれを單に「イヅクニ」とよまむか、「イヅクニカ」とよまむかといふに、「何處の」二字は本來「イヅク」とよまるるのみの文字にして、その他は全體の歌の意より加へてよまるべ

きものなるが、然りとせば、ここは「イヅクニカ」と五音によむをよしとす。卷一、五八に「何所爾可船泊爲良武」黒人の歌、卷七、一一六九に「近江之海湖者八十何爾加君之舟泊草結兼」一一七二に「何處可舟乘爲家牟高島之香取乃浦從己藝出來船」卷十二、〇八二に「天漢河門八十有何爾可君之三船乎吾待將居」卷十三、三三四二に「何所鹿君之將座跡」の如く、「イヅク」といふ疑問の語には、「カ」といふ係助詞の附屬すること普通の現象なれば略解のよみ方をよしとすべし。

○吾將宿 舊訓「ワガヤドリセム」とよみたるが、古今六帖には「われはやどらむとせり。古義は「アハヤドラナム」とあり。されど、かゝる「ナム」は主として他に誂ふるに用ゐる語なれば、ここにはかなはず。文字のまますなほによまば、「ワレハヤドラム」とよまるべし。「ヤドル」といふ語は卷一、七の「屋杼禮里之」又卷十五、三六九三に「毛美知葉能知里奈牟山爾夜杼里奴流」などにて當時用ゐしことは明かなりと知るべし。さてここは「アレハヤドラム」とすべし。

○高島乃 「タカシマノ」なり。これは今近江國の高島郡といふ郡名にてしるきが如く、琵琶湖の西岸のうちにも北部一帯の土地の總名なりしなり。卷七、一一七一に「大御舟竟而佐守布高島之三尾勝野之奈伎左思所念」とあるなど、集中に屢その名見ゆ。和名鈔國郡部に近江國の郡名に「高島」之太加とあり。

○勝野原爾 舊訓「カチノノハラニ」とよめり。これは悪しとにはあらねど、古く「野をヌ」といひしによりて「カチヌノハラニ」とよむべきなり。この「カチヌノハラ」は上に引ける歌に「高島之三尾勝野」といへると同じ所なるべく、その「三尾」といへるは和名鈔鄉名部に高島郡の下に「三尾」美と

あれば勝野はその三尾郷のうち在る所なることは著し。この勝野といふ地は高島郡にて最南の郡境に近き湖濱の地にして今も「カチノ」といひてある町の名に名残をとゞめたり。この勝野は今は大溝町のうちの字となりたれど、大溝は元來勝野の町よりも西にある地にてもと城の名なりしが、後に城下町の發達して勝野と一になり、今や大溝を以て總名とするに至りしものにして、今の勝野の地より中江藤樹の住せし小川村などの邊を含める所也。この附近は廣からねど多少の廣さある平地なり。されば勝野原とはいへるならむ。

○此日暮去者　コノヒクレナバとよむ。この「去」は複語尾「マ」に借用したるその未然形なり。かく「ナ」にあてし例は卷二「一八二」に「飼之鷹乃兒栖立去者」などあり。

○一首の意　この歌第二句までが第三句以下より後にあるべきを反轉法によりて倒置せるなり。歌の意はもしこの高島の勝野の原にて行き暮れなば、この邊には宿るべき家とてもなければ、何處にて今夜は明さむかとなり。この歌は湖上を舟にて行ける時の歌にあらずして、その地を陸行せし折の歌なり。而してここを陸行せしならむが、この地は古大和の京より、北陸道に通ずる所謂北陸道の本街道なりしなれば、高市連黒人も北陸道に往還せしことありしものなりといふべし。

(二七六)

妹母我母、一有加母、三河有、二見自道、別不勝鶴。

○妹母我母　舊訓「イモモワレモ」とあり。これ悪しからねど「ワレ」をば古きに從ひて「アレ」とよむ

べし。意明かなり。

○一有加母　舊訓「ヒトツナルカモ」とよみたるが、槻落葉に「ヒトツナレカモ」とよみ、攷證は「ヒトリナレカモ」とよみたり。これを「ナルカモ」とよめば、ここにて一段落となり、下の「ツル」の語と無關係になり、「ツル」の終止を説明すること能はざるに至るべく、「ナレカモ」とよめば、下に對しての條件となるものなるが、この意を考ふるに條件たるものと考へらるれば、「ナレカモ」の方よしとす。さて一を「ヒトツ」とよむべきか、「ヒトリ」とよむべきかといふことは解釋に關係するものなれば、それらの説をとれる學者の意見を見るに、「一」とする説には槻落葉には「相おもふ心のひとつなればかも也」といひ、略解には「妹と吾身の二つならぬ心ちするを一つなればかもといふ也」といへり。これに反對して攷證は「一はひとり」とよむべし。わかれば、妹も吾も互に一人となればかも別れかぬるならんといふ意也。次の一本に「獨可毛將去」とあるをも思ふべし。さて一をひとりとよめるは字を略きて書るにて本集此卷「五十」に「荒有家爾一宿者云々(四三九)九」に「衣片敷一鴨將寢云々(一六九二)卷十九」に「一之宿者(二二三七)などあるにても思ふべし」といへり。さてこの攷證の説の一を「ヒトリ」とよまむことはこの傍證によりて必ずしも否定すべからず。然れども、次の一本の歌の「獨可毛將去」を證にとりてそれと同じき意なれば、「ヒトリ」とよまむとせるは首肯せらるべき説にあらず。何となれば、次なる歌のは「別れなば妹も我も離れく」になりて各單獨にて行かむといふにありて、「ヒトリ」と必ずいはずはかなはぬものなり。ここのは如何といふに、一本にいへる如き意ならば各單獨になることにて、その意にて

は「ヒトリナレカモ」といふは語不調にして「ヒトリニナレカモ」ともいひて「ヒトリナレカモ」とよむべきにあらず。加之「わかれなば妹も吾も互に一人となれば云々」といふことの如きは當然の事にして、下の「別れかねつる」といふ語に對しては何程の効果をも呈せざることとなり、極めて低調なる理窟をいへるに止まれり。かくの如くにして豈よき歌といひうべけむや。これは妹も我も外形的には二人と見ゆれど、實は一人ならむか。さればにや別れかねるといへるにて、かく考ふるときは攷證の説よりも寧ろ舊訓の方まされりとす。さて、かく外形は二人なれど、實は一つならむと思はるといふ意にとる時は「ナレカモ」といへる方よからむ。「ナレカモ」は、後世ならば「ナレバカモ」といふべき所をこの頃の一の語格として「ナレ」といふ已然形そのままにて下につけて條件を示せるものにして、卷一以來しばしば例のありしものなり。かくて「一は又ヒトリ」にても「ヒトツ」にても大差なき事とならむが、よく考ふれば攷證の説よりも久老千蔭等の説の方歌の意に近しと見るべく、新考の説をよしとす。然るときは「一ツ」といひて不可にあらねば、楓落葉のままにてよしとすべし。

○三河有「ミカハナル」とよむ。「三河は國名にして、その「三河ニアル」といふを約めて「ナル」といへるなり。この語法の例も卷一以來屢出でたる所なり。

○二見自道 舊訓「フタミノミチニ」とよみたるが、古寫本の多くは「フタミミチヨリ」とよめり。又代匠記には「フタミノミチユ」とよみしが學者多くこれに従へり。この文字のつづけ方正しくこれらの訓の如しとは斷言しうべからぬさまなるが、今確かなる訓を加ふる手段を知らず。

さて「自」は「ニ」とよまるべき文字にあらずして助詞としては今の「ヨリ」に當るものなり。さて「ヨリ」の古語は「ユリ」「ユ」「ヨ」の三體あるが、こはその古きと、音の數とによりて「ユ」とよむをよしとすべく、従つて今姑く代匠記の説に従ひおく。かくて「二見」は三河國內の地名と考へらるるが今、詳かならず。貝原益軒の吾妻路之記に「御油より吉田まで二里半四町云々古は三河のふたみ道とてわかれずあれど、末はひとつになるとかや。長明は是よりほん野にかゝり、豊川に行とみえたり。阿佛は是よりわたり津にかゝり志加須香の渡りをこゆると見ゆる。今はごゆにかかりて吉田へ出づるなり」と見ゆるは、或はこれならんといふ。東海道名所圖會「御油」の次に「本坂越」をあげ、その次に「二見道」をあげ、それに注して曰はく「御油より左(京都より江戸に下る順序なり)へ別れて八幡野口を歴て本野が原にかゝり豊川に至る、これいにしへの街道なり」といへり。この二見の道といへるにつきて考は「三河の任などはてて大和へのぼる時よしありて尾張近江山背攝津をめぐりて歸るべければ、妻は直に大和へ歸る時の別をしめるならん」といひたるが、新考にはこれを否定してさて曰はく「案ずるにこは、三河より更に東なる國に赴かむとせし時によめるなり。抑三河より遠江に到るには御油より吉田(豊橋)二川、白須賀、新居、舞坂、濱松を経て、天龍川に出づる道と、御油より本野原、嵩山、本坂越、氣賀、三方原を経て天龍川に出づる道とあり。甲は東海道の大路にて、乙は所謂姫海道なり。甲には途に今切の險あれば、女子は好みてこの道に由りけむ故に姫海道といふにこそ。今も黒人は本道を行き、妻は姫海道をゆかんとする故に、フタミノミチユワカレカネツルとよめるなり」といへり。この説頗

るくはしく従ふべきに似たりといへども、三の疑ふべき點あり。第一の點は黒人が東國に赴かんとしたりといふことなり。これは全く有るまじとはいふを得ざれど、黒人を京畿地方の人とせば、三河より京畿の方にかへらむ路といふは考へうべきことなれど、反對に東國に行かんとせしといふ假説は、何かかくいふべき證なき限りはただ想像といふに止まれり。第二の點は黒人をば、諸家の説の如く國司として三河に有りしものとせば、その國府に在りしものとせざるべからず。若し國府に在りしものとせば、その國府は今の國府村に在りものにしてその地は御油につづきて東にあるものにして、所謂二見の分岐點はその國府村の西、御油との中間にあるものなれば、東國に下らんとて、國府より一旦西に到り、さて分れしものといふべきに似たり。これ不合理なり。されど、これも亦些少の里程なれば、その妻の姫海道を行くを送らんとしてその追分まで到りしものともいはばいはるべし。第三の點は本海道には今切の險ありて婦女子のこれを厭ふといふことなり。これは後世の事情を以て古を推すものといふべし。何となれば、この今切の渡は明應八年六月十日の地震にて切れて湖と海とが一になりしものにしてその以前には所謂濱名の橋こそありたれ、さして險難の地とはいはれざりしなり。若今切を以てその理由とするものならば、この歌はその今切の出來し時より八百年前の歌なればこれは問題とすべきものにあらず。されば、この新考の説はうけられず。なほ、フタミノミチユ、ツカレカネツルとよめるより考ふれば、この追分にてその女と分れしことは明かなるが、これは國府より出でて京にかへらむとて、そこにその女に分れしものならむか。か

く人を送りてある追分まで到り、そこに別るるは古今の通情なり。さて又その妹とあるも、本妻なりしか、或は他の女なりしか明かならざるものなりとす。

○別不勝鶴 「ツカレカネツル」とよむ。「不勝」は堪へざる義より不能の「カヌ」にあてたり。この「カヌ」といふ語は卷一三〇の「船麻知兼津」又七二の「忘可禰津藻」以下例少からず。かくて、鶴は複語尾ツの連體形「ツル」をあらはすに借りたるものにして、ここに連體形を用るるは上の「カモ」の係に對する結なりとす。

この歌につきて、契沖は「二見を二身になしたるか、さらずともふたみと云名よりひとつなるかとはいへり」といひ、千蔭は「一つなれかともいひ、又三河二見など求て數を重ねよめる也」といひ、攷證に「この歌」といひ、三河といひ、二見といひて文をなせりとおぼし、古歌にはめぐらしき體なり」といひ、古義に「三河二見といへる因に」と云るなり」といひ、大方の學者皆かくの如き説をいだけるが、新考はこれらを否定して「共に鑿説なり」といへり。余も新考に左袒すべし。されど、作者の意識せるか否は第二の問題としても、かく見らるべきさまになりてあるは明かなり。而して古歌に決してかかる技巧なしとも斷言すべからざるなり。

○一首の意 妹も吾も一體なるものにあるものなればにや、この三河の二見の道より分れむとすれど、別れかねたる事よとなり。

一本云、水河乃、二見之自道、別者、吾勢毛、吾毛、獨可毛將去。

○一本云 或る本、上の歌をかかるとして傳へたりといふ事なるべし。されど、上の歌は男のよめる歌にして、これは女のよめる歌なれば、作者は一にあらざるべし。ただ詞の同じさまなるによりてかかると傳の生じたるに止まるものなるべし。考は「是は妻の和たる歌なり。然れば端に黑人歌八首とするせし中に載べきにあらず。思ふに此八首の次に高市黑人妻和歌とて此歌有つらんを今本に脱、一本には亂てここに入つらん」といへり。或はさる事ならんも知らねど、今にして確かには知るべからず。

○水河乃 古來「ミカハノ」とよめり。古義には「乃は有の誤として、ミカハナル」とよめり。されど、さる字の本なければ、從ひ難し。なほ古來のまゝ、四音一句とすべし。

○二見之自道 舊訓「フタミノミチニ」とよみたるが、本文にていへる如く「フタミノミチユ」とよむべきなり。

○別者 舊訓「ワカルレバ」とよめり。楓落葉に「ワカレナバ」とよめるが、諸家大方これに従へり。これは下の「ユカム」に對して考ふれば「ワカレナバ」とよむをよしとす。

○吾勢毛吾毛 古來「ワガセモワレモ」とよめるが、古風に「アガセモアレモ」とよむべきならむ。即ち「吾が夫も吾も」といへるにて女の詞なり。

○獨可毛將去 「ヒトリカモユカム」とよむ。各獨になりて行くことならむとなり。

○一首の意 この三河の二見の道より別れなむには、吾夫の君も獨旅にてさびしからむ。吾も亦孤獨にてさびしき事とならむとなり。

速來而母見手益物乎山背高槻村散去奚留鴨

○速來而母 舊訓「トクキテモ」とよみたるを楓落葉に「ハヤキテモ」とよみ、古義もまたしかよめり。而して楓落葉は「速はハヤ」とよみて「とく」とよむべからずといひたるが、鴻巢盛廣氏が奈良文化にいへる如く「速は速河六八七血速舊三二六六などの如くハヤ」とよむべき例は多けれど、又卷九(一七一八)に「足速水門爾」などの「ト」の假名に用ゐるたる例もあれば「トク」とよまむに不都合はなきなればもとのままにあるべし。

○見手益物乎 「ミテマシモノヲ」とよむ。意明かなり。「マシ」は「マセ、マシ、マシカ」と活用する複語尾の連體形にして、未然形に屬して、不確實に豫想寧ろ假想するものなり。以上、一段落とす。

○山背 「ヤマシロノ」とよむ。「ノ」字なければ、次の語との關係よりして加へよむべし。山背は今の山城國なるが、古事記には「山代」とかき、日本紀には「山背」とかき、宇治橋碑(歷代編年集成所載)には「山尻」とかけり。一般には奈良朝以前には「山背」とかけることは、靈異記等にも見ゆるが、延暦十三年七月平安奠都の時に、詔ありて「山城」の文字に改められしなり。名義は「山ウシロ」の義にして大和の京の時代の命名なりといふ。

○高槻村 舊訓「タカツキムラノ」とよみたり。楓落葉に「タカツキノムラ」とよみてより學者多くこれに従へり。然るにその意義に到りては從來の説にては治定せりと考へられず。先づ、契沖はその代匠記初稿本に「高槻村いづれの郡といふ事をしらす。今高槻といふは津國なり」と

いひ、清撰本には「高槻村、今は世に聞えぬにや。高き槻の木あるに依て名を得たるか」といひて決定せず。槻落葉には「高槻といふ地名、攝津の國にもあれば、こも地名にて、村は村邑なるべくおもへど、さにはあらじ。下伊豫、温泉の歌に御湯のうへの樹村を見れば、とある村におなじく、高き槻の木の生たる木群をいふ成べし」といへり。かくて學者の説まち／＼にして一定せず。古義の如きは「兩説あるべし。一にはタカツキノムラとよみて、高槻は村名にて攝津國に高槻と云地あり。山城にもあるなるべし。さてその村の黄葉の散れるをよめるなるべし。(集中に春日の山は咲にけるかもなどよめる如く、花黄葉といはずて咲散と云ること古風なり。二にはタカツキノムラと訓て高槻は木高きたてる槻をいふべし。村は木群なり。(攝津國の高槻も木高き槻のありし故に負る地名なるべし。さらば、その槻の黄葉の散れるをよめるなるべし。』といひて、決定せず。近頃に至り、佐々木氏の新訓萬葉集に「タカツキノムラ」とよみて從來の説と異なる訓を立てたれど、その説明はなし。鴻巣盛廣氏は奈良文化誌上にこれらの訓を批評して、地名とする説は従ふべからずとし、次に「高き槻の木の群の義」とする外なしとせるが、「山城の國の高い槻木の群ではあまりに區域が廣きに過ぎてふさはしくないことになる」といひて、山背をば狭義にとり、那羅山背後の小區域をさせるとし、大體相樂地方なりとし、「タカツキノムラ」とよむをよしとせり。この説は從來の諸説よりはとるべき點多しと考へらるれど、なほ「タカツキノムラ」といふ語にては不徹底の感あり。最近に至り、生田耕一氏が「藝文」第二十二年第一號誌上に「萬葉の高槻村の出土訓と試掘訓」といふ題にてこの訓の研究出でたるが後に萬

葉雜語難訓攷に收む、その委しきことはその本文に譲り、先づその結論をあげむに、氏はこれを

ヤマシロノ タカノツキムラ

とよむべしとするにありて、その「タカ」は山城國內の地名とするなり。ここにこの説を批評する前に「高槻村」といふ地名とする説を顧みるに、「タカツキ」といふ地名は攝津近江などにあれど、山城には古今かつてなし。されどこの歌あるによりて、なほ山城に求めむとする學者少からず。山城名勝志の如きは乙訓郡の附録の中に高槻村をあげてこれに注して曰はく、「上古は山城國の内にもありける歟。其實をしらず」といひたるが、かくせるは實はこの歌によれるものなるべければ、他に確かなる證とはあらぬなり。しかれば、高槻といふ地が山背國に存せしことは信ぜられず。次にこれを地名とせずは山城國の高き槻の木群の義とすべきが、然るときは、山城國外より一見してあれが山城國の槻木の群なりと知らるる程のものならざるべからず。かくの如きは山城一國が平野なる時などにいふべきことにして實際の地勢よりいふならば、少くも比叡山ほどの高さなくてはいはれぬことにして、あるべきことにあらず。この故に生田氏の説にして信ずべき證あらば、最も當を得たるものといはるべきなり。氏は「タカ」は山城國綴喜郡多賀郷なりといひ、古の多賀郷の地は今多賀井手一圓の地の古き稱なりとしてこれは清音にて「タカ」とよむべく此の地方の人は皆「タカ」といひ、又式内の「高神社」といふ社も存すといへり。これは太平記に後醍醐天皇の笠置より出でさせ給ひ到りましし土地の名に多賀の郡有王山といふもこの地なりといふ。即ちこれを

山背のタカノ槻群とし、

山代 泉 小菅

山代 石田 杜

開木代 來背 社

などと同じ語格なりといふなり。この説最も當を得たりと思はるるによりてこれに従ふ。即ち山城國內の多賀の地にある槻の木群なり。槻木の事は集には卷二以來屢見ゆるなり。○散去奚留鴨「チリニケルカモ」と古來訓みたるが童蒙抄には「アラケセルカモ」又は「アセニケルカモ」とよみたり。されど、これは「村の散るといふことあるべからずとしていへるなれば、上のよみ方をとれる以上、この説は不用になれりといふべし。この「散る」は槻の木群の木の葉の散るをいへるなり。その下四字のよみ方は説明するまでもなし。

○一首の意 早く來てこの山背の高地の槻の木群の黄葉を見てはやすべかりしものを。彼是として來ることのおくれたれば、この多賀の地の槻の木群の木葉ははや散りてしまひけりとなり。

石川少郎歌

○石川少郎 この「少郎」古葉類聚抄には「女郎」とし、温故堂本には「小郎」とせり。さて又萬葉考には

「女郎」の誤とし、槻落葉には「女郎」とせり。按ずるに「女」とかける本は古葉類聚抄のみなれば、證として力足らず。又考には「こ」は必女の歌なるを男女の歌の分ちをだに見しらずや」といきまき、槻落葉もこの歌は「女歌なる事いちじろし」といへり。されど、女の歌たりといふ證は一もなし。かへりて女の歌なりといふ人々の説こそ疑はしきなれ。なほこの作者の事は左注の下にいふべし。「少郎」は字音のままよむべきものならむ。

(二七八)

然之海人者、軍布苜鹽燒、無暇、髮梳乃少櫛取毛不見久爾。

○然之海人者 「シカノアマハ」とよむ。「然」は「シカ」といふ語の假名にあてたるにてここは地名なり。その地は筑前國糟屋郡の地にして、今志賀島とてある地もそのうちなり。和名鈔郷名部に糟屋郡の下に「志阿」とある「阿」は恐らくは「珂」又は「訶」の誤なるべし。日本紀、神功皇后卷に新羅征伐の嚮導とせられし人の名に「磯鹿海人名草」といふあり。この地は延喜式内の志加海神社のある地にして、今は糟屋郡志賀島村といふ。博多灣の東北一帯を抱きて東より西に互れる長き半島の端にして、海の中道といふ一道の淺洲によりて僅かに陸地につづけり。「シカ」といふ地は他にもあれどこの歌は作者より推して、この地なるべく思はる。「海人」は「アマ」にして、漁撈を業とする人なるが、卷一には「白水郎」とかけり。海人の義はそこにいへるが故に委しくはず。志賀のあまの著しかりしことは、卷七、一二四五に「四可能白水郎乃釣船之綱云々」又「一二四六」に「加之乃白水郎之燒鹽煙云々」又卷十一、二六二二に「志賀乃白水郎之鹽燒衣」二七四二の「牡

鹿海部乃火氣燒立而(又卷十五)至筑紫館望本郷棲槍作歌四首中に「之賀能安麻能一日毛於知受」(三六五三)思可能宇良爾伊射里須流安麻(三六五三)あり。又卷十六には「筑前國志賀白水郎歌十首」(三八六〇—三八六九)あるにても知るべし。

○軍布刈鹽燒「メカリシホヤキ」とよむ。「軍」字は古葉略類聚抄に「草」とあれど「草布」といふものありとも見えねば從ひ難し。又「軍布」といふものも亦見る所なし。代匠記には「軍布をめとよむやう未詳。今按混渾通用するを思ふに昆と軍と音近ければ昆布にや。昆布は和名比呂米一名衣比須女なり。又軍中兵糧の羹の料にめをも藏めおくと申せば、その心にや」といへり。童蒙抄は「軍は渾の字のシ(三水扁)を脱したる也云々」といひ昆布とせり。槻落葉には「葦布」と改めたるが、別に證もなきことなり。攷證には「軍は葦の略體にて葦は葦菜などつづくる字にて説文徐鉉注に葦臭菜也云々。文選養生論註葦與同云々ともありて菜類の匂ひあるものをいひ布は昆布和布荒布などすべて云々海藻はすべて匂ひあるものなれば葦布とはかけるなるべし」といへり。されど昆布は北海に産してここに産せず、又海藻は葱菰などの葦菜とは一ならねば以上の説どもいづれも信服しかねたり。今後の研究にまつべきものなり。「布は昆布和布荒布などに用ゐるにて知る如く、メ」といふ語にあてしなり。畔田伴存の古名録には軍布を「ニキメ」即ち今の「ワカメ」の一名としてあげたり。しかも如何なる理由によれるかをいはず。即ち「メ」といふは一般の食用海藻の總名をも「メ」といへども主として「メ」といふは今のワカメの事なり。ここも「メ」とよむ外はあるまじくさす所も「ワカメ」なるべし。而して「シカ」の海人のメ

を刈りしことは、卷十二「三一七七」に「然海部之磯爾刈干名告藻之名者告手師乎如何相難寸」といふあり。鹽を燒きたる事は上卷の歌「一二四七」卷十二「二六二二」などあり。

○無暇「イトマナミ」とよむ。暇は「イトマ」なるが、この語の假名書の例は卷十五「三六七二」に「伊刀麻奈久安麻能伊射里波等毛之安敵里見由」(卷二十四「四五五」)に「奴婆多麻乃欲流乃伊刀末仁都賣流芹子許禮」などあり。この「無」を「ナミ」とよむは卷十四「三五四二」に「許呂伊多美安我毛布伊毛我」(卷二十四「〇八八」)に「宇流波之美安我毛布伎美波」の如きあり。又「無」の例は古事記下卷清寧段の歌に「意富多美袁遲那美許會須美加多夫祁禮」(本集卷十五「三五九〇」)に「伊毛爾安波受安良波須敵奈美伊波彌布牟伊故麻乃山乎故延且會安我久流」(卷十七「三九〇五」)に「遊内乃多努之吉庭爾梅柳乎理加謝思底婆意毛比奈美可毛」(卷二十四「三七九」)に「之良奈美乃與會流波麻倍爾和可例奈波伊刀毛須倍奈美夜多比蘇且布流」などあり。これは形容詞の語幹をば「マ」行四段の如く活用せしめし、その連用形なるものにしてここはその連用形が修飾格として立てるものにして、暇無きによりてといふに似たる意をあらはせり。

○髮梳乃少櫛 舊訓「ツケノタクシヲ」とよみたり。これは仙覺以前の古本には「カミケツリノタクシ」とよみたるを仙覺がこれを語長しとて「クシヲノタクシ」とよみたるが、新勅撰集には「くしげのをぐし」とよみて入れ、拾穂抄はこれをよしとせり。代匠記には「クシノタクシ」とよむべきかといひ、本居宣長は玉の小琴に於いて「髮梳は道麿がゆすると訓るぞ能當れる」といひ、諸説紛紛たり。先これを文字のままによまば、古點の如くならむが、九音となりて極めて調をなさず。